

広島県 薬剤師会誌

2021

隔月発行

1

No.291



年頭挨拶

〈巻頭特集〉

ヤクザイくんが行く！ Vol.4

広島佐伯薬剤師会

『地域社会と協力しながら「安心・安全なまちづくり」を目指します』



公益社団法人
広島県薬剤師会

«««令和2年の表紙»»»



●令和2年1月号 ナツメ（クロウメモドキ科）

ナツメの果実を大棗として薬用にします。漢方では精神を安定させ胃腸の働きを盛んにする効能があり多くの漢方処方に配剤されます。

ナツメの原種であるサネブトナツメは棘が多く種子を酸棗仁といい不眠症に用います。ナツメの幹は堅く曲がり少ないので水車の軸木などに用いられたようです。



●令和2年3月号 ゲンゲ（マメ科）

レンゲとして親しまれていますが正確な植物名はゲンゲです。マメ科植物で空中窒素を根に貯めることから肥料として利用されてきました。全草は民間薬で利尿や解熱に用いられたことがあります。花蜜は良質のショ糖やビタミン類を含むため滋養、滋潤、咳止めなどに有効です。



●令和2年5月号 スイカズラ（スイカズラ科）

スイカズラの語源は花の蜜を子供たちが吸うことから名づけられました。花の色が白と黄になることから金銀花と言われます。また冬でも葉が落ちないことで忍冬とも言われています。花は湯煎をして服用することで咳止めや咽の炎症を鎮めます。荘防排毒散や銀翫散に含まれます。



●令和2年7月号 コガネバナ（シソ科）

根を黃芩として薬用にします。成分のバイカルリには利胆・抗炎症・降圧・鎮静作用などがあります。漢方では発熱・咳嗽・黄疸・出血がある時などに清熱解毒薬として用います。特に肺に炎症がある時に用いる清肺湯や小柴胡湯、発熱を伴った下利に黃芩湯、高血圧や鼻血に三黄瀉心湯など多くの漢方処方に配剤されます。



●令和2年9月号 シシウド（セリ科）

根を獨活として薬用にします。Angelica pubescens Maximが学名です。属名のAngericaとはエンジェルの意味で種小名のpubescensとは青春という意味を含むラテン語で構成されています。急な首肩部の痛みに獨活葛根湯、体力のある人の腰痛に獨活湯、皮膚病に用いる荘防排毒散などの漢方処方に配剤されます。



●令和2年11月号 カラスウリ（ウリ科）

カラスウリの根を土瓜根、または王瓜根として薬用にします。金匱要略には芍藥や桂枝などと合わせ月經困難症に用いると記載しています。花は暗くなつてから開花し特殊な蛾を呼ぶためか白い糸状の花びらを伸ばします。次の日の夜明けには花は閉じてしまします。

広島県薬剤師会誌目次

No.291

年頭挨拶	2
新年隨想	13
 《巻頭特集》	
ヤクザイくんが行く！ Vol.4 広島佐伯薬剤師会のご紹介	14
 事業報告	
■ 第53回日本薬剤師会学術大会	16
■ 令和2年度第1回広島県アレルギー疾患医療連絡協議会	21
■ 第40回広島県薬剤師会学術大会	22
■ 子育て応援団すこやか2020オンライン実行委員会	28
■ 第37回広島県薬事衛生大会	29
■ 令和2年度薬祖神大祭	29
■ 令和2年度第2回広島県認知症支援体制推進会議	32
■ 2020年度安田女子大学 OSCE 直前講習会および本試験	36
■ 福山大学薬学共用試験（OSCE）本試験	37
■ 令和2年度広島大学薬学共用試験 OSCE 本試験	38
 研修会報告	
■ 広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I	39
■ 令和2年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者研修会	40
■ 令和2年度第2回認知症対応力向上研修（広島市）	41
■ 認定実務実習指導薬剤師養成講習会	43
■ オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会	44
■ 復職支援研修会	45
 福利厚生 指定店一覧	46
 お知らせ	49
研修会のお知らせ	90
薬事情報センター	91
薬剤師の休日	98
薬局紹介⑰	100
書籍等の紹介	101
告知板	104
編集後記・表紙写真解説	106
保険薬局部会のページ	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



年頭所感

公益社団法人 広島県薬剤師会 会長 豊見雅文

2021年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様、そのご家族の皆様におかれましては、穏やかにお正月をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年3月6日に広島県内で最初の新型コロナ感染症の患者が報告されて以来、我々の活動は新型コロナウイルスに制限されました。病院、診療所、薬局では常に感染の機会が目の前にあるのですから、なおさらです。薬局では、管理薬剤師自身が感染した場合まで想定し、いかにクラスターの発生を防いで、業務を続け医薬品を患者さんに提供していくか、しっかり準備をしておかなければなりません。薬局にはそれを準備するための補助金も用意されています。十分な備えをお願いします。日常生活では、全員が常に感染症予防の基本を守り、自分が感染しないように身を守りつつ、他人に広げることがないよう生活をするという試練を与えられています。早く、平常の生活に近い状態に戻れるよう祈るばかりです。

昨年11月には「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」をオンラインで開催しました。緊急避妊薬をOTCにするよう運動している団体もあることから、今年どのように規制の変化があるかわかりませんが、私は以前より、緊急避妊薬はBPC(Behind the pharmacy Counter)にするべきであると考えています。日本でいえば、処方箋を必要としない医療用医薬品と考えても良いでしょう。販売に薬剤師のコンサルティングが要求される医薬品です。しかし、もしうなれば緊急避妊薬を手に入れるハードルが低ければ低いほどよいと考えている人たちにとって、薬剤師が新しいハードルになるわけですから、我々にはそれなりの覚悟が必要だと考えます。

本年はもう一つ、薬局から、また学校薬剤師として情報発信をして行きたいことがあります。HPVワクチンです。子宮頸がんには毎年1万人が罹患し、3千人近くの人が亡くなっています。日本では極端な報道があったせいで、ワクチンの接種率が1%以下になってしましましたが、世界的には副反応が少ない安全なワクチンで、がんを防ぐ効果も確実であることが証明されています。小学校6年～高校1年相当までの女の子は無料で接種することができます。6ヶ月の間に3回の接種が必要なことなど、正確な情報を薬局から広報していくことができればと考えています。

健康サポート薬局の称号は使わなくても、広島県内の薬局のすべてが、処方箋調剤だけに限ることなく、県民の健康を守っていくという責務を持っていると考えています。薬剤師が矜持をもって地域の人々のための仕事をする。これにつきると思います。広島県薬剤師会はそれを全力でサポートします。

最後になりましたが、皆様のますますのご多幸とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年ご挨拶

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 山 本 信 夫

新年あけましておめでとうございます。広島県薬剤師会の会員の皆様におかれましては、新春をお健やかにお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、平素より日本薬剤師会の諸事業に格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。昨年は新型コロナウイルス感染症対策で明け暮れた一年でありました。思いかえせば、1月に日本国内で最初の感染患者が発生の後、2月のダイヤモンド・プリンセス号における3,700名を超える乗客・乗員への検疫、日本国内でのパンデミックの発生、緊急事態宣言、第二波、第三波等の到来があり、現時点でも予断を許さない状況が続いております。こうしたコロナ禍の下にあっても薬剤師・薬局の皆様におかれでは、薬局での感染防止に取り組みながら、国民への環境衛生の普及・啓発、地域の医薬品提供体制を維持し、必要な薬をたえまなく地域住民へ供給し続けていただいていることに、日本薬剤師会を代表して感謝申し上げます。

また、昨年は改正医薬品医療機器等法の一部が9月に施行され、薬局の定義が改正されました。改正法では、これまでの調剤を行う場所という定義から、薬局は調剤のみならずOTC医薬品を含めたあらゆる医薬品を取り扱う場所であり、服薬指導などの薬学管理を行う場所であることが明確にされました。今回の改正はまさしく皆様がこれまで地域で実践してきたことが具現化されたものと言えます。住民・患者から信頼されて選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けてその一翼を担うとともに、期待される役割を果たしていくこと、皆様今後ともよろしくお願ひ申し上げます。一方、政府では昨年9月に安倍政権から菅政権にバトンタッチされ、「デジタル化」「規制改革」という言葉が繰り返し取り上げられるようになりました。薬剤師・薬局に関わるものとしては、オンライン服薬指導に関するルールの見直し、OTC医薬品の販売における薬局・店舗販売業における専門家の常駐の考え方、電子処方箋の推進のための整備などがあげられます。当然ながら、これらの改革は、単にアナログがデジタルに変わったのではなく、「モノからヒトへ」の流れの中で、薬剤師がなすべき責任を的確に果たすことが可能となり、薬剤師・薬局が行っている業務を円滑化し、なすべき業務をより進めやすいものにするものでなければなりません。そのうえで、住み慣れた地域で、国民が安全、安心して医薬品を使うことができるよう、薬剤師・薬局には、医薬品の使用状況を一元的・継続的に把握し、薬物治療の責任を全うできる環境を整えることが求められているものと考えております。貴会会員の皆様におかれましては、薬剤師が専門職としての矜持をもって、以上述べた社会のニーズに応える医療人となるべく日々研鑽を積み、国民・患者のために、各地域において薬剤師の知識、経験、能力を最大限発揮していただければ幸いです。結びにあたり、貴会のますますのご活躍とご発展を祈念いたしますとともに、今後とも本会事業にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。



年頭にあたって

情報監視審査会会长／参議院議員・薬剤師 藤井基之

新年明けましておめでとうございます。薬剤師会会員の皆様には、お健やかに輝かしい新たな年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により社会生活や経済活動に大きな影響を与える一年となりました。横浜港に停泊したクルーズ船での船内検疫や乗客への処方等、医師や薬剤師等の活動が衆目を集めることとなり、重症患者等多くの感染者を受け入れ、日夜献身的に働く医療従事者へは感謝の声が寄せられました。

新型コロナウイルス感染症は未だ拡大が続いています。日本は欧米程ではありませんが、収束への目途は立っていません。菅新総理は、感染症対策や停滞する経済の活性化等、喫緊の課題に確実に取り組む姿勢を強調しました。そして、新型コロナワクチンについて、本年前半までに全国民に提供できる数量を確保することを表明しています。一刻も早いワクチンや治療薬の開発・供給に期待するとともに、国民それぞれが3密の回避等、感染予防に引き続き努めていかなければなりません。

さて、昨年4月には診療報酬・調剤報酬の改定が行われました。そして、今年は中間年の薬価改定の最初の年に当たります。医療機関及び薬業関係者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、薬価調査したとしても適正な市場実勢価格の把握は困難として、薬価改定の見送りを強く求めてきました。骨太方針2020には「本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。」と記しています。昨年9月の薬価調査結果は市場実勢価格を適切に反映しているか、中医協等において十分な検証が行われ、適切な判断が示されるものと思われます。

また、昨年9月1日に改正薬機法が施行されました。薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて薬剤の使用状況の把握や服薬指導することが義務とされ、テレビ電話等によるオンライン服薬指導が可能となりました。

オンライン服薬指導については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時限的・特例的な取扱いとは異なり、対面で服薬指導又は患者宅で対面服薬指導を行ったことのある患者に限定され、服薬指導は映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら行う必要があります。これに対して、行政改革・規制改革の実行やデジタル化の推進を重要政策に掲げる菅内閣は、その緩和の検討を進めています。いずれにしても、薬剤師が適正な服薬指導を確実に行い、患者さんが安心して薬を使用できる環境を整えていくことが、何よりも重要となっています。

一年延期された東京オリンピック・パラリンピックが今夏に開催され、ウィズコロナ、ポストコロナの明るい社会となることを期待したいと思います。

貴会会員の皆様方の益々のご活躍にご期待申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶と致します。



新年にあたって

自民党厚生労働部会副部会長 参議院議員・薬剤師 本田顕子

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には、お健やかに輝かしい新たな年を迎えたことと、心よりお慶び申し上げます。

皆様のご支援により国政の場にお送りいただいてから早くも1年半が過ぎました。この間、党務、政務に力一杯取り組んで参りました。国会におきましては、昨年8月の閉会中審査を含め5回の質問、また、10月に召集された臨時国会でも質問の機会をいただくことができ、薬剤師の立場から、その時々の状況を踏まえて政府の見解をお聞きすることができました。

昨年の通常国会は、新型コロナウイルス感染症対策が中心的な課題となりました。4月には緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、支援対策として2度にわたる補正予算が組まれました。外出自粛や他県への移動自粛の要請等のため、外来患者の減少と長期処方の増加等により、医療機関や薬局経営に多大な影響がでております。厳しい状況はさらに続くものと懸念しておりますが、第二次補正予算による支援策をぜひ活用していただきますようお願い申し上げます。

国民の皆様の健康な生活を維持するためには私たち薬剤師の力が必要なことは誰も否定できないところであります。私も国政の場で薬剤師の声を発信してまいりますので、引き続いてのご支援をお願い申し上げます。

さて、昨年日本薬剤師連盟の組織内候補に決定されました神谷まさゆきさんは、新型コロナ禍にもかかわらず力一杯の活動を展開しておられます。私も応援を続けておりますが、全国の薬剤師会の皆様のご支援もよろしくお願い申し上げます。

最後に、本年が薬剤師会の皆様にとって素晴らしい一年になりますことを祈念申し上げ、新年に当たっての挨拶といたします。



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック

本田あきこの部屋

ツイッター

@89314honda



あけましておめでとうございます

日本薬剤師連盟副会長 神 谷 まさゆき

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年は私にとりまして、政治を志すことを決意した忘れられない年になりました。一方、新型コロナウイルス感染症の蔓延が社会・経済活動に大きく影響した一年でもあり、私が日本薬剤師連盟定時評議員会において組織内統一候補に選任いただき、日本薬剤師連盟副会長を拝命した3月26日は、改正新型インフルエンザ特別措置法に基づき政府対策本部が設置された日でした。その後、4月7日に発令された緊急事態宣言が5月27日に移動制限とともに解除されたことから、6月7日の滋賀県へのオンラインによる訪問を皮切りに、都道府県への訪問を始めることができるようになりました。直接訪問を原則として活動しておりますが、オンライン訪問で画面を通じて皆様の視線を感じ、励ましの拍手などをいただくと、早く直接お目にかかりたいという思いが強くなります。

私の政治信条は、「国民皆保険制度の堅持」、「かかりつけ薬剤師・薬局による医薬分業制度の定着」、「地域や医療機関におけるチーム医療の推進」、「セルフケア・セルフメディケーションの推進」、「災害に強い医療・介護提供体制の整備など国土強靭化の推進」、「優れた医薬品・医療機器の安定供給のための環境整備」、「女性、高齢者、障がい者等が活躍できる社会の構築」、「少子化対策の充実・強化」、「公衆衛生の一層の向上」、「ドーピングを含む薬物乱用防止対策の強化」です。薬剤師がそれぞれの職域において職能を十分に発揮し、国民が健康で安心して生活できる社会を創るために行動していきたいと考えます。

本年は丑（うし）年ですが、「丑」には結ぶという意味があるといわれています。2月から予定している全国支部訪問では、多くの皆様との結びつきを大切にして、力一杯頑張りたいと思います。本年が皆様にとって素晴らしい年になりますようお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

① Facebook ページ

『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』
を公開しました。
右のコードから閲覧してください



③ 神谷まさゆきメールマガジン

を開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします



② 神谷まさゆきのホームページ

を開設しました。
右のコードから閲覧してください



④ 神谷まさゆきの公式 LINE アカウント

を開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします





新 年 挨 捶

一般社団法人 広島県医師会 会長 松 村 誠

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の先生方には、今年も健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より広島県医師会の諸事業・諸業務にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

中でも、広島県薬剤師会の皆さまとは、「広島県四師会協議会」、「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」、広島県地域保健対策協議会の「医薬品の適正使用検討委員会」をはじめとした各種連携事業の推進により、ともに県民の健康増進に寄与する活動を行っていただいておりますこと、誠に感謝を申し上げます。

さて、私たち、広島県医師会の新執行部が昨年6月14日に発足して以来、はや6ヶ月半が経過致しました。新型コロナウイルス感染症の渦中での船出となりましたが、新執行部では行政、大学と医師会が緊密に連携し、まさに官・学・民の総力を挙げた「オール広島の県医師会」をスローガンに、様々な取り組みを進めているところであります。

とりわけ、広島県薬剤師会館のある二葉の里地区には、広島県歯科医師会館とともに広島県医師会館があり、まさに地域医療支援の拠点となっております。この拠点機能を活かしつつ、薬剤師会の皆さまとともに、われわれ、医療専門職が一体となって総合力を発揮し、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策はもとより本県の地域医療を守るため、オール広島で連携し本年もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

特に with コロナ・after コロナの新たな時代に即した地域医療体制を目指す上で、医療福祉情報共有の基盤整備は益々重要となってきております。本県では「ひろしまお薬ネット」をはじめとした HM ネット（ひろしま医療情報ネットワーク）のシステム基盤をより一層進展・統合させ、パソコン1台あれば対応可能な広島版 PHR (Personal Health Record) の構築を目指しておりますので、薬剤師会の皆様におかれましても何卒、連携・協力をよろしくお願ひいたします。

本年も、われわれはともに広島県の各地域の実情をしっかりと踏まえて、薬剤師会の皆様はもとより幅広く医療職の総力を結集して、本県の地域医療の充実・発展のため全力で取り組んでまいります。

結びに、貴会の益々のご発展と貴会会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念し新年のご挨拶とさせて頂きます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



年頭所感

一般社団法人 広島県歯科医師会 会長 甲野峰基

新年あけましておめでとうございます。

広島県薬剤師会会員の先生方におかれましては、新しい年をご家族お揃いで健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年（令和2年）は、本会執行部の新たなスタートの年として位置付け、会長就任時に掲げておりました改革を、さらなるスピード感をもって進めていこうとした矢先、中国武漢で発生した“新型コロナウイルス感染症”は、瞬く間に世界中に感染拡大し、広島県においても「歯科医療は危ない」との誤った情報の拡散により、歯科は勿論医療体制は崩壊の危機に接する事態となりました。

県歯会としては、直ちに歯科医療現場の安全性、治療中断の危険性などを、「県民の皆様へ」というメッセージを通じて情報発信を行うと同時に、会員診療所の状況をアンケート調査し、必要な情報提供に努めてまいりました。

歯科医療は勿論、医療に携わる者はこれからも、さらに高いレベルで感染予防対策に取り組みながら、県民に対して「安心で安全な医療を平等に提供」しなければなりません。どうか広島県薬剤師会の先生方にも、引き続き感染予防対策の徹底にご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、私は会長に就任以来、役員・事務局一丸となって冗費節減をはじめ改革に取り組んでまいりました。“コロナ禍”的影響も否めませんが、大きく支出を抑えることができています。このように、就任以来、課題解決に向けて一つずつ取り組んでまいりましたが、一番の成果は役員・事務局の意識改革ではなかったかと思います。改革へ向けての方向性がしっかりと根付いてきたことを強く感じています。

こういった地道な改革は、魅力的な歯科医師会・歯科医療界へと繋がり、有能な女性を含む多くの若者が、歯科医療界に飛び込んできてくれるもの信じています。それは薬剤師会も同じことだと思います。若者にとって魅力ある薬剤師会でなくてはなりませんし、医療界でなくてはならないのです。

努力は必ず実を結びます。いつか子供たちの将来なりたい職業のトップ10の上位を、薬剤師・医師・歯科医師が占めてくれることを楽しみにしていたいと思います。

新しい年を迎える私は、残された任期を、座右の銘である「礼節」を重んじ、常に相手の身になって筋を通した会務を心掛けて参ります。

結びになりましたが、今年一年が、薬剤師会会員の先生方をはじめご家族・従業員の皆さんにとってより佳い年になることをご祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせていただきます。



新春のご挨拶

公益社団法人 広島県看護協会 会長 山 本 恭 子

新年明けましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆さんにおかれましては、つつがなく令和3年度の新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年から、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、医療・福祉・介護分野におけるサービス提供体制、就業環境、経営等に大きな影響を与え、医療現場においては緊迫した状況の中、最前線でご活躍の皆さんに敬意を表します。

日頃から、広島県看護協会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、国においては、2025年を目指して進めてきた社会保障・税一体改革は一つの節目を迎ましたが、さらにその先の社会的課題である2040年問題を念頭に、布石となる政策を進めていくべき状況にあります。2040年に想定される人口構造は、総人口および生産年齢人口が減少する。高齢人口は2040年頃にピークアウトした後はあまり変わらない。その結果、少子超高齢化はますます進展し、高齢者1人を現役世代1.5人で支える状況になると推定されています。こうした中で、医療や介護のサービスの担い手の確保が大きな課題となっています。

このような変化の中にあって、看護を取り巻く環境も激変し、看護職には時代のニーズに沿ったより質の高い専門性が求められ、看護ニーズの増加に直結することが予測されます。中でも地域包括ケアシステムの推進により、「治す医療」から「生活を支える医療」へと変り今後、医療と生活その双方を支えることを看護職に求められ、役割は拡大していくと共に、地域における医療・看護ニーズの更なる増加が見込まれています。しかし、看護の現場では、訪問看護師の不足や認知症患者の増加などにより、地域においても活動できるよう認定看護師や特定看護師等の人材育成・確保等の課題が山積しています。

これらを実行することはそう簡単ではありませんが、広島県看護協会は、課題解決の取り組みや社会の求めに応じた看護の役割が果たせるよう様々な事業を推進してまいる所存です。このためには、薬剤師会をはじめ関係団体とこれまで以上に緊密な連携を図りながら、県民の保健医療福祉の向上に貢献できることが重要と考えます。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、広島県薬剤師会のますますのご発展と、会員の皆さんのが多幸、ご活躍を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。



新年ごあいさつ

広島県健康福祉局長 木下栄作

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

広島県薬剤師会の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

令和3年の年頭にあたり、日頃より本県の健康福祉行政に対して格別の御理解と御協力をいただいておりまことに厚くお礼を申し上げます。

昨年の初頭に国内初の新型コロナウイルス感染症患者が発生し、感染拡大の波が全世界に影響を与える中、会員の皆様方には、オンライン服薬指導など地域の皆様の元へ医薬品が届く体制を確保し、マスクや手洗い等公衆衛生の推進に寄与していただきました。更には、広島県対策本部への災害薬事コーディネーターの派遣や、軽症者ホテルでの服薬指導に御支援を頂き、改めて感謝申し上げます。

さて、本県では、昨年3月に「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」を策定し、薬剤師・薬局がその機能・専門性を十分に發揮し、地域医療・地域包括ケアシステムに貢献しながら、より多くの県民の方に薬局を活用していただけることを目指しております。

医薬品医療機器等法の改正では、昨年9月に薬剤師による継続的服薬指導等の義務化や時限的ではないオンライン服薬指導が施行されましたが、本年8月には機能別の認定薬局制度も施行されます。この法改正の趣旨である「国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境の整備」が進むことにより、薬剤師・薬局もますます地域の医療資源としての貢献が求められています。皆様方におかれましては、「かかりつけ薬局」や「健康サポート薬局」としての機能を發揮し、地域医療の充実及び地域住民の健康増進、ひいては健康寿命の延伸となるよう、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

医療環境や在宅医療、県民ニーズの変化に加え、新型コロナウイルス感染症の状況から、薬剤師・薬局を取り巻く環境は予断を許さない状況です。

県といたしましては、貴会が、県民の健康、そして公衆衛生の向上に貢献していただけるものと期待をしております。今後とも、一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本年は、延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定です。コロナを乗り越えて無事に開催されることが望まれます。本年が貴会並びに会員の皆様にとって、実り多き、素晴らしい1年となりますよう、心からお祈りいたします。



年頭挨拶

中国四国厚生局長 大鶴知之

令和3年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

平素から、医療保険行政及び薬事行政について、格別の御理解と御協力を賜っており、厚くお礼を申し上げます。

また、広島県薬剤師会の皆様には、現下のコロナ禍において、地域社会の安寧のため、日夜多大なる御尽力をなさつておられますことに対して、衷心から敬意を表します。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に従い、検査体制の拡充や医療提供体制の整備、ワクチンの確保、雇用の確保、生活支援等にかかる各級臨時の措置を策定し、関係団体の皆様と連携して、課題に全力で取り組んでいるところでございます。

さて、御案内のとおり、令和2年は、2年に1度の診療報酬・調剤報酬の改定が行われました。

前回の平成30（2018）年改定では、団塊世代（昭和22（1947）年～24（1949）年生れ）の全ての方が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年に向けた取り組みの道筋が示されました。

令和2（2020）年改定では、これを引き継ぎ、①医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進、②患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現、③医療機能の分化・強化、連携と地域包括システムの推進、④効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上の4つの基本的視点から、医療や介護が必要な状態となっても、国民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができるよう、質の高い医療・介護サービスを効率的に提供していく体制の構築を目指すことを掲げています。

特に、薬局関係では、薬局における対物業務から対人業務への構造的な転換を推進する観点から、重複投薬解消に向けた取り組みの評価の新設、地域でかかりつけ機能を発揮する薬局の評価の見直しを行うほか、薬局における後発医薬品の使用促進を図るため、後発医薬品の調剤数量の割合に着目した加算の重点化などにより、将来にわたって対応可能な医療提供体制と持続可能な医療保険制度の構築を更に推進することとしています。

広島県薬剤師会の皆様におかれましては、患者様から信頼される地域に根ざしたかかりつけの薬剤師として、その専門的お立場から、地域包括システムの中核を担っていただきたく倍旧の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

中国四国厚生局は、本年も、「地域の皆様に対する身近な厚生行政の窓口として、地域の状況を的確に把握しつつ、国の社会保障政策に関する各種取り組みの円滑な実施に努め、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心かつ安全のものとなるよう全力で取り組む」ことを基本理念とし、国民全体の奉仕者として、法令を遵守し公平・公正な職務を遂行してまいります。

加えて、人類の英知と勇気が結集し、新型コロナウイルス禍を見事に克服する令和3年の実現に向けて、中国四国厚生局を挙げて課題に取り組む所存でありますので、広島県薬剤師会の皆様におかれましては、引き続き、格別なる御支援と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



新年ごあいさつ

広島県健康福祉局 薬務課長 山 口 まみ

明けましておめでとうございます。

広島県薬剤師会の皆様方には、平素から、医薬品の適正使用、健康サポート及び薬物乱用防止対策などの推進に格別の御理解と御協力を頂いており、私ども行政が着実な進展を重ねることができますことに厚くお礼を申し上げます。

また、昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、県内でも感染拡大が続く中、薬剤師会から災害薬事コーディネーターを県対策本部に派遣していただき、医療資材の調整や宿泊療養施設でのマニュアルの作成などに御尽力いただき、重ねてお礼を申しあげます。

withコロナの時代で「新しい生活様式」が求められる中、皆様方も大変御苦労されているとは存じますが、オンライン服薬指導や公衆衛生の正しい知識の普及など、県民の安心・安全のため、引き続き御協力をよろしくお願いします。

さて、改正医薬品医療機器等法が段階的に施行され、昨年9月から「継続的服薬指導の義務化」、「オンライン服薬指導」が開始されています。継続的な服薬状況の把握及び服薬指導の義務などが法制化され、これまで以上に対人業務の重要性が求められています。また、薬局薬剤師においては、患者の薬剤等の使用に関する情報を、他の医療提供施設の医師等に提供する努力義務も法制化されました。

さらに、本年8月からは「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定制度、薬局等開設者等に対する法令順守体制の整備義務が始まります。

これらの改正は、薬局が「医薬品の適正な使用に必要な情報の提供を行う場所」として、地域住民のニーズに応える手段の一つとして捉えられ、患者や地域住民に受け入れられることが求められており、ぜひ期待に応えられる対応をお願いしたいと思います。

本県では、県民へより良い医療の提供を目的にひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）の充実と加入促進に力を入れています。電子お薬手帳のリンクや在宅医療支援ツール、命の宝箱などの機能を備えており、会員薬局の皆様にもHMネットに加入・利用いただき、安心・安全な医療の提供、健康管理・増進に活用していただきたいと願っています。

県民の様々なニーズに寄りそうとともに、昨今の課題であるポリファーマシー対策、薬剤耐性（AMR）対策や、新型コロナウイルス感染症対策としても有用なオンライン服薬指導やHMネット、電子お薬手帳などの技術への対応や活用等、引き続き本県薬務行政の推進に御支援・御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております「薬局における感染拡大防止等支援事業」の支援金の申請期限が迫っており、申請を行っていない保険薬局の皆様におかれましては、ぜひ活用をお願いします。

終わりに、広島県薬剤師会のますますの御発展と会員の皆様の御多幸をお祈り申しあげ、新年の御挨拶とさせていただきます。



新春隨想

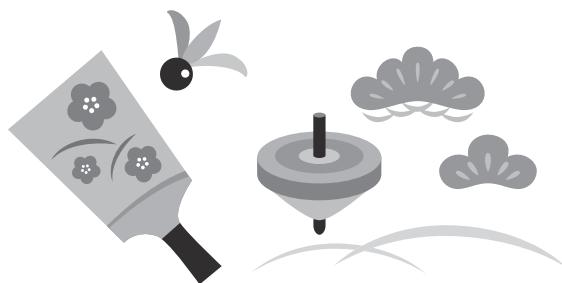
一年男・年女を迎えて—



理事 安保 圭介

新年、明けましておめでとうございます。今年は年男、大学卒業時には、医薬分業もまだ市民権を得られていない中から始まり、あっという間に定年を迎える歳となりました。昭和60年（1985）卒業後、保険薬局に入社した頃は、薬歴の加算も無く様々な指導加算もその後に徐々に整備され、薬局薬剤師が処方箋薬に対応出来るようになって参りました。2020年には新型コロナ対応として0410のオンライン受診、オンライン服薬指導の開始、9月にはフォローアップの義務化、また緊急避妊薬がスイッチOTC化される可能性もあり、その他多くのスイッチOTC化も急速に進もうとしています。これより、薬局薬剤師による軽医療対応とトリアージが欧米並に向

かおうとしています。今、コロナ禍の中、様々な要請が薬局薬剤師に求められておりますが、今後は、IT化、AI化をも凌駕する4つの痛み（身体的、心理的、社会的、スピリチュアル）に応え得る薬局薬剤師に向かう時が来ていることを思う今日この頃です。



予告

令和2年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会

日時：令和3年2月6日（土）15:00～17:00

場所：広島県薬剤師会館2F ふたばホール 及び WEB開催

定員：ふたばホール50名（WEB 150名程度）

演題・講師

「薬剤師のための禁煙支援最新知識
～新型タバコの健康被害と受動喫煙対策～」(90分)

津谷内科呼吸器科クリニック
理事長・医師 津谷 隆史 先生

※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定シール1単位申請予定

薬剤師禁煙支援アドバイザーの方へは郵送にて別途ご案内いたします。

（会員薬局へは、1月頃ファックス一斉同報にてお知らせ予定）

（担当職員 吉田）

卷頭 特集



広島佐伯薬剤師会のご紹介

地域社会と協力しながら 「安心・安全なまちづくり」を目指します

広島佐伯薬剤師会 会長 池田 和彦

広島佐伯薬剤師会は、前身の佐伯薬剤師会を廿日市佐伯薬剤師会（現廿日市市薬剤師会）と広島佐伯薬剤師会に分離して平成5年に発足しました。

歴代会長は豊見雅文先生、水戸基彦先生、樽谷嘉久先生そして前会長の宗文彦先生と続き、令和2年度より不肖ながら私が会長を拝命いたしました。

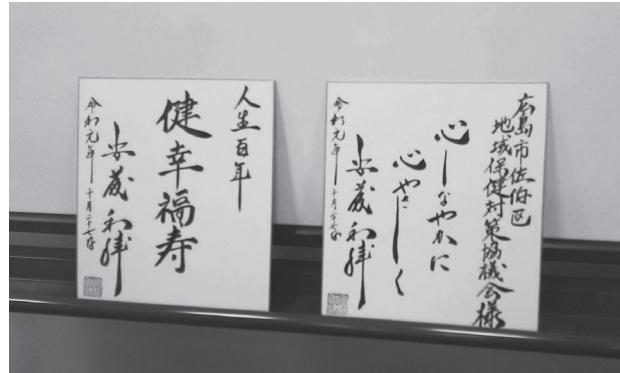
事務局は広島市佐伯区旭園2-22にあり、会員数は約130名です。会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事12名と監事2名体制で会務を運営しております。役員の年齢構成は20代から70代までと幅広く、世代交代を視野に入れた人員配置は地域薬剤師会の理想形であると自負しております。

今年度はコロナ禍により事業の多くが延期・中止となりましたが、例年は10月に開催される広島市佐伯区地域保健対策協議会主催の市民公開講座に参画し数多くの著名人講師を招き好評を博しております。11月上旬開催（今年度は中止）の佐伯区民まつりでは、骨の健康度を測定したりお薬相談コーナーで来場者の質問に対応したりと地域住民の方々への健康増進・啓発に努めています。

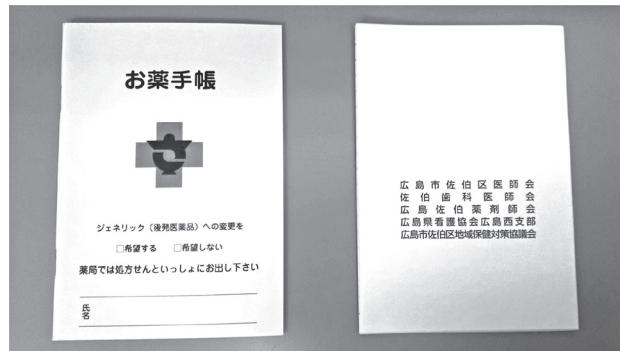
また、行政および佐伯区医師会・佐伯歯科医師会・広島県看護協会広島西支部と共に佐伯区独自のお薬手帳を作成していますが、こちらも平成12年から続く地域保健対策協議会の主要な事業となっています。

ここ最近のトピックとしては、令和2年10月1日付で犯罪被害や交通事故の防止に向けた「安全・安心なまちづくりに関する協定」を佐伯警察署と広島佐伯薬剤師会で締結しました。連携体制の構築、情報共有などに協力して取り組むことで治安維持の一助となるよう薬剤師会としても成果を上げていきたいと考えています。

各地域薬剤師会に倣って将来的には法人化も検討しておりますが、医療介護福祉関係団体との良好な関係を継続しつつ、まずは住民にとって身近な存在となることを最大の目標にしたいと思います。



2019年度市民公開講座特別講師安藤和津氏の直筆サイン



地域保健対策協議会作成の佐伯区お薬手帳



佐伯警察署・広島佐伯薬剤師会協定書締結式

次回5月号は大竹薬剤師会さんです。

新春 特別企画 令和3年の金運アップを祈願！ 佐伯区の金運スポット巡り Go To 開運散歩♪

造幣局広島支局
昭和20年2月に貨幣の製造を開始しました。日本唯一の一貫製造ラインを備えた貨幣工場です。造幣展示室は見学も可能。桜の季節には「通り抜け」も行われます。

セブンイレブン

金持ち地蔵
洋菓子店の店先にある、かわいいお地蔵さんです。

セブンイレブン

金持神社
ゆめタウンの前にある宝くじ売場横にあります。この売場で買うと当たりそうです。

コイン通りの金運オブジェ
コイン通りには金運に縁のあるようなオブジェが点在しています。散歩がてら探してみてください。

セブンイレブン

金持稻荷大社
酒屋のビルの屋上にあります。おみくじも販売しており、ご利益がありそう！

セブンイレブン

広島佐伯薬剤師会
豊見薬局内にあります。広島市内方面から来会される場合、右折では入れませんのでご注意ください。

五日市中 ● セブンイレブン ● ゆめタウン五日市 ● エディオン ● ファミリーマート ● 五日市公民館 ● 五日市小 ● 光禅寺 ● 佐伯区役所前電停 ● ファミリーマート ● 海老山 ●

西広島バイパス ● 八幡川 ● 楽々園の街道松 ● 広電宮島線 ● 宮島街道 ● JR山陽本線 ● 佐伯区役所 ● セブンイレブン ●

第53回 日本薬剤師会学術大会

開催日：令和2年10月10日（土）・11日（日）

場 所：北海道札幌市（札幌市民交流プラザ、ロイトン札幌（ほか））



報告 I

副会長 青野 拓郎

本大会は、新型コロナウイルスの影響で現地（札幌市）参加とWEB参加のハイブリッド方式の学術大会となりました。新型コロナウイルスへの感染対策に気をつけて現地参加しました。

1日目の午前は、札幌市民交流プラザで国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）の大西卓哉宇宙飛行士による特別記念講演「国際宇宙ステーションでのミッションと将来の有人宇宙開発」を拝聴しました。宇宙飛行士になるまでの課程の話と国際宇宙ステーションの内部を画像と映像が印象的でした。

午後は、最初に分科会2「医療分野におけるICT化の今後」へ参加しました。厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室政策企画官の佐藤康弘氏の基調講演「日本における医療ICT施策」の後、4人の演者から「医療ICT施策への取組み」「データヘルスの将来像」等について話がありました。今後、更に進むであろう医療のICT化について理解できました。

この後、分科会5「これからの薬学教育について～学習成果基盤型教育（OBE）の薬学実務実習を実施して～」に参加しました。日本薬剤師会常務理事の亀井美和子先生の基調講演「これからの薬学教育」の後、4人の演者から大学、薬局、病院での実習に関する取組について話がありました。実習後のアンケート結果で在宅医療に関する実習は、かなりの薬局で対応できるようになっていたが、セルフメディケーションについては、対応できていない薬局がかなりあることを知りました。

2日目は、札幌市教育文化会館へ行き、分科会12「薬局における災害への備えについて～大規模停電、豪雨灾害、新型ウイルスなど新たな災害への対策とは～」へ参加しました。日本薬剤師会常務理事荻野構一先生の基調講演「薬局・薬剤師の災害対策について」の後、4人の演者から北海道胆振東部地震の際の大規模停電での薬局の対応、台風19号豪雨災害での対応、神奈川県薬剤師会におけるダイヤモンド・プリンセス号の対応等の話がありました。今後も起こるであろう災害への備えに参考になる話が多くありました。

今回は、札幌へ大会前日の夜遅くに着き、大会終了後

すぐ空港に向かいましたが、新型コロナウイルスの影響がなくなった頃にゆっくりとまた訪れたいと思いました。



報告 II

副会長 松尾 裕彰

今年は新型コロナウイルス感染拡大のため、現地参加に加えてWEB視聴も可能なハイブリッド形式で開催されました。会場の人数制限のため、事前登録の際に特別講演や分科会の現地聴講チケットを申し込む方式となっていました。2日目については現地参加券を入手できませんでした。ということで、1日目は札幌市民交流プラザで開会式と特別記念講演、札幌市教育文化会館で分科会を2つ聴講しました。2日目はホテルの部屋でWEB聴講しました。

例年開会式会場は満席ですが、人数制限していることもあり会場の出席者は非常に少なく、コロナ禍で開催していることを改めて感じました。大会長の北海道薬剤師会会长の竹内伸仁先生の挨拶の中で、大会のテーマ「その先へ。～あなたに寄り添う心とともに（イランカラブテ）～」の説明があり、「イランカラブテ」とは、アイヌ語で「ここにちは」で、「あなたの心にそっと触れさせていただきます」という気持ちが込められているということを知りました。薬剤師業務がモノからヒトへ変化する中、「地域連携薬局」や「専門機関連携薬局」制度が開始され、薬薬連携や多職種連携の重要性が増していますが、常に相手の気持ちに寄り添うことで真の連携が可能となりますので、現状にマッチした大会テーマだと思いました。

特別記念講演では、JAXAの宇宙飛行士で国際宇宙ステーションに113日滞在された、大西卓哉氏の講演を聴きました。宇宙開発のミッションや今後の展開を聞き、一般人が月や宇宙で生活できる時代がすぐそこに来ていると感じました。11月15日には米スペースX社の民間宇宙船が打ち上げられ、野口聰一さんが国際宇宙ステーションに行きましたが、大西さんの講演を聴いた後だったので、報道内容をより詳細に理解することができました。

分科会「高齢者に伴う医療ニーズの変化と薬物療法の位置づけ」でご講演された医療法人社団悠翔会理事長の

佐々木淳先生の話では、「年を重ねるごとに老化が進み合併症は増えていくが、老化による機能低下は治らない」、したがって、検査値のみを見て個々の合併症治療に必要な薬を出すとポリファーマシーに陥る。つまり「個々の病気」ではなく、「多くの病気を持った一人の患者さん」を多角的に評価し治療することを考えなければならぬというメッセージが印象に残りました。特に、在宅医療では「患者さん」にベストな治療を提供しなければならないことを話されました。薬剤師としては、病気に目が行きがちですが、「その人全体」を診るようにしなければと改めて思いました。また、同分科会では、広島市域薬剤師会の石村智加子先生が「広島市のポリファーマシー対策事業」の現状報告を行いました。広島市の取組は厚労省のスライドにも使用されており、今回の発表で、さらに広島の取組の良いところを全国の薬剤師に理解頂けたと思います。また、AMR 対策に関する分科会では、これまでの取組の成果や、抗菌薬使用状況のデータ登録の重要性などについての講演を聴きました。

今回、2日目はWEB 聴講しましたが、スムーズに視聴することができました。演者のスライドが画面共有表示ではなく会場のカメラで撮影した映像であったため、画質が悪く文字が読めないスライドもありました。新型コロナウイルス感染対策が急がれているため、IT 技術の進歩が速いので、すぐに WEB 画像も音声も今よりクリアになり、WEB 聴講しやすくなると思います。しかし、学術大会においては、発表会場や懇親会等での人ととの交流が大切です。来年は福岡ですが、通常形式で開催されることを願っています。



報告Ⅲ

常務理事 中川 潤子

新型コロナウイルス感染防止の観点から、大会史上初、WEBでのハイブリッド開催となりました。今回のメインテーマは「その先へ。～あなたに寄り添う心とともに～(イランカラフテ)」でした。イランカラフテという言葉は、アイヌ民族の言葉で「こんなにちは」というあいさつの意味の他に「あなたの心にそっと触れさせていただきます」という温かい意味が込められているそうです。

日本薬剤師会 山本信夫会長は『薬剤師の原点を追求する思いを心の中に秘めながら、未来へ向けて次の1歩を踏み出そうという心意気を感じる。』と述べられました。

JAXA の宇宙飛行士 大西卓哉氏による特別記念講演では、国際宇宙ステーションでの113日間の経験をもとに、宇宙ミッションや宇宙での生活、今後の宇宙開発についてのお話がありました。また子どもたちに宇宙の話

をすることで、その子どもたちが宇宙や科学に興味を持ち、宇宙開発の将来に繋がることを期待していますと話されていました。

分科会8

これからの薬剤耐性 (AMR) について

AMR 対策アクションプラン2016-2020のまとめと今後

国立国際医療研究センター病院

AMR 臨床リファレンスセンター 薬学疫学室 室長

日馬 由貴先生

薬剤耐性 (AMR) の拡大を防ぐには、国際的には取り組みが必要です。そのため WHO では、次のような注意喚起を行っています。

「薬剤耐性により、これまで以上に増加している細菌、寄生虫、ウイルスや真菌が引き起こす感染の効果的治療や予防が難しくなっている。薬剤耐性は世界規模の公衆衛生にとって深刻化する脅威となっており、全ての政府機関や社会が行動を起こす必要がある。」

わが国でも平成28年4月に取りまとめた「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン2016-2020」に基づいて、下記の6分野において薬剤耐性対策に取り組んでいます。

(分野)

(目標)

普及啓発・教育

国民の薬剤耐性に関する知識や理解を深め、専門職等への教育研修を推進

動向調査・監視

薬剤耐性及び抗微生物剤の使用量を継続的に監視し、薬剤耐性の変化や拡大の予兆を的確に把握

感染予防・管理

適切な感染予防・管理の実践により、薬剤耐性微生物の拡大を阻止

研究開発・創薬

薬剤耐性の研究や薬剤耐性微生物に対する予防・診断・治療手段を確保するための研究開発を推進

国際協力

国際的視野で多分野と協同し、薬剤耐性対策を推進

抗微生物剤の適正使用

医療・畜水産物の分野における抗微生物剤の適正な使用を推進

また、平成28年度から毎年11月を「薬剤耐性対策推進月間」に設定し、政府機関だけでなく民間の様々な団体が一体となって、普及啓発に係る取り組みを重点的に実施しています。「抗生素はウイルスをやっつける」「抗生素は風邪に効果がある」と思っている日本人が多いため、継続的に啓発を続け、正しい情報を伝えていくことが必要です。

抗菌剤がなくなったら、医療の進歩は止まる！と先生

は述べられていました。医療人の一人として AMR 対策に取り組んでいこうと思いました。



報告Ⅳ

常務理事 松村 智子

医薬品医療機器等法（薬機法）の改正で薬剤師に求められることが示されました。服薬期間中の継続的な患者フォローです。薬剤師はお薬を飲みなさいと指示できる資格があります。つまり薬を体の中に入れることができる資格を持っています。人の体に薬物を入れても罪にならない資格です。ということはそれに伴うすべてのことに対する責任があるということです。薬の薬剤学的な安全性を確認し、その人の体に入っても大丈夫ということを確認します。その上で薬を渡します。今回の改正は渡した後、服薬した後、次の確認をする責務です。その後、体の中で薬がどのように反応し効果を発揮しているかどうか、副作用が出ていないかを確認することを求められました。当たり前のことですよね。薬を飲む側としては、服用することを絶対的に信用しているわけですし、副作用があるなんて思いもよらないことです。ところがお薬というものは決められた通り使ったとしても、どんな反応がでるかわかりません。安全で、有効な薬物療法をするうえで、きちんと確認すべきことです。薬剤師は薬を扱うというだけでなく、人の命にかかわることを業としています。医療人として絶対的に信用されなくてはいけない存在になりました。

1988年に医薬分業は10%くらいだったものが2018年には75%となりました。薬剤師に求められることは、その人を見て薬の最大活用を考える（当然！）、そして、ナラティブをベースの一つに加える、まさに「対物から対人」です。

薬局は利便性だけで選ばれる時代ではなくなりました。もちろん病院又は自宅に近いという利便性も重要ですが、薬剤師の説明、必用な場合医師と相談できる、薬剤師の人柄や信頼感がポイントになっています。そこに行くといつも自分のことを判ってくれている専門家がいるという安心感が大切と考えます。

今回の学術大会は、開催するにあたって北海道薬剤師会が、コロナ苦悩を踏み台にして素晴らしい大会に作り上げたを感じる大会でした。それだけに参加側も大会でクラスターを出さないという責任を感じました。参加申し込みをする段階からそう感じていた私は、ほとんどメイン会場で過ごせるよう計画しました。一つの講演が終わると、スタッフが消毒スプレーを持って座席を拭いていました。ボーっと参加していたのでは失礼になるくらいです。

昨年の山口大会参加の時にも強風でJRが乱れました。札幌大会は申し込みからスムーズにできたものの、天候が不安でした。広島空港出発はなんとかできましたが、羽田ではかなりの雨。乗り換えての千歳行きは少々揺れました。札幌は会期中とても良い天気に恵まれました。北海道は学生の時に夏休みにリュックを背負い、ユースホステルに泊まるという旅をして来ています。あの時は大阪から日本海2号で青森まで行き青函連絡船で北海道にきました。そんなことを考えながら会場の行き来で大通公園を歩きました。大通り公園の木の幹が太い。赤や黄色に色づきはじめたようで北海道の大自然を感じました。



報告Ⅴ

常務理事 吉田 亜賀子

新型コロナウイルス感染症の影響で、現地参加が制限された中で開催された大会でした。講演や分科会には事前登録が必要で、各会場ではその参加証明書を提出しました。参加証明書を提出することで感染が起きた場合の追跡を可能にするためのもので、ここにも新型コロナウイルス感染症の影響を感じました。また、会場入り口には消毒薬の設置など感染予防対策が行われていました。開会式・式典の席もソーシャルディスタンスを保った座席になっていました。いつもであればメイン会場から人が溢れていてサテライトで中継を見ていたが、今年は会場で参加することが出来ました。しかし特別記念講演はリモート講演でした。内容は国際宇宙ステーションで過ごした生活が中心の内容でした。印象に残っているのは「宇宙ステーションでの働きを支えているのは地球からバックアップしている人たちの働きである。今はバックアップする立場を学んでいて、次の宇宙ステーションでの働きに活かす」という言葉でした。

午後からは特別講演1「新型コロナウイルス感染症の検査と感染対策」に参加しました。そこでは、感染直後ではPCR検査の判定で陰性反応になることがあり結果は疑わしい。感染対策は飛沫感染予防と接触感染予防の2つで、従来通りのマスク着用と手指消毒が主な対策方法になるとのことでした。

その後、分科会7「高齢者の医薬品適正使用の推進～高齢者の特性に則したポリファーマシー解消に向けて～」に参加しました。基調講演では、「在宅医は残された人生を一緒に考える人であり、自分らしく生きるために妥協点を探っている。衰退していく心身の機能を最適にケアするのが医学モデルになる」という言葉が印象に残っています。

また、BMIも22だと少しやせ型になるためBMI27くらいを目安にしているそうです。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響でハイブリッド開催となった大会でしたが、参加方法の選択肢が増えることは今後の参加へのハードルが下がり、多くの人が参加出来るようになることに繋がるのかもしれません。



報告 VI

常務理事 柚木 りさ

コロナ感染症がなかなか収まらない中、大会運営の方々のご努力でたくさんの参加者が一堂に会する状態を避け、会場の広さに対しての人数を最小限とし、ハイブリッドで最新式な大会となりました。

私自身、北海道の地に足を入れるのは人生初のことだったので、ワクワク感が大きくなっていく中で飛行機に乗り込みました。コロナの恐怖にもおびえながら…。

最大限の予防を完全にして（つもり）この大会に参加しました。

大会は、北海道薬剤師会 清水大副会長の開会宣言により、開会式が始まり、日本薬剤師会表彰・同功労賞表彰の後、大会特別記念講演からスタートしました。

特別記念講演では、JAXA 宇宙飛行士 大西卓哉氏のご講演がありました。

幼少期のご自身の事、学生時代の鳥人間コンテストに没頭されていた事や、宇宙飛行士になるまでのお話から、有人宇宙ステーション「きぼう」の成り立ちや、「きぼう」の中で行われている実験の内容など、普段聞けないお話を分かりやすくお話しいただきました。宇宙ステーション実験棟内での創薬の基本的な関わり合いや、月への基地設置の未来のお話などは壮大で、とても興味深いお話しでした。地球上の人類というのは本当に小さいな、ちっぽけだなと感じてしまう一瞬でした。自分自身が一番ちっちゃい人間じゃないかと少し落ち込みましたが…。

特別講演Ⅰでは「新型コロナウイルスの感染症の検査と感染症の対策」として、札幌医科大学医学部 高橋聰教授のご講演がありました。

PCR検査法・抗体・抗原検査の方法など基礎的なことから、擬陽性になってしまう過程や、検査の速度、手順の方法が少しずつ簡素化されていることなど、専門的なお話が聞けました。私たちが今後自身をコロナから守っていくにあたっての予防方法などのお話もいただきました。

今年の分科会は参加予約券制のため、会場をぐるぐるといつものように移動しながら聴講することができませんでしたが、どうしても気になる講演は会場の隅っこでPCを広げオンラインにて聞きました。どのような状況下でもやってみると案外なんでも簡単に受け入れられるということがわかりました。

今回このようなとても大変な状況下での開催、北海道薬剤師会及び関係者の方々に感謝いたします。

とても貴重な学術大会となりました。ありがとうございました。

報告 VII

常務理事 井上 真

15年前の広島大会のスタッフとしてお手伝いさせて頂いた後は全く縁の無かった日本薬剤師会学術大会に参加してきました。

周囲からはコロナ禍という特殊な状況下での参加に微妙な目を向けられながらも私個人としては初の北海道という魅力に負けての現地参加でした。

開会前に大学の後輩に当たる神谷まさゆきさんとご挨拶出来てツーショット写真まで撮って頂きました（マスクのせいで誰だか分からぬ写真になってたはずですが…）。

今日は一参加者としてのはじめての日本薬剤師会学術大会でしたが周りの参加者の熱に感心しながらも負けじと講演に集中しようと決心していました。

今大会はコロナ禍という混乱の中で開催されたという事もあり、現地・WEBのハイブリッド開催という試みで行われたので、欲張って聴講中にWEBで他会場の分科会も覗き見していました。しかし残念ながら私自身が聖徳太子では無かったので2つの内容ですら同時に聞いて処理するのが無理だと気付いて結局は参加会場の内容に意識を向けていたが得ませんでしたが。

特別記念講演の「国際宇宙ステーションでのミッションと将来の有人宇宙開発」は全くの畠違いのお話なので失礼ながら初めは時間潰しのつもりで参加しましたが、結局は肩の力を抜いて楽しく聞かせて頂く事が出来ました。やはり道は違ってもプロフェッショナルな方のお話は引き込まれるものがありました。

実は今大会の分科会の中で私が一番聞きたかったのが分科会5の「これから薬学教育について～学習成果基盤型教育（OBE）の薬学実務実習を実施して～」だったのですが申込みで弾かれてしまい泣く泣く他の分科会に参加して最中に少しWEBで覗き見してみました。ただ覗き見した程度なので正しく認識できていない可能性はありますが正直な感想を言えばちょっと期待とは違う内容でした。福山ではOBEに基づく実務実習をいかに円滑に行なうかという事を事前にトライアルを行って、より良い実習に向けて試行錯誤していました。なので他地区での取組みにとても興味を持っていたのですが期待したほどの内容ではありませんでした。また学生の発表が敷地内薬局での実習の報告であり、その内容が敷地内

薬局が先進的でモデルケースのように感じているのではないかと思われるものであった事が非常に残念でした。全国で統一された認識・内容で実務実習が行われるのが

難しいのは承知していますが、もう少しなんとかしたいとの想いを強くしました。

以上まとめの無い報告でした。

第105回薬剤師国家試験問題（令和2年2月22日～2月23日実施）

問21 平成28年における我が国の死因別死亡率の第2位に該当する死因はどれか。1つ選べ。

- 1 自殺
- 2 不慮の事故
- 3 肺炎
- 4 心疾患
- 5 悪性新生物

正答は105ページ

令和2年度 第1回 広島県アレルギー疾患医療連絡協議会



専務理事 野村 祐仁

開催日：令和2年10月12日（月）
場 所：広島県庁自治会館 101会議室

新委員紹介及び新副会長の指名の後、「アレルギー疾患対策の推進に関する計画」について、第7次広島県保健医療計画（平成30年3月）より、下記の様な施策の方向性が示されている確認がありました。

- ・医療供給体制の整備

アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、広島県アレルギー疾患医療拠点病院を（広島大学病院を選定）設置し、拠点病院を中心としたアレルギー疾患医療体制の整備。

アレルギー疾患医療に携わる医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する研修の実施。

- ・アレルギー疾患有する者やその家族に対して、アレルギー疾患の正しい情報を提供するためのウェブサイト等の充実を行うことと共に、アレルギー疾患有する者への相談対応が求められることが多い保健所の保健医、管理栄養士や学校の教員等に対する講習の機会を確保する。

次に協議事項として

(1) 令和元年度事業実績報告及び令和2年度事業計画について

- ・令和元年度事業実績 決算額696,450円
広島県アレルギー疾患医療連絡協議会開催実績（2回の開催予定であったが、新型コロナ感染拡大のため1回の開催）
広島県アレルギー疾患対策研修会の開催（令和2年2月14日 参加83名）
アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡協議会への参加（令和元年12月15日 パシフィコ横浜）
- ・令和2年度事業計画 予算額1,262,000円
広島県アレルギー疾患医療連絡協議会を2回開催
広島県アレルギー疾患医療拠点病院ホームページの開設（情報提供）
広島県アレルギー疾患対策研修会年1回（人材育成）
アレルギー疾患実態調査（蕁麻疹、血管性浮腫）
アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡協議会への参加

(2) 広島県アレルギー疾患対策研修会について

日 時：令和3年2月12日（金）19:00～
場 所：広島大学医学部 広仁会館 2階大会議室
対象者：アレルギー疾患医療従事者（医師、薬剤師、看護師等）

参加費：無料

主 催：広島県

内 容：未定

参加人数を200名先着順の案でしたが、新型コロナウイルス対策を講じる必要があり、広仁会館のみの開催ではなく、ウェブ配信での県医師会館への参加や、県薬剤師会館での参加も募ってはどうかの意見があり検討事項となりました。

(3) 広島県アレルギー疾患医療拠点病院ホームページについて

現在掲載されている内容が紹介され、意見を求められました。

- ・もっと図や漫画を入れてはどうか？予算上でできるのか？
- ・アレルギーに関する情報をより集約することで有用性が上がるのではないか？
- ・アレルギー疾患関連施設を掲載してはどうか？
→誘導になる可能性があり却下等の意見がありました。

(4) アレルギー疾患対策に係る令和3年度の事業計画について

下記の事業計画案が提示されました。

- 広島県アレルギー疾患医療連絡協議会を2回開催
- 広島県アレルギー疾患医療拠点病院ホームページの開設（情報提供）
- 広島県アレルギー疾患対策研修会年1回（人材育成）
- アレルギー疾患実態調査（蕁麻疹）の分析・まとめ
- アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡協議会への参加
- 令和3年度の事業は、令和2年度を継続することとし、ほぼ同様の計画となったこと等、4つの協議事項を決議しました。

第40回 広島県薬剤師会学術大会

広島佐伯薬剤師会 有川 正恵

開催日：令和2年10月25日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

令和2年10月25日（日）広島県薬剤師会館にて第40回広島県薬剤師会学術大会「いつも誰かのそばに～地域に求められる薬剤師～」をテーマに開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間短縮、人数制限をして広島会場59名、移動のリスクを考えて福山会場はライブ配信で行われました。

まず、日本薬剤師連盟副会長の神谷まさゆき先生より「医療機関と地域薬局の連携をとり、国民がより健やかに過ごせるよう現場の声を届けたい」とご挨拶があり、広島県薬剤師会 豊見雅文会長から「学校薬剤師による公衆衛生活動、特に予防可能な癌に対するワクチン接種率の向上を目指した普及啓発を重点的に行いたい」と開会の辞を述べられました。

次に、「裸錠剤のピルケース保管時における吸湿性・崩壊性調査」「薬局の健康フェアに関する広島市域住民の意識調査」「健康フェアにおける肥満関連遺伝子検査及び東洋医学的解析の活用」「コロナウイルス感染拡大下におけるビデオ会議システムを用いた実務実習セミナーの実施と今後の可能性」「新興・未知感染症における情報収集及び発信の仕組み情報について」と5題の口頭発表がありました。

シンポジウムは「新型コロナウイルス感染症発生から今日までの薬剤師会としての対応と今後の課題」をテーマに、日本薬剤師会専務理事の磯部総一郎先生が基調講演をされました。人に感染するコロナウイルスは4種類知られており、感冒の原因の10~15%を占める病原体とされています。

新型コロナウイルス感染症問題に関して

I 感染症流行時に薬剤師・薬局は国民にどのような貢献ができるのか

- ①環境衛生の普及啓発（消毒、換気、手洗い、うがいなど）
- ②薬局で感染を拡大させない、患者・国民へ確実に必要な薬を提供する

II 日本薬剤師会の取り組み

- ①薬局における感染防止対策の徹底
- ②ダイヤモンド・プリンセス号の乗客・乗員に対する医薬品の提供
- ③学校における衛生管理の啓発資材提供
- ④薬局経営に対する財政支援の要望

について話されました。

特にダイヤモンド・プリンセス号への活動内容は、強く印象に残っています。

2月初めに起こったダイヤモンド・プリンセス号における約3,700名の乗客・乗員に対し長期にわたる検疫の実施で、乗船客から「し�んこく、くすり、ふそく」のメッセージ……日常使用している薬が切れることが、どれだけ患者の皆様を不安にさせるのか薬剤師のみならず、多くの国民が認識した瞬間ではなかったかと思います。

2月7日に厚労省から日本薬剤師会へ依頼があり、クルーズ船に乗られている方々の使用薬不足などに対応するため、横浜検疫所で医薬品卸から運びこまれる医薬品を患者毎に仕分けする作業、厚労省の要請で日本チェーンドラッグストア協会から入れ歯安定剤や歯磨き粉、大人用紙オムツなど支援物資の提供、そして作業場所が横浜検疫所からダイヤモンド・プリンセス号停泊脇のターミナル施設内に移動されました。神奈川県薬と東京都薬の合計186名の薬剤師が感染のリスクを背負って活動されたと聞きました。

基調講演後、4名の演者から「新型コロナウイルス対策の現状と問題点」の講演があり、最後に総合討論がありました。

野村祐仁専務理事の閉会の辞により学術大会は閉会となりました。

学術大会に参加して、新型コロナウイルスが蔓延する中、来局された方々に感謝しつつ自分の知識や経験をフル稼動して対応し、患者・国民の皆様に寄り添い地域に求められる薬剤師でありたいと思います。

今年度は第40回広島県薬剤師会学術大会で、豊見会長から賞状並びに記念品の伝達・授与が行われた。受賞者は次のとおり。

[順不同、敬称略、()は支部名]

○日本薬剤師会有功賞受賞者（伝達）（5名）

児玉 信子（広 島） 住田 好道（安 芸）
平井紀美恵（三 原） 不破 亨（広 島）
今岡 和子（福 山）

○広島県薬剤師会賞受賞者（2名）

中川 潤子（広 島） 吉川 勇人（広 島）

○広島県薬剤師会功労賞受賞者（6名）

岩本 義浩（広 島） 大井健太郎（広島佐伯）
國政 俊行（安 芸） 島崎 一郎（東広島）
藤本 瑞枝（安 佐） 村上 寛子（福 山）

○広島県薬剤師会有功賞受賞者（7名）

上原 貢（安 芸） 倉田 真澄（福 山）
児玉 信行（尾 道） 竹腰 正司（福 山）
田辺 博実（広 島） 中川 待子（広 島）
村上 和義（因 島）

受賞者・喜びの声

日薬有功賞



広島市薬剤師会 児玉 信子 氏

この度は、日本薬剤師会有功賞を賜り誠に有難うございました。諸先輩の方々のご指導や多くの方々のご支援をいただき、現在に至りましたことを心より感謝致します。

50年前、義父の薬局の跡を引継ぎ不安な船出でしたが、先輩先生方の教えを乞いながらこれまで続けることができました。

広島市薬剤師会、広島市学校薬剤師会理事、広島県薬剤師会監事、広島県環境審議会委員など微力ながら務めさせていただくことができ、お世話になりました。

当薬局の周辺では高齢者の方が多くなり、広域病院の処方箋調剤の依頼も増え（特に0410対応）、お役に立つなら、喜んでいただけるならと頑張っています。また、OTCを扱っていますと、病気の相談なども多く、長年の経験からOTCで対処したり、受診勧告をしたりと、体調を崩した時の相談窓口でありたいと思っています。

病気、特に生活習慣病などは食習慣が大きな原因のひとつですから「貴方の体は食べた物で出来ているから」「病気の予防のために」と食事指導します。お一人暮らしで補いが難しい方には、栄養補助食品のお勧めもします。

「街の科学者であれ」という大先輩・鈴木文枝先生の言葉を胸に、頼りにされる薬剤師でありたいと願っています。

薬剤師会の益々の発展を心よりお祈り申し上げます。
有難うございました。



安芸薬剤師会 住田 好道 氏

この度、日本薬剤師会有功賞を頂き誠に有難うございます。私ごときが受賞しているものかどうか驚き、大変恐縮しております。

昭和63年、安芸郡府中町にて開局依頼、薬剤師会にはお世話になりっぱなしで現在に至っております。

開局後32年間、医療制度も大きく変革し、弱小薬局としましては2年毎の診療報酬改定に何とか対応し、やっと生き延びている状況です。

従来より①在宅患者訪問薬剤管理指導の拡充、②後発品調剤の拡大、③かかりつけ薬局への対応の三点を大きな柱として、地域医療の向上に少しでもお役に立ちたいと努力してまいりました。

しかし、昨年より思いもかけぬ新型コロナウイルス感染拡大が全世界的に起こり、私共の仕事、生活様式が激変致しました。未だ感染収束の見通しがつかない中、来局患者数の減少、投与期間の長期化等、様々なマイナス要因ばかりが目立ち、薬局運営の将来に大きな暗雲がたたずんでおります。

一刻も早いコロナウイルス感染の終息を願っている次第です。

私は今や80歳、あと何年薬剤師の仕事が出来るかどうか分かりませんが、皆様にご迷惑をかけぬ様、とにかく頑張る所存です。

今後ともよろしくお願い申し上げます。



三原薬剤師会 平井 紀美恵 氏

受賞にあたり関係者の方々に感謝と敬意を表したいと存じます。

今回の賞は会員として何とか途切れることなく日本薬剤師会に在籍してきた事に対するものと認識しています。

大学卒業後、薬品問屋、原爆影響調査委員会（旧ABCC）勤務8年を経て開局、日薬会員になりました。今日まで先輩諸先生方の教訓を胸に刻み、何事にも自分なりに真摯に取り組んできた歳月であったと思います。勿論その原動力になったのは皆様の温かい寛容と数知れないお支えがあったからに他なりません。

折角、紙面をいただきましたので、一老兵の繰り言としてお許しいただき、最近感じている事の一端を述べたいと思います。

薬学6年制の履修内容とその量は実に広く重いものになりました。医療や薬学に対する教育制度の変革は、結果として“薬剤師がより高度な技術と重責を担うこと”を制度や社会が要求することに繋がりました。これを受け私たちは研鑽に努め、誠心誠意、最善を尽くすことが使命であると自覚、会をあげて取り組んでいることは私たちの誇りです。欲を言えば課題山積のこの業界に在って『知・理の探求』と『情緒的感覚の醸成』とのバランスがもう一步深まれば、職能に対する達成感のみならず、より充実感のある日々が、薬剤師だけでなく医療を受ける側も約束されるのではないだろうか！と、寸分の思いがよぎります。

最後に、会員各位の御活躍と会の発展を祈念し、私自身はこの機会に再度、我が足元を見つめ直してみたいと思っております。



広島市薬剤師会 不破 亨 氏

この度有功賞をご授賞下さいましたこと、大変嬉しく存じ、心から感謝申し上げます。

私は、薬剤師一家に生まれ、幼少期より医療の中で役立つ薬剤師を志しておりました。薬剤師免許取得後は、薬学の研究を志し、大学院に進学し、その後大学院職員の道へ進みました。大学院在籍時の研究活動として、薬剤師の業務に関連深い分野である薬物生体内動態の研究、薬害解明などにも携わって参りました。その後縁あって製薬企業に転職することとなり、1974年より広島に活動の拠点を移しております。

製薬企業入社後は、医薬品の品質管理、並びに総合的な医薬品製造管理など実務にも携わって参りました。それに加えて薬学研究では新薬の開発も推し進め、その中でも植物製剤、合成医薬品の研究開発、さらに本邦初となる遺伝子組み換え、遺伝子工学の分野にまで広く携

わって参りました。

私も長年にわたる製薬企業での活動を通して、幅広い薬剤師業務の一端を担って來たと思っております。

さて、最近遠隔医療に関するニュースをしばしば耳にします。我々薬剤師には、患者や医者への医薬品の情報提供と、実際に医薬品を提供するという使命がありますが、その在り方も時代の流れに即したものでなければなりません。電子処方箋、ドローンによる医薬品の供給など、IT技術の進歩がもたらす新しい仕組みへの対応は、喫緊の課題であると考えます。加えて、今後予想される環境変化の波は、ますますその速度を上げて押し寄せてくる様に思われます。このような流れに対し、如何に順応していくべきか、我々は問われているではないでしょうか。

私自身も日々変化を感じ、学びを続けながら、これからも人々の健康に貢献して参りたいと思います。

県薬会賞



広島市薬剤師会 中川 潤子 氏

第40回広島県薬剤師会学術大会において、広島県薬剤師会賞を受賞できましたこと、大変光栄に思っております。これもひとえに諸先輩方のご指導ご支援の賜物と感謝いたしております。

私は大学を卒業後、地元愛媛県で病院薬剤師、その後結婚してからは、今年日本薬剤師会学術大会が開催されました北海道札幌でドラッグストアに勤めておりました。平成4年、広島に引越してから初めて保険薬局に勤めることとなり、現在も保険薬剤師として勤務しております。平成12年から広島市薬剤師会の仕事をさせていただくなり、また、平成22年には広島県薬剤師会の理事、平成24年からは常務理事としまして、主に保険薬局部会、実務実習受け入れ、広報などを担当させていただいております。取り柄のない私がこれらの役職をやってこられたのも、豊見会長をはじめ歴代の役員の先生方のご指導、また薬局のスタッフの協力があってのことと思っております。

コロナ禍の中、改めてこれからの薬剤師、薬局の立ち位置や方向性を考えることとなりました。本日これから開催されます学術大会での先生方の発表や報告を聴かせていただき、今日からまた新たに、地域に求められる薬剤師、薬局をめざしていこうと思っております。

今後とも引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

この度は誠にありがとうございました。



広島市薬剤師会 吉川 勇人 氏

この度は、広島県薬剤師会賞を賜り光栄に存じます。私が保険薬剤師として働き始めたのは約20年前になります。いろいろなことがありました。

未熟な私を育てくれたのは来局される患者様、近くの内科医師や薬剤師仲間です。また、今まで私を支えてくれたのは家族をはじめ、職場の皆さんとの頑張りで好きなように働くことができました。感謝드립니다。私は、やりがいのある薬剤師の仕事が大好きです。

令和2年の私のスローガンは「前を向いて！」。

行動目標は「凡事徹底」「継続は力なり」「ケセラセラ」を掲げて過ごしてきました。壁にぶつかったときなどは、この三本柱を思い出して、自分を奮い立たせています。

今回の受賞を機に今後の人生において、私が薬剤師として何ができるのかを改めて考え直し、行動していきたいと思います。そして、薬剤師会のために少しでもお役に立てれば幸いです。

この度は、ありがとうございました。

県薬功労賞



広島市薬剤師会 岩本 義浩 氏

この度は広島県薬剤師会功労賞という立派な賞をいただき、ありがとうございました。

2000年の3月31日に岐阜県で日本薬学会の学術大会に参加し、その翌日に右も左も分からぬまま保険薬局に初出勤したのがもう20年も前の事なんだなあと懐かしく思います。

入社してすぐに社長であり現在広島県薬剤師会専務理事でもある野村祐仁先生の勧めで青年薬剤師会に入会しました。その後理事となり色々な活動に携わった事で県内外の同世代の薬剤師、県薬や市薬の先生と繋がりが出来た事が私自身とても大きな財産となりました。

その後広島市薬剤師会が一般社団になった平成23年に理事に立候補し、今年度から常任理事を務めさせてもらい、その他東区地域保健対策協議会理事や広島県薬剤師会代議員等貴重な経験をさせてもらっています。

現在の私があるのも、今まで沢山のご指導を賜った諸先生方や患者様のおかげと本当に感謝しています。

薬剤師の置かれている環境は日々変化をしています。患者さんのために薬剤師は何が出来るのか？そのためには私たちは何をしなければならないのか？まずは私が環境変化に取り残されないように日々精進し、薬剤師会及び会員のために尽力させていただきたいと思います。この

度はありがとうございました。



広島佐伯薬剤師会 大井 健太郎 氏

思えば私が薬剤師会の仕事に関わり始めたのは、学校薬剤師を引き受けたことがきっかけでした。今から約15年前のことになります。そこから広島佐伯支部の理事も引き受けるようになり、主に学術関連の仕事を担当してきました。

はじめは研修会の受付やセッティング等のいわゆるお世話係でしたが、学術つながりということで次世代指導薬剤師の支部担当となり、今では自らが研修会を企画立案、実施するまでに至りました。

最近では佐伯区親子交流の場の運営委員や、広島市の高齢者保健対策事業など、行政と連携した仕事も担当し、何かと忙しい毎日を過ごしております。

この度県薬剤師会の功労賞という名誉を頂いた今、改めて自分自身を振り返ってみると、薬剤師会の仕事を通じてとても多くの人の出会いがあったことに気付かされます。広島佐伯支部の薬剤師の先生方、他支部の先生方、医師の先生方、行政の方々、そして一般の方々。それは薬剤師として薬局の中で働いていただけでは、おそらく出会うことの無かった人たちで、そんな多くの人たちに多くのことを教えられ、支えられてきた15年であったように思います。この場を借りて心から感謝の想いを伝えさせて頂きます。ありがとうございます。

これからも人との繋がりを自身の財産とし、薬剤師会のため、そして何より地域の医療と保健衛生のために尽力していきたいと思います。



東広島市薬剤師会 島崎 一郎 氏

このたびは県薬功労賞をいただき、誠にありがとうございます。功労賞の規定によると、医薬分業に関し功労のあったもの、薬剤師職能向上に功労のあったものとなっていますが、私の場合、最も功労したものは薬剤師会での宴会幹事の仕事だと思います。宴会を通じて和が広がり、皆が協力し合い、お互い切磋琢磨して職能が向上したと考えれば、なんとか功労賞の受賞規程にはいるかもしれません。学生時代から宴会部長という肩書で宴会の段取りをするのが好きで、宴会で盛り上げるのが使命を感じていたようです。宴会はお酒がはいるのでかぶり物や女装をしても恥ずかしくないのですが、恥ずかしくてどうしてもできないこともあります。それはマラソン大会で変装して走ることです。マラソン大会に出ると、必ずかぶり物や女装で出場する方がおられます。そんな恰好で42km、ウルトラマラソンだと100km走れるんですかと思うのですが、そういう恰好の選手は必ず上位で完走するのです。私も薬剤師となった以上、白衣を着て薬さじ

と乳鉢を持って走ればちょっとうけるかなと思うのですが、そんな恰好では完走できないと思い、普通のウエアで出場しています。それでも、薬剤師としてどうしても国民にアピールしたいことがあれば、白衣姿で走るつもりです。話はそれましたが、これからも薬剤師の輪が広がって協力し合い、薬剤師の職能が向上するよう微力ながら貢献したいと思います。

安佐薬剤師会 藤本 瑞枝 氏



昨年10月に令和2年度広島県薬剤師会功劳賞を賜りありがとうございます。

私は一般社団法人安佐薬剤師会の常務理事事をさせていただいております。

理事就任に至るまでに薬剤師の地域活動において、広島市の地域推進課とNPO法人「子どもネットワーク可部」が共催している、てらやまプレーパークでのお薬相談の実施を計画・実行しております。本活動では安佐北区の後援も得ることができ、地域活動の実施が困難と思われるパート勤務の薬剤師のみなさまにも参加ご協力いただけるようになりました。

てらやまプレーパークではこどもたちの遊び場支援をおこなっており、お薬相談会では子育て中の保護者の方やそのご家族の健康に関する日ごろの疑問に応え、乳幼児のいる家庭の災害時の持ち物の提案などリーフレットを作成して啓発活動を行っております。昨年は新型コロナの影響を受け土日開催が困難となりましたが、コロナ対策（感染症）にも重点をおいて6月に開催しました。

第40回の広島県薬剤師会学術大会のテーマ「いつも誰かのそばに～地域に求められる薬剤師」を今後も実践していきたいと思います。この活動にいつも参加ご協力してくださっているNPO法人「子どもネットワーク可部」のスタッフの皆さん・薬剤師の皆さんに感謝いたします。

また、今後もこの活動を継続してまいります。安佐薬剤師会のみでなく他支部の薬剤師の皆さんにも参加していただけます。興味のある方は安佐薬剤師会までご連絡ください。

福山市薬剤師会 村上 寛子 氏



この度は、広島県薬剤師会功劳賞を賜り、誠にありがとうございます。このような賞を頂けたのもご指導いただいた諸先輩方、多くの先生方のご支援と感謝しております。

私が薬剤師になった頃は患者と向き合う、薬剤師同士のセッション、病院内で200点業務が始まったというものでしたが、医師・歯科医師をはじめとする医療職、介護に携わる方々、行政、患者を取り巻く地域へと自分自身から積極的に動く、意見を交わす、共に活動いくものに大きく変化しました。後々患者にもっと寄り添えたの

ではないかと反省することも多いです。日本の医療・介護体制の中、他の職種の方との関わりがさらに薬剤師としての業務の楽しさにつながっていることを感じています。

「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを」とあります。薬局もその地域に含まれています。が、敷地内薬局、ひいては病院内薬局が増えているのは寂しいことです。薬をもらうのは門前や敷地内、相談に行くのは地域の薬局という現象が起きていると思います。処方箋がなくても気軽に来てくれるるのは嬉しいですが…。

女子高生がなりたい職業の7位に薬剤師、薬剤師が主役のTVドラマをみた87%が薬剤師に頼りたいと注目されています。ここへ来たら元気になれるわあと言われ嬉しかった初心を忘れず、今の私たち、これから薬剤師が輝いていけるようさらに励みたいと思います。

県薬有功賞



安芸薬剤師会 上原 貢 氏

本来、私は表彰等の受賞には不向きな人間なのですが、70歳を過ぎ、多くの皆様にお世話をになり、ご迷惑もおかけしながら何とか生きてこられたことに感謝して、有功賞をいただきました。誠にありがとうございます。

安芸薬は25年前、広島市薬から分離独立した新しい支部です。行政主導の分離劇でしたが、現場には反対意見もあり難しい選択であったことは事実です。当時は地域対策協議会が立ち上がるにあたって、医師会とのバランスから安芸薬の分離独立は必須でした。先行きもわからないまま有志が集まり、県薬の豊見雅文常務理事（当時の指導で、市薬からの分離独立→県薬の一員となったことを思い出します。

わずかなお金とFAX 1台、パソコン1台が全財産でした。未収会費もあり、まず、会費を払わない会員を整理しないとやっていけないことを知ります。そして支部の経済的基盤があまりにも弱いことを知りました。理事会をしても会場費も日当（交通費）も出ません。みんな手弁当で集まり、まず、会報を作ろう。そして役員による手配り。

当時、私は47才。行け行けドンドン。自分の薬局もほったらかして安芸薬作りに奔走したのですが、県薬からは「県薬理事会にきても自分の支部のことしか考えてない」とよく批判されたものです。今思えば、確かにそうでしたね。協調性のない支部長であり、県薬常務理事でした。支部長と県薬常務理事は兼任すべきではありませんね。

県薬常務理事も支部長もやめて、先日、府中町議会議

員も引退しました。ホッとしている反面「これからどうしようか…」という思い。元気なうちは少しは薬剤師もしたいし、油絵も描いて、介護施設でのフルート演奏会も続けたい。これからは生きがい探しです。



福山市薬剤師会 竹腰 正司 氏

この度、広島県薬剤師会有功賞を受賞させて頂き有り難く感謝申し上げます。

ただ、私としては薬剤師会にこれといつて貢献をしていないと思います。ただひとつ、26歳で開業し半世紀弱、薬関係に携われた事です。これもひとえに健康であったからだと思います。開業と同時に福山市薬剤師会に入会させて頂き、地域担当理事になり10数年間続けてきた事、そして処方箋がまだ出でていないころ福山市松永、沼隈地区の歯科医の先生方に出て頂くべく、地区的薬剤師、歯科の先生方と会合を何回となく重ね、

両先生方の努力で処方箋を出して頂いた事が今思えば一番の喜びだと思えます。その後もゴルフ、飲み会、忘年会と何かあれば集まり話し合いを持っていました。

今はその頃の先生方も、ほぼ現場から退かれまして寂しい限りです。

又、学校薬剤師も同じ頃から始めさせて頂き、現在も続けております。

話は変わりますが、個人的には調剤より薬の販売を主としておりますが、この時世、営業的に大変難しい状態が続き、これからも大変ですが、地域、近所の人が少しでも頼りにして頂ければ私も出来る限り頑張って1日も長く続けられればと思っています。薬剤師という使命感を持って微力ながら地域医療に少しでも役立てばと思っています。

最後にコロナが早く終息する事を願います。
薬剤師会の先生方の御健勝を願います。

第105回薬剤師国家試験問題 (令和2年2月22日～2月23日実施)

問28 腎臓の傍系球体細胞で、レニン分泌を抑制する機序はどれか。1つ選べ。

- 1 アドレナリン α_1 受容体刺激
- 2 アドレナリン α_1 受容体遮断
- 3 アドレナリン α_2 受容体遮断
- 4 アドレナリン β_1 受容体刺激
- 5 アドレナリン β_1 受容体遮断

正答は105ページ

子育て応援団すこやか2020 オンライン実行委員会

常務理事 中川 潤子

開催日：令和2年11月1日（日）

「子育て応援団すこやか2020」は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、5月30日（土）・31日（日）の開催が中止となりました。その後、10月下旬での振替開催を検討しましたが、コロナ禍において、多数の子どもたちを迎えるリアルイベントを開催することは難しいと判断しました。リアルイベントの開催は断念しましたが、これまで16年続けきた「子育て応援団すこやか」を何とか違う形で開催できないかと検討を重ね、コロナ禍でも子どもたち・子育て世帯に楽しんでもらえるよう番組+WEB配信での開催となりました。

[番組] 11月1日(日)12:35~13:30(55分間)

[WEB] 11月1日（日）12:35~16:00

55分の地上波特番・広テレ YouTube チャンネルのライブ配信を利用し、子育て応援団すこやか2020オンラインを展開することになりました。



地上波特番では、『子育て応援団すこやか2020～おうちでウォッチ！知って得する子育て学～』をテーマに様々な世代の子どもを持つ3人の親（馬場のぶえ広テレアナウンサー、タレントの緒方かな子さん、料理研究家のおおもとのりこさん）が土曜日のお昼、子育てについてのんびりトークをするという番組内容でした。トークの中では、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県助産師会、広島県薬剤師会は下記の内容での「役立つ子育て情報」を情報提供しました。

広島県医師会 10月からの予防接種の変更内容

広島県歯科医師会 離乳食時のスプーンの使い方

広島県助産師会 ひろしま助産師オンライン相談

広島県薬剤師会 嫌がる子どもへの点眼方法

YouTube では

パトカーや消防車が登場！はたらく車お仕事見学

アナウンサーによる絵本の読み聞かせ

ケロポンズと一緒に踊ろう

知ってアクション！感染症の予防

などの生配信が行われました。

次回『子育て応援団すこやか2021』は2021年5月29日、30日 広島テレビ コンベンションホールにて開催予定です。まだまだ新型コロナウイルス感染拡大は続いていますが、今年は感染拡大が収まり、会場で多くの子どもたちの元気な顔が見られることを期待しています。

第37回 広島県薬事衛生大会を開催

第37回広島県薬事衛生大会が、去る11月19日（木）広島県薬剤師会館において、田邊昌彦広島県副知事出席のもと、薬業関係者69名参加の中開催された。豊見雅文広島県薬事衛生大会会長の挨拶に始まり、次に令和2年度薬事功労者広島県知事表彰が行われ、本会から宗文彦氏（広島佐伯薬剤師会）、谷川正之氏（広島市薬剤師会）、森川悦子氏（広島市薬剤師会）が受賞された。次いで、大臣表彰受賞者の披露があり、広島県知事、広島県議会議長、広島県医師会長からの祝辞、来賓紹介、祝電披露の後、受賞者代表の謝辞があり、大会宣言が採択され第1部を終了した。

次に、第2部特別講演に移り、一般社団法人広島県医師会会長 松村誠先生による『広島県における新型コロナウイルス感染症との闘い～官学民一体のオール広島チーム！～』と題した講演があった。

大会は15時55分に閉会した。



令和2年度 薬祖神大祭を執行

去る11月19日（木）広島県薬剤師会館2階ホールにおいて、令和2年度薬祖神大祭が、薬業関係者等出席のもと、厳粛に執行された。

令和2年度 各賞表彰

・厚生労働大臣表彰

・文部科学大臣表彰

・広島県知事表彰

”

”

安佐薬剤師会 青野拓郎

広島佐伯薬剤師会 長谷川頃一

広島佐伯薬剤師会 宗文彦

広島市薬剤師会 谷川正之

広島市薬剤師会 森川悦子

広島県知事表彰



広島市薬剤師会 谷川 正之 氏

この度は、令和2年度薬事功労者として
広島県知事表彰をいただき、ありがとうございました。

昭和57年、広島大学医学部附属病院薬剤部研修生として薬剤師のスタートをきりました。若い薬剤師が集まる場として広島県青年薬剤師会の活動を復活させ、昭和63年3月当時の渡邊壽彦会長に広島県薬剤師会の理事になるように言われ、薬剤師会に入会しました。

2年後、岡田政会長から常務理事に任命され、保険薬局部会会計や研修全般を担当することとなり、吉田康会長時代には一般会計や会誌作成を担当、前田泰則会長の時にも継続して担当し、社団法人民法から公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に変更されたことで社団法人から公益社団法人への変更も経験し、豊見雅文会長からは、副会長として会館建設の担当もさせていただきました。

思い出は多々ありますが、広島県が実施した高齢者医薬品等安全使用推進事業（平成5年度厚生省老人保健事業推進費等補助金）の一環で、長野県上田市を視察しひデオやポスター・チラシといった啓発用資料や高齢者医薬品等安全使用推進マニュアル（冊子）の作成に携わったこと、保険薬局部会の会計を担当していた時の代議員会で今後の基となる保険薬局部会賦課金の提案をしたこと、平成6年（1994年）の第12回アジア競技大会で薬局設置に携わったこと、広島県薬剤師研修協議会を中心として研修部門を担当し薬学教育や薬剤師教育に携わった

こと、会誌をはじめ新聞広告などの広報を担当させていただいていることなど、数え切れません。

今回の受賞は、家族の支えは勿論ですが多くの諸先輩の先生方に温かく見守っていただき、深く感謝申し上げます。

もう少し薬剤師として、県民の支えになることを自分なりに考えてお手伝いさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。



広島佐伯薬剤師会 宗文彦 氏

この度、第37回薬事衛生大会において、
広島県知事表彰をいただくこととなりました。大変感謝し恐縮しております。当日受賞された先生方を代表いたしまして、謝辞を述べさせていただきました。

私が薬局を開局した1988年、昭和63年6月まさに平成に差し掛かろうとした年でした、2020年11月で、32年を迎えた事になります。昭和、平成、令和の時代を経てまいりました。

広島県薬剤師会、広島佐伯薬剤師会に入会、学校薬剤師会、広島佐伯薬剤師会、広島県薬剤師会の会務をお手伝いさせて頂きました。昨年、小学校の学校薬剤師永年表彰を頂いたところです。平成10年より、広島県薬剤師会の理事、常務理事として広島県薬剤師会役員、事務局の皆様、広島県の薬務行政に関わる皆様方には大変お世話になりました。この時に薬務に関わらせていただいた事は、現在薬局を運営し、会務を進めていく上でとても大きな力を与えて下さり、勉強させて頂いたと思っています。感謝の念にたえません。

現在コロナウイルス感染者が再度急増しています。医療従事者として感染防止対策を講じ、医療を安全に提供

していかなければなりません。医療現場、学校でのコロナ対策の消毒や換気等、学校薬剤師として様々な質問や環境衛生について、指導を行うケースが増えています。これからも、一薬剤師また学校薬剤師として広島県、また薬剤師会に貢献できるよう、精進して行こうと思っています。今後もご指導のほどよろしくお願ひします。



広島市薬剤師会 森川 悅子 氏

第37回広島県薬事衛生大会において薬事功労者として、名誉ある広島県知事表彰を受賞させていただきましたことは、誠に身に余る光栄です。厚くお礼申し上げます。長年功労のある先輩の方々が多くいらっしゃるにもかかわらず、大変恐縮しております。この賞は一重に諸先輩の方々の永年にわたる薬事衛生への貢献の積み重ねの上にあるものと思っております。日本は、世界に類を見ない程の急速な高齢社会になってきております。その中で国民の生命・健康の保持に係わる私たち薬事関係者は、極めて重要な役割を担っていることを感じております。薬剤師として地域包括ケアシステム参画の取り組みのため、保健・医療・福祉・介護に精通し、他職種との連携を積極的に進めしていくことが求められています。また、まだまだ先の見えない新型コロナ対策を行う上で、環境衛生など、薬局・薬剤師の取り組みも高く評価されてきております。遠隔診療やAIの取り扱いなど、目まぐるしく変わる医療体制の整備など、課題は山積しております。今後も微力ながら県民の健康の増進・薬事衛生の向上に更に深く関わり、その役割を果たしていく所存でございます。何卒よろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。この度は誠にありがとうございました。

文部科学大臣表彰



広島佐伯薬剤師会 長谷川 項一 氏

榮えある文部科学大臣表彰を賜りましたことはこの上ない喜びであり、深く感謝申し上げます。

コロナ禍を受けて秋田県での授賞式は中止となりましたが、薬事衛生大会で表彰していただいたうえに新年には県庁にて表彰状や記念品を賜ることです。これは私にとって身に余る光栄であり、今後はこの表彰を心の支えとして、また心の糧として、表彰の栄誉に恥じぬよう、学校薬剤師としての職務を果たしていく所存です。

佐伯区内の市立小学校におけるコロナ陽性児童は家庭内感染でした。その後の小学校内濃厚接触者PCR検査は全て陰性で、クラスターにはなりませんでした。

これは学校における環境衛生は良好であったと思われますが、広島県内のどこでも家庭内感染からコロナ陽性児童、生徒が出る事は今後、ありえると思います。

CO₂測定による換気の指導、エアコンや換気システムのフィルター清掃、冬場の手洗い率低下対策など、この冬は学校で感染拡大を起こさせないよう、学校薬剤師の情報交換を密にして児童、生徒の健康に貢献していきます。

佐伯学薬の自慢できる伝統は、会費を出し合い検査器具を各種揃えていることで、佐伯学薬会長の薬局で保管しています。頻度の多い器具は複数揃え、必要に応じて素早く対応できます。

今回の表彰の栄誉を受けられましたのも、皆様方のご支援とご指導のおかげと存じ、深く感謝いたしております。

最後にますますの学校環境衛生の向上に励んでまいる所存でありますので、今後とも一層のご指導をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

令和2年度 第2回 広島県認知症支援体制推進会議

専務理事 野村 祐仁

開催日：令和2年11月19日（木）19:00～

場 所：WEB会議形式で実施（一部委員県庁本館502階会議室）

令和2年度第2回広島県認知症支援体制推進会議が17名の委員参加で、開催されました。

議題として第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）について下記の2点についての提案及び説明があり、それについての各団体等代表者からの質疑、意見が出されました。

- ・第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）の骨子案について
- ・第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）【素案】について

《第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）の骨子案》

・趣旨

高齢者施策のための基本計画である「第7期ひろしま高齢者プラン」（2018年度～2020年度）の計画期間が終了するため、次期計画として、「第8期ひろしま高齢者プラン」を策定する

・計画期間

2021年度～2023年度（3年間）

・プランの位置づけ

老人福祉法及び介護保険法に基づく県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体的に策定

・保健医療計画との整合

医療・介護提供体制を一体的に確保・維持するため、「第7次広島県保健医療計画」（2018年～2023年）との整合を図る

第7期プランを前期、第8期プランを後期と位置づけ一連のものとして策定。

主要施策については県保健医療計画の指標年度である2025年まで、及び県の高齢者数がピークを迎える2040年度までの指標を設定する。

- ・第7期プランの振り返りと社会情勢を踏まえた施策の方向性
- ・基本理念・目指す姿

第7期プラン通り

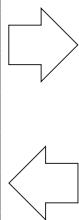
（基本理念）高齢期になっても健やかに自分らしく輝き、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる広島県づくり～みんなで創る住みよい“まちづくり”～

（目指す姿）

1. 変わりゆく住み慣れた地域で、健やかに自分が満足を感じるライフスタイルで日々を暮らし、地域の中で自分なりの役割を持って人々と関わることができる環境が整っている。
2. 心身の不調や衰えがあっても、必要な支援を受けながらできるだけ自立を維持し、重度化を防ぐことができる環境が整っている。
3. 重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちつつ医療・介護・生活支援などの必要なサービスを受けてから心安らかに過ごし、自分の望む場所と形で最期を迎えることができる環境が整っている。

取組の構成要素

I 高齢者の活躍
II 健康づくり・介護予防
III 地域包括ケアシステム推進体制
IV 医療
1 医療と介護の一体化的提供
2 認知症対策
V 介護
1 介護サービス提供体制の確保
2 介護サービスの質向上・適正化
VI 住まい・住まい方
VII 生活支援
VIII 人材



特に配慮が必要な社会情勢

- 1 人生100年時代の到来
- 2（後期）高齢者・単身高齢世帯等のさらなる増加
- 3 労働人口の減少
- 4 介護サービス基盤の安定化
- 5 デジタル技術の発展
- 6 地域共生社会の実現
- 7 災害や新興感染症等への懸念

・第8期プラン

- 共生と予防を二つの基本軸とする認知症施策の総合的な推進
- 1. 普及啓発・本人発信支援
- 2. 予防
- 3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
- 5. 市町における認知症施策の取組促進

《第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）【素案】》

共生と予防を二つの基本軸とする認知症施策の総合的な推進

共生と予防を二つの基本軸とする認知症施策の総合的に推進することにより、認知症地域包括ケアの強化を図り、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

次の1.～5.の現状と課題点の報告があり、今後の取組について検討しました。

1. 普及啓発・本人発信支援

(目指す方向)

- 全ての人が認知症について正しく理解し、本人の意思を尊重して、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、支援の輪を広げていく

- 認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、また、多くの認知症の人に希望を与えるためにも、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になんでも希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等の発信機会の拡大を図る。

(今後の取組)

・普及啓発

認知症に関する正しい理解を更に促進するため、啓発イベントを実施するとともに、子どもを含む若い世代や県が連携する企業など、地域社会を構成する幅広い主体に対して認知症サポーター養成講座を実施する。（認知症サポーター養成数 2019年度現状 277,382人 2023年度目標 325,000人 2025年度末目標 362,000人）

認知症サポーター養成講座を終了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、認知症の人や家族の体験や思いを知ることや座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座の開催機会の拡大など市町の取組を支援する。

・本人発信支援

地域で暮らす本人とともに普及啓発が行われるなど、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう

取り組む

診断直後等は認知症の容認ができず今後の見通しにも不安が大きいことから、先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアソーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の人本人による相談活動の支援に務める。

2. 予防

(目指す方向)

- 地域住民が身近な場所で、自主的に介護予防につながる取組を行う場を充実させ、誰もが介護予防に取り組み生きがいを持って生活できる地域づくりを推進していく。

(今後の取組)

地域リハビリテーション広域支援センターや市町などの支援機関と連携して、住民運営の「通いの場」で運動機能の維持・向上のための体操に加え、認知症や低栄養の予防、口腔ケアに取り組むなど高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、社会参加を含むフレイル対策を通じた介護予防を推進する。

(高齢者人口に占める「通いの場」の参加者の割合
2019年度現状 4.4% 2023年度目標 10.2% 2025年度末目標 11.4%)

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(目指す方向)

- 医療・介護・障害福祉等分野の関係機関の連携を促進し、それぞれの果たす役割や機能が十分に発揮されるよう支援していく

- 認知症の人に対し、医療・介護等が連携して適切なサービスが提供される認知症地域包括ケアの強化に向け、専門医療による早期診断・早期対応から、急性期、身体合併症等、容態に応じた適切な医療サービス提供体制の充実を図っていく。

- 認知症の人とその家族の日常生活を支える体制の構築及び充実を図るため、介護従事者の認知症ケアの質の向上とネットワーク化を推進していく。

- 認知症の容態の変化に応じた医療と介護の連携が円滑に行われるよう、地域包括支援センターと医療との、地域の実情に応じた有機的な連携を促進していく。

(今後の取組)

・医療・介護連携

各地域の医療・介護の支援機関が連携して機能を発揮できるよう、引き続き認知症サポート医の養成を行うとともに各市町が設置する認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームの活動の活性化等を支援していく。

広島オレンジパスポートが身近な地域で活用され

るよう、医療・介護関係者の協力の下、市町と協力して地域の実情に合った発行・運用体制を整えることにより、各地域の医療・介護関係機関相互の連携の促進に取り組む。また、広島情報ネットワーク（HMネット）に構築した認知症地域連携パスシステムの普及を促進し、ネットワークの構築・拡大を進めることで、情報共有がより効率的にできる仕組みづくりに努める。

・オレンジドクターと医療・介護従事者研修

引き続き、市町や医療関係団体と連携し、医療従事者に対する認知症対応能力向上研修の開催、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、オレンジドクター制度の継続的な運用などを通じ、地域における医療支援体制の充実を図る。

歯科医師や薬剤師においても、高齢者等と接する中で認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との連携が進むよう、研修に取り組む。

県内全域において質の高い認知症ケアが提供できる人材を育成するため、広島県認知症介護指導者会と連携し、適宜、研修内容の充実を図るとともに、認知症介護に初めて携わる施設や事業所の職員等についても、基礎的な知識の修得がなされるよう、認知症介護基礎研修の受講を促進する。

認知症介護指導者を圏域バランス等に配慮しながら計画的に養成するとともに、自主的な活動に円滑に取り組めるよう、広島県認知症介護指導者会への支援に務める。また、認知症介護指導者が地域のネットワークづくりなどの役割を担えるよう、市町及び地域へ周知し、活用を推進する。

・連携体制

認知症初期集中支援チームの活動を促進するため、市町に対する情報提供やチーム員の研修等を実施する。

認知症地域包括ケアの先進的な取組の情報収集や横展開を図る。

切れ目なく支えあう連携体制を構築するため、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、オレンジアドバイザー等の各地域の支援機関や支援者の連携が実効性のあるものとなるよう、市町や関係機関への助言・支援を行う。

地域包括支援センターと医療の連携強化など、支援機関相互の一層の連携体制の整備が進むよう、市町・関係機関に対し、先進事例に係る情報を提供するとともに、連携の起点となる認知症地域支援推進員の活動を促進する。

(オレンジパスポート発行医療機関数 2019年度現状 37機関 2023年度目標 調整中 2025年度末目

標 調整中)

(認知症介護基礎研修修了者数 2019年度現状 1,741人 2023年度目標 3,100人 2025年度末目標 3,840人)

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

(目指す方向)

○認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進していく。

○若年性認知症の人にとって、認知機能が低下してもできること可能な限り続けながら適切な支援を受けられる環境整備を図る。

(今後の取組)

・認知症バリアフリーの推進

認知症センターの量的な拡大を図ることに加えて、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を認知症センター等が地域ごとに支援チームを作り、外出支援、見守り・声かけ・話し相手等の認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を市町と連携して整備する。

認知症カフェを活用した取組や認知症の人が地域において「生きがい」をもって生活を送れるよう社会参加活動を行うための体制整備等を担う認知症地域支援推進員の資質の向上に資する研修の実施を通じ、社会参加が可能となる取組を支援する。

認知症による徘徊や行方不明への対応については、国、警察本部等との連携を強化し、ホームページの特設サイト等を活用した早期発見のための仕組みや市町による徘徊・見守りネットワークの充実を推進していく。

・若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターによる、本人や家族等への相談支援、市町や関係機関との連携体制の構築、地域や関係機関に対する若年性認知症に係る正しい知識の普及を行うとともに、より身近な地域である市町が主体となって若年性認知症の人への支援が充実されるよう、連携を図る。

若年性認知症の人が役割や生きがいを持ち、社会や地域と関わり続けられるよう、障害福祉サービスや介護保険サービス等による生活活動やボランティア活動、認知症カフェなどの本人や家族が交流できる居場所などへの参加を支援する。

5. 市町における認知症施策の取組促進

(目指す方向)

○地域で生活する認知症の人とその家族の意向を尊重

し、各市町において地域の実情に応じた認知症施策が推進されるよう、支援していく。

(今後の取り組み)

県や市町が推進する認知症対策の進行管理や効果検証、課題抽出等のため、広島県認知症地域支援体制推進会議を継続して開催する。また、市町が実施する認知症施策の好事例の把握に努め、市町担当者会議等において情報提供する。

認知症疾患医療センターなどの専門医療機関に関する情報や、地域の認知症サポート医、歯科医師及び薬剤師等を対象とした認知症対応能力向上研修受講者、認知症介護指導者、オレンジアドバイザー等の状況に

ついて、市町の地域包括支援センターに情報提供するなど、各市町において関係機関の専門職との連携が図れるよう支援していく。

認知症施策を適切に推進するため、関係機関や関係団体等と連携し、認知症の人やその家族の意向の把握に努めるとともに、認知症の人の意思が地域の中で尊重され、安心して生活できるよう、本人の意思決定を支援するための取組などを支援していく。

以上の報告や提案等に対しての意見や要望を踏まえ、第8期ひろしま高齢者プラン（認知症対策）に反映し、引き続き検討していくこととなっております。

第105回薬剤師国家試験問題（令和2年2月22日～2月23日実施）

問36 メテノロンのタンパク質同化作用の機序はどれか。1つ選べ。

- 1 アロマターゼ阻害
- 2 エストロゲン受容体刺激
- 3 ペルオキシダーゼ阻害
- 4 バソプレシン V₂受容体刺激
- 5 アンドロゲン受容体刺激

正答は105ページ

2020年度 安田女子大学OSCE直前講習会および本試験



安田女子大学薬学部 新井 茂昭

開催日：令和2年11月29日（日）

場 所：安田女子大学安東キャンパス9号館

5月に終息したかに見えた新型コロナ感染症の再流行について連日トップでマスコミ報道される状況下、2020年度安田女子大学薬学共用試験 OSCE の実施を危惧しておりましたが、2020年11月29日（日）に実施し無事終了しました。ご協力いただきました広島県薬剤師会および学外評価者の先生方にこの場を借りて厚くお礼申し上げます。

本年度の OSCE は、例年 6 課題を実施するところを 3 課題に減らして実施することについて共用試験センターより 6 月初旬に通達がありました。すなわち、①領域 1（患者・来局者応対）と領域 5（情報の提供）、②領域 2（調剤の調製）、③領域 3（調剤鑑査）と領域 4（無菌操作の実践）からそれぞれ 1 課題が選択されます。また、医療現場で使用されるマスクや手袋などの医療資源を事前学習や OSCE で浪費しないよう「手洗いと手袋の着脱」、「手指の消毒と手袋・ガウンの着脱」は課題にしないこととなりました。本学でも、いわゆる「3密」状態を避けるため、およびご協力いただく学外評価者や模擬患者を最少人数とするために 2 レーンで実施しました。講習会や OSCE 本試験における感染予防についても、試験会場の配置や移動時の動線などソーシャルディスタンスに配慮し、受験生やスタッフが入館する際の体温測定や手指消毒など思いつく限りの対策を行ったうえで試験当日を迎えました。その結果、本年度も全般的に OSCE は適正に且つスムーズに実施できたと感じております。

受験生に対しては、事前学習において例年通り薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿ってすべての領域の教

育を実施しました。課題数は少ないのですが課題閲覧開始まで課題内容を知らされず、しかも 2 名の評価者の前で、5 分以内に終了しなければならないことから、精神的な負担はかなり大きかったようです。3 課題終了後、顔を真っ赤に紅潮させたり、涙ぐんだりしていた学生もいました。

薬学教育 6 年制の一つの柱である薬学共用試験 (CBT、OSCE) は、大学の責任のもとで行うものとなっておりますが、OSCE 評価者としてあるいは臨床のエキスパートとしてのご助言など薬剤師会の先生方の協力無くしては実施することは不可能です。さらに薬学教育の基本となる薬学教育モデル・コアカリキュラムが改定され、それを基盤とした新しいカリキュラムを平成 26 年度から適用していますが、それは早い段階での臨床現場での体験と患者コミュニケーション教育が重視されるとともに、地域医療をはじめとした医療薬学のより充実した内容となっています。共用試験合格者が受ける実務実習も薬局実習と病院実習とが連続して行われる形式となり、主要 8 疾患についての学習など、内容の濃いものとなります。新コアカリで謳われている「薬剤師として求められる基本的な 10 の資質」を持つ薬剤師を育てるには、今までにも増して医療現場と大学間のより緊密な連携が必要であると考えます。本学は医療を担う人間性豊かな薬のスペシャリストとして活躍できる薬剤師の養成に力を注いでいきますので、厳しい状況ではございますが、今後とも皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

福山大学薬学共用試験（OSCE）本試験

福山大学薬学部 OSCE実施委員長 江藤 精二

開催日：令和2年12月6日（日）

場 所：福山大学

福山大学では、令和2年12月6日（日）にOSCEを実施し、4年生134名が受験しました。今年度も評価者として多数の広島県薬剤師会の皆様にご参加いただき、円滑にOSCEを実施することができました。紙面をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度は日常生活から様々なイベントまでコロナ禍の影響を受けていますが、OSCEも準備段階から実施日までのすべての過程において、コロナ感染症防止対策を考える必要がありました。当然のことながら、昨年までの実施計画を大幅に改定する作業から今年度のOSCEは始まりました。また、OSCEまでの2週間は、評価者、受験生、SA及び教職員スタッフの健康調査票（体温、症状）を記録していただきました。OSCE当日は会場に入る際の検温、手指の消毒及び健康調査票のチェックを実施しました。また、3密を避けるため、受験生の説明会場、評価者の集合場所などは2ヶ所に分散しました。このため、モニターの紹介及び終了後の総評など、それぞれの会場で行うなど、これまでのOSCEからみれば“非効率的”な運営を余儀なくされました。このような状況において、ご面倒をおかけしたにもかかわらず、三原薬剤師会、尾道薬剤師会及び福山市薬剤師会を中心に、広島県薬剤師会並びに大学近郊地区的病院勤務薬剤師の皆様にご協力を賜り、92名の薬剤師の先生方にお集まりいただきました。薬剤師の先生方のコ

ロナ感染に立ち向かう気概と学生への愛情に満ちた姿勢に薬学生・教職員一同感動を覚えた次第です。一方で、8月下旬から始まったOSCE準備作業から12月6日のOSCEまでの過程でコロナ感染防止あるいは日常業務の効率化といった観点からは学んだことが多いと感じています。当初はコロナ感染防止対策によりOSCE運営が非効率的になると思っていましたが、結果的に効率化できたことも多く、これらの経験を今後のOSCEなどの運営及び薬学教育に生かせればと考えております。オンラインによる教育手法あるいは情報共有など、使いようによってはOSCEのようなイベントの準備作業及び薬学教育の効率化に繋げることができることを確信した教職員も多いと思います。

さて、OSCEを終了した学生は、年明け早々に実施されるCBTに向けて勉学に励んでいます。OSCE及びCBTに合格した学生は、令和3年度の実務実習を受けることになります。令和3年度の実務実習は2月22日（月）から始まります。コロナ感染が終息に向かうのか、さらに拡大するのか先は見通せない状況ですが、学生はコロナ感染症予防について十分に理解し、万全の態勢で実習を受けさせていただきますので、よろしくご指導をお願いいたします。

最後になりましたが、広島県薬剤師会のますますのご発展をお祈りいたします。

令和2年度 広島大学薬学共用試験OSCE 本試験

広島大学薬学部 小澤 孝一郎、横大路 智治

開催日：令和2年12月6日（日）

場 所：広島大学薬学部

明けましておめでとうございます。旧年中は本学の教育に多大なるご尽力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。今年も引き続きご指導ご鞭撻の程宜しくお願ひいたします。

令和2年は新型コロナウイルスと共に過ぎ去りました。広島大学では、令和2年3月初旬にいち早く対策本部を設置し、授業を含む新学期に向けた準備や感染防止対策等に当たりました。また、4年前から新入生を対象としたノートPCの必携化を進めていた関係で学部生全員がPCを所有しており、オンライン授業への環境も整っていました。これらが上手く噛み合い、本学では一日も遅延することなく、例年と同じ4月8日から全面オンライン（オンデマンド型、双方向型）での授業を開始することができました。また、7月からの第2タームでは、新型コロナウイルスへの感染防止を図りながら、実験実習など対面でないと教育効果が得られない授業を中心に順次対面を導入し、さらに必要に応じて対面とオンラインを併用するハイブリッド授業を推進するなどの努力を全学的に進めて参りました。これらに加え、10月の第3ターム以降は積極的に対面授業を実施していましたので、薬学部の臨床事前実習についても、オンラインと対面を上手く組み合わせ、特にオンデマンド型を有効に活用して時間的効率化を図り、密を避けながらも対面による実技時間を確保できるように工夫した結果、コロナ禍にあっても例年とほぼ同等の臨床事前実習を実施することができました。

令和2年度は、大学院生を含め39名が薬学共用試験OSCEを受験しました。スペース、スタッフ数の関係

で1レーンでの実施となるため、朝9時から夕方5時過ぎまでの長丁場となり、関係諸氏の長時間に亘るご協力に深く感謝いたします。OSCEの実施に当たっては、薬学部教員は全て参加し、学生も32名が誘導等のスタッフとして参加しています。さらに、広島県薬剤師会から2名、広島県病院薬剤師から1名、安田女子大学と広島国際大学から計3名が外部評価者として、一般の方3名が模擬患者さんとしてご協力くださいました。さらに事務職員2名が裏方として対応してくれましたので、総勢で82名が薬剤師を目指す39名のために尽力したこととなります。これだけの関係者に囲まれた中ですので学生の緊張も自ずと高まり、どうしても極度の緊張の中での実施となります。その緊張は評価者や模擬患者にも伝わり、毎年のことながら全体としてピリピリとした雰囲気の中でのOSCE本試験となりました。さらに今年は、新型コロナウイルス対策として、3密を避ける、換気を行う、手指消毒を徹底する、評価などの担当時間を短くし長時間の接触を避けるなど、万全の感染防止対策を行なった厳戒態勢の中での実施となりましたので、学生の緊張度はさらに高まっていました。もう少し和らいだ環境の中で落ち着いて実力が出せたらなど、これも毎年のことながら思います。とは申せ、お陰様で無事全員が合格し、次の目標であるCBTに向け、学生は鋭意勉学に励んでいます。

OSCEにご協力いただきました、広島県薬剤師会をはじめとする全ての皆様に深く感謝いたします。

最後となりましたが、今年が皆様にとって幸多き一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I

安佐薬剤師会 岡部 真季

開催日：令和2年11月3日（火・祝）10:00～16:00

場 所：広島県薬剤師会館（オンライン）

11月3日にZoomで行われた在宅支援研修会Iに参加させていただきました。以下4点のテーマで、それぞれの先生方のご講演を拝聴いたしました。

①在宅医療について・地域包括支援システムについて

広島県介護支援専門員協会研修センター

副センター長 荒木 和美先生

介護サービス利用の手続き、流れ・地域包括支援システム、地域包括ケアシステムについて。サービス担当者会議と地域ケア会議の違い。地域で活動する関係職種、医療機関の紹介。介護保険サービスの種類等の紹介。居宅療養管理指導の基本事項について等。

他職種から薬剤師への要望で紹介されていた内容

ケアマネジャーから

服薬確認と相談、提案

複数医療機関からの薬（OTC、サプリメントなどを含む）を服用している患者の相談、提案

認知症、一人暮らしの方等、薬の管理が難しい患者への服薬管理の相談（介護サービスの負担に直結）

薬が苦手、納得できない方、依存等への働きかけ
処方内容変更時の具体的な対応

介護予防教室やサロンなどで健康づくりの専門職としての活動

訪問看護師から

通院・来局が困難な患者に薬剤師が訪問に入ってくれるのは助かる

点滴でも訪問に入つてもらえるのは助かる

薬と一緒にオムツやトイレットペーパーを配達している施設もあり、助かっている。点滴に加えて

輸液チューブ等も管理してほしい

輸液ポンプの貸し出しを行っている施設もあり、助かっている

以上のような意見が紹介されていた。

②在宅用医療器材および機器について

ティーエスアルフレッサ株式会社 機器推進部

木村 功先生

保険薬局で給付できる特定保険医療材料、医科診療報酬の在宅療養指導管理で使用される医療機器・医療材料について、在宅分野でみかけるそのほか消耗品等についてなど。

その中でも、経腸栄養の誤接続防止コネクタについて、国際規格の変更に伴い、2021年11月末までに経管栄養製品の接続部形状（コネクタのオスとメス凸凹）が変更となる。徐々に移行してきているため、使用されているチューブに応じて薬局も対応していく必要がある。栄養の推奨のカラーはオレンジ or パープルとなる。麻酔分野のシリンジの推奨カラーがイエローであり、約10ヶ月間はシリンジの色が同色となるため注意が必要である。

③在宅支援について

一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会

常務理事 萩田 均司先生

在宅支援について、地域のHUB機能としての地域における薬剤師の役割。介護予防への参画、薬局からの情報の発信・早期発見の必要性、訪問薬剤管理業務について等。

介護支援専門員との連携の必要性→居宅療養管理指導は、ケアプランがなくては成り立たない。サービス担当者会議への参加が望ましいが、困難な場合は最低限としてケアマネジャーさんからの問い合わせには迅速な対応をしなければならない。そのためには日ごろから他職種と連携をとり、関係を構築していく必要がある。

④在宅関連施設について

講師は③の先生と同じ

介護保険3施設、老人ホーム、高齢者住宅それぞれの違い、施設入居者への訪問の考え方、算定の可否。介護保険サービスの体系、居宅サービス（訪問、通所、短期入所、その他）、地域密着型サービス等。

以上、簡単ではございますがご報告いたします。

令和2年度 都道府県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動担当者研修会



常務理事 竹本 貴明

開催日：令和2年11月20日（金）13:30～17:00

次 第 (敬称略)

司会：日本薬剤師会 常務理事 亀井 美和子

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. 開会挨拶 | 日本薬剤師会 会長
山本 信夫 |
| 2. 最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供
-2021CODE- | (公財) 日本アンチ・ドーピング機構
浅川 伸 |
| 3. 2021年禁止表国際基準と治療使用特例に関する注意点 | (公財) 日本アンチ・ドーピング機構
鈴木 智弓 |
| 4. 燃ゆる感動かごしま国体準備における鹿児島県薬剤師会のアンチ・ドーピング活動について | 鹿児島県薬剤師会
岩倉 ひろみ |
| 5. アンチ・ドーピングを踏まえた医療を提供するために | 日本薬剤師会 アンチ・ドーピング委員会
笠師 久美子 |
| 6. 質疑応答 | |
| 7. 閉会の挨拶 | 日本薬剤師会 常務理事
亀井 美和子 |

本年度の担当者研修会は新型コロナウイルスの影響により、オンラインで開催され薬事情報センター 水島美代子センター長と広島県薬剤師会館の在宅医療研修室にて参加いたしました。

上記次第「2. 最新のアンチ・ドーピングに関する情報提供」では、2021年に世界アンチ・ドーピング規定が6年ぶりに改定され新たな版が発行され、主要な変更点としては

【基本原理】

◆「健康」が重要視され、基本原理の最上位に配置。「競技者の権利」が3番目に配置。

【禁止表関連】

- ◆「特定方法」において禁止物質と同様な「特定／非特定」概念の導入。
- ◆スポーツ以外の社会で頻繁に使われる禁止物質が「濫用物質」とされ、濫用物質による違反は規律手続において制裁が軽減される。

【個人制裁関連】

- ◆新しい競技者概念として「要保護者」および「レクリエーション競技者」が定義。などが説明されました。

また、「結果管理に関する国際基準」「教育に関する国際基準」が2021年1月から新規発効となるとのことでした。

「3. 2021年禁止表国際基準と治療使用特例に関する注意点」では、前述の「特定方法」「濫用物質」に関する内容の新設。そして、デザインが大きく変更され①目次にセクションごとのページと病名の例示 ②定義の掲載 ③物質名の索引のページが新たに追加されました。

また、1分類=1ページとし各分類の冒頭に“常に禁止される物質”的に分類が掲載され、医療従事者の視点ではなくアスリート自身もわかりやすいように変更されました。

【禁止物質】の大きな変更として S3. ベータ 2 作用薬について

- ◆アルホルモテロール、レボサルブタモール（レバルブテロール）の追記（国内にはない）
- ◆吸入ビランテロール（24時間で最大 $25\mu\text{g}$ ）が例外的に追記

S9. 糖質コルチコイドについては2021年の変更はありませんが、今後コンサルテーション等を経て、新たなルールとして2022年1月から競技会（時）の全ての注射経路を禁止となる予定であるとのことでした。

「5. アンチ・ドーピングを踏まえた医療を提供するために」では、連携によるスポーツ医療の例として、医療期間における診療の中で①初回面談時における持参薬鑑別書、②退院時サマリー、③保険薬局からのトレーシングレポートを活用しアスリートに適切な薬物療法の支援を行うことが薬剤師の責務であると話されました。

令和2年度 第2回 認知症対応力向上研修（広島市）

開催日：令和2年11月22日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

報告 I

呉市薬剤師会 濱崎 匡史

高齢化社会が進む中で認知症患者さん増加することが予測されます。そのような現状の中で私たち薬剤師が何ができるかを考える機会とらえて参加しました。



最初に薬事情報センターの永野利香先生より認知症の気づき、かかりつけ医との連携、包括支援センターや多職種との連携、薬学的管理や服薬指導が行われる環境整備の話とDVD鑑賞がありました。続いて広島市西部認知症疾患医療センター長の岩崎庸子先生から脳の働きや認知症のいろいろな症状、認知症の種類と特徴についての説明がありました。認知症とうつ病との鑑別、せん妄とアルツハイマー認知症との違いの見極めの大切さは特に重要と思われました。薬剤の服用時期は早ければ早いほど進行が抑えられ、コリンエステラーゼ阻害剤とメマンチンの注意点や、向精神薬はイベントを起こしやすく特にベンゾジアゼピン系薬剤は必要な薬剤であるが、リスクを考えて使用すべきであるとの説明がありました。

次に薬局での対応編として永野先生から薬局での気づきについての話がありました。認知症の疑いがある人に気づき他職種・機関と連携することの大切さの説明がありました。認知症の人とそのご家族との接し方のポイントとして本人の尊厳を守り余裕をもって接し、本人の言うことを否定せずに笑顔で接すことの大切さ、本人の立場を気遣い簡潔に確認していくこと、共感し積極的にかかわりを持つという事を認識し、本人と向き合う姿勢で現存機能をほめることの大切さなど詳しく説明がありました。またご家族に対しては専門医やかかりつけ医、

ケアマネジャー・ケアスタッフと協力し、介護保険サービスや社会資源の活用を勧め、服薬状況や体調変化や介護状況、家族の不安について傾聴し、介護者の負担を少なくする方法を選択することの大切さを学ぶことができました。



高村先生



中川先生

呉市薬剤師会では2018年から「脳チェックリスト」、「認知症支援にかかわる情報提供書」を活用して認知症疾患医療センター、呉市認知症初期集中支援チーム、専門医療機関・オレンジドクターに認知症患者さんの紹介を行っています。

今回の研修を通して認知症について特徴や症状についての復習ができ、わたしたち薬剤師が高齢化社会の中で



認知症の「啓発」をおこない、「気づき」、患者さんやご家族の方々の「支え」になり、他職種の方々への「つなぎ」への懸け橋になっていければと感じた研修会でした。

報告Ⅱ

安佐薬剤師会 古山 奈月

研修会では認知症の診断から各認知症の特徴や注意点、治療薬や薬学的管理や早期発見のポイント、認知症対策の制度などを学びました。

アルツハイマー型認知症では側頭葉（記憶、見当識などに関連、海馬がある）、頭頂葉（視空間認知などに関連）が障害を受けるため、最初に記憶障害が起り、「取り繕い」や「振り返り兆候」も特徴的な症状です。

レビー小体型認知症では後頭葉（視覚に関連）が障害を受け、認知機能障害、幻視などの精神症状、レム睡眠行動障害（RBD）、パーキンソン症状、起立性低血圧、排尿障害などの自律神経症状などの多彩な症状が発現します。薬剤過敏性がある場合もあり、特に抗精神病薬やChE阻害剤使用時には過鎮静などの錐体外路症状に注意が必要です。

認知症に使用される薬剤はChE阻害剤またはNMDA受容体拮抗薬が主ですが、効果は限定的です。

BPSDに関して向精神薬を使用されることがありますが、十分なエビデンスがありません。しかし「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン」において位置づけられている薬剤もあり、実臨床での向精神薬の使用は完全に否定されているものではありません。中でも抗精神病薬については高齢認知症患者への投与により死亡率が増加することなども示されており使用する場合は留意点、副作用の確認が必須です。

認知症はせん妄の準備因子となることから、認知症患者はせん妄になりやすくBZ関連薬は特にリスクが高いとされています。せん妄はICUなどの侵襲的な治療が

必要な際に特に起きやすいイメージがありましたが、実際は病院以外でも多くの患者がせん妄をきたしているとのことでした。

薬剤師として、前述の注意点を念頭に置いた薬物治療における安全性の管理、また個人の状況に合わせた服薬サポート、非薬物療法についても指導が重要になると感じました。

さらに、認知症に関しては薬物治療以上に、リハビリや心理療法などの非薬物療法、環境調整が非常に重要なことがあります。

薬局薬剤師は日常業務で高齢者との関わりがあり認知症の可能性について気付ける職種です。「財布に小銭や千円札があるが一万円札で会計をする」なども認知症の兆候として挙げられていました。青森県薬剤師会の脳の健康チェックリストもスクリーニングツールとして有用のことでした。

認知症の徵候に気付いた場合は、本人の同意を得て、①かかりつけ医や②地域包括支援センター（要支援・要介護認定を受けていない）、居宅支援事業所（要支援・要介護認定を受けている）などへ連絡を行い、早期の治療開始（薬物療法のみでなくリハビリやケアも含む）や環境調整を行うことで認知症患者が充実感を持ち、安心して暮らすこと、介護者の負担軽減をすることにつなげることが最も重要です。

これを実践するためにも、地域のシステムを把握しておくことが大切です。広島市では認知症初期集中支援チームや若年性認知症への相談窓口なども設置、各地域で複数の認知症カフェの開催がされているとのことでした。

地域で働く薬剤師として、認知症患者への適切な対応ができるように、認知症治療中の患者もそうでない患者にも薬剤だけにとらわれず広い視野で関わっていきたいと感じました。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会

広島市薬剤師会 龍 春花

開催日：令和2年11月23日（月・祝）13:00～17:30

場 所：広島県薬剤師会館

プログラム I

- 講座①：薬剤師の必要な理念
- 講座②・④-1：平成25年度改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム
- 講座②・④-2：薬学実務実習に関するガイドライン

プログラム II

- 講座③-1・2・3：学生の指導（法的問題、OBEに基づいた薬局実務実習の進め方、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）

令和2年11月23日に開催された認定実務実習指導薬剤師養成講習会に参加させて頂きました。

【プログラム I】

地域包括ケアシステムの構築において、各専門職の中で薬剤師は、一元的・継続的な薬学管理指導やかかりつけ医との連携、地域単位での24時間対応等の役割を果たす必要があります。これから薬剤師は、より高い分析・解析力やコミュニケーション能力等が求められ、薬学教育と実務実習においてカリキュラムの一本化が臨床教育では重要となりました。また、アウトカム（最終的な成果）の提示、学習成果基盤型教育（以下OBE）が導入されたことにより、卒業時までに要求されるレベルや成長レベルが把握できるようになりました。

【プログラム II】

まず、薬剤師が調剤を行うことが出来るのは、薬剤師法19条に定められているからであり、学生が実習で調剤を行うには条件整備を行う必要があります。その条件として、①患者の同意、②目的の正当化、③行為の相当性が挙げられ、患者の同意は、権利の保障と安全確保の観点から必要であり、個人情報等への配慮は口頭のみならず、契約書や説明書等で明確にすることが望ましいとされています。また、質の高い薬剤師を育てる為に実践型実習をさせることは正当な目的ですが、内容によっては見学にせざるを得ない場合もあります。

OBEに基づいた実習を行う上でのポイントとして、医療現場で実践的な業務を学んでいける学生を育てる為には、領域的に学習するのではなく、日々の流れに合わせて実習を行い、総合的にパフォーマンスを上げるように自覚を促すことが必要です。個々の学生にあったテーマを選択し、定期的な繰り返し評価を行い、SBOsをチェックポイントとして活用することで、一定のレベルに到達させることが求められます。

実務実習では、調剤や服薬指導のみならず多岐に渡る薬剤師業務を体験し、そして、大学で学んだことをどのように応用するのか、出来なくても考えて実践させる姿勢が指導薬剤師には必要であることが分かりました。また、指導薬剤師のみならず、スタッフ全員で実習生をサポートし、共に成長していく実習にしていきたいと思いました。

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会

安佐薬剤師会 山口 朋子

開催日：令和2年11月29日（日）13:00～17:00

場所：広島県薬剤師会館

本研修は3月に開催予定でしたが、コロナ禍で延期になっていました。

平成29年度衛生行政報告によると人工妊娠中絶年間数は164,621人。

緊急避妊薬を巡っては、一度はスイッチOTC化に向けて厚生労働省の評価検討会議で取り上げられたが否決されました。

しかし、10月には日本チェーンドラッグストア協会や有志団体が厚生労働省宛てに署名・要望書を提出するなど、「迅速なスイッチOTC化」への要望が高まっている中の開催となり、大変興味深く、関心も高かったようリモート受講を含め200名の参加があったと聞いています。

冒頭、広島県薬剤師会 豊見雅文会長が緊急避妊薬を取り巻く状況について話されました。

「専門的知識のある薬剤師による面前投薬」の必要性や「スイッチOTCを許せば数年後には通販可能になる」懸念などを説かれ、「流動的ではあるが、日本薬剤師会としては〈ドクターによるオンライン診療→研修を受けた薬剤師による面前内服〉で話を進める」との開会挨拶に大いに賛同しました。

母と子のまきクリニック院長 兵頭麻希先生が処方上の留意点について講義されました。

「緊急避妊法選択のアルゴリズム」や「医師が行う問診の根拠や評価」など、処方指示を受ける薬剤師としては大変参考になる項目から始まりました。

緊急避妊薬自体取り扱った事がなかったため投薬時の注意事項や副作用はもちろん、服用後の指導（3週間後の産婦人科受診等）、またECP服用を繰り返す患者さんへの行動変容を促すカウンセリングに至るまで、奥が深いものだと感じました。

日本人の避妊法は先進諸国に比べて、コンドーム・性交中絶法が著しく多く、OCは低率です。

IUDと不妊手術も頻度が低く、適切で確実な避妊が難しいとされています。

避妊効果が高く・排卵再開も可能・そして何より“女性が主体で行なえる避妊法”としてOCが推奨されています。

OCには避妊以外の副効用として、“月経困難症の軽減”や“過多月経の減少”“月経不順の改善”“子宮体癌・卵巣癌・大腸癌・骨粗鬆症の予防”などあり、LEP同様ガイドラインが設けられています。

子宮頸癌・乳癌・VTEリスクに関する説明についても薬剤師に期待される服薬指導を解説されました。

また、緊急避妊薬を求める女性の中には性暴力被害者が隠れている可能性があります。

性犯罪被害に対する動向として

*平成18年度より警視庁において緊急避妊の経費を公費で負担

*平成30年10月には全ての都道府県にワンストップ支援センター（性犯罪・性暴力被害者のための）設置

*内閣府と都道府県からの予算で診療費の支援（警察への通報がなくても）

なども整備されています。

被害を疑うものへは、ワンストップ支援センターの存在を伝える事も重要です。

デリケートな問題ではありますが、だからこそ服薬指導時のチェックリストに対して薬剤師の二重チェックの必要性を話されました。

この寄稿文作成中の12/3、「日本の医療・薬事制度について考える会」なる薬剤師有志グループにより、緊急避妊薬の分類を「処方箋医薬品以外の医薬品」への変更を求める署名が日薬に提出されたようです。

薬剤師の中でも意見が分かれる事例です。

我个人としては、もしスイッチOTC化したとしても、せめて本人確認と面前内服、3週間後の産婦人科受診は必要なのではないか、と考えます。

※ECP: Emergency Contraceptive Pills (緊急避妊薬)

OC: Oral Contraceptive (低用量経口避妊薬)

IUD: Intrauterine Device (子宮内避妊具)

LEP: Low dose Estrogen Progestin (経口避妊薬・月経困難症治療薬)

VTE: Venous Thromboembolism (静脈血栓塞栓症)

復職支援研修会

参加者

開催日：令和2年11月30日（月）

場 所：広島県薬剤師会館

令和2年11月30日（月）に復職支援研修会が実施されました。吉田亜賀子先生による「糖尿病治療について」のご講義を賜りました。

まず、薬物治療の適応についてです。

2型糖尿病の場合、一定期間の食事療法や運動療法で十分な血糖の低下が得られなければ、経口血糖降下薬などの薬物療法が開始されます。

糖尿病治療における3本柱は食事療法・運動療法・薬物療法です。スルホニル尿素薬という薬剤は、服薬により体重増加をきたしやすく、長期間の使用で血糖が次第に上昇して二次無効となることがあります。薬物療法により血糖が下がっても、食事療法や運動療法を継続することが重要です。

次に、経口血糖降下薬について、薬理作用、適応、用法、副作用、注意点など細かく教えて頂きました。

現在使用されている経口血糖降下薬は、 α -グルコシダーゼ阻害薬、SGLT2阻害薬、DPP-4阻害薬、速効型インスリン分泌促進薬、スルホニル尿素薬、ビグアナイド薬、チアゾリジン薬があります。それらは、糖の吸収または排泄を調節する薬、インスリンの分泌を促進する薬、インスリン抵抗性を改善する薬の3種類に分類さ

れます。2型糖尿病の病態は多様であり、患者個人の病態に応じて、薬剤が選択されます。

最近では、膵保護作用を有するDPP-4阻害薬やSGLT2阻害薬が注目されているようです。SGLT2阻害薬は、尿糖としてブドウ糖を体外に排泄することで血糖を降下させます。そのため、多尿、口渴、脱水などの症状が副作用として起きやすくなります。水分摂取を心がけることが大切です。また、尿糖を増加させるため細菌の増殖を容易にする可能性があり、尿路感染症に注意する必要があることも教えて頂きました。

続いて、低血糖についてです。インスリン分泌促進作用を有するスルホニル尿素薬や速効型インスリン分泌促進薬は、低血糖に気を付けなければなりません。それ以外の薬剤は単独で低血糖をきたす可能性は低いですが、他剤併用時には起こしうるため注意が必要です。他に、シックディ、合併症、配合錠についてのお話もありました。

今回の講義に参加して、患者様に対し、服薬理由とその重要性さらに薬の特徴について説明し必要時に行うべき対応方法について事前に指導することが、薬剤師の重要な役割だと感じました。

指 定 店 一 覧

令和2年12月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30～19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5～20%引	9:00～19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25～60%引き 赤札より10～15%	平日 8:30～18:00 年中無休	8/13～15、 12/29～1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円／月～、ホームセキュリティ4,000円／月～、保証金免除	平日 9:00～18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000～15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000～30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45～17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15～20%引(企画品、相場価格商品は除く)	10:00～19:00	毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10～20%引(一部除外品あり)	9:00～19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車 買取	(株)JCM	優遇買取価格に加え、さらに「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。ただし、買取価格5万円未満の車両は除く。	(平日) 9:30～19:00 (土) 9:30～17:30	日曜日・祝日・年末 年始	広島市中区中町8-12 広島グリーンビル4F	(査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)534-8011
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中 無休9:30～19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入：店頭価格より5%off、器材オーバーホール：通常価格より5%off	8:30～20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125
建築	大和ハウス工業(株) 広島支社	工業化住宅商品…本体価格3%割引、分譲住宅…建物価格3%割引	9:00～18:00	毎週火・水曜日	広島市西区草津新町2-21-69-11号	(082)208-5525

部門	指定店	会員価格	営業日時	定休日	所在地	電話番号
進物	株進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配送料 広島県内無料(2,000以上)の商品)	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	株玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	株三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
墓石	大日堂株	特別価格	10:00~17:00	水曜日	広島市東区温品5-10-48	0120-04-1234
旅行	ひろでん中国新聞旅行株	募集型企画旅行(パッケージ旅行)本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所株 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	株エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナシャル・プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	株サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し1/1~1/3は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	株福利厚生俱乐部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタコーポレーション	特別価格	サービスについて24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代) 担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

第67回日本伝統工芸展

会 期：2021年2月17日(水)～

2021年3月7日(日)

休 館 日：会期中無休

開館時間：9：00～17：00

※金曜日は19：00まで開館

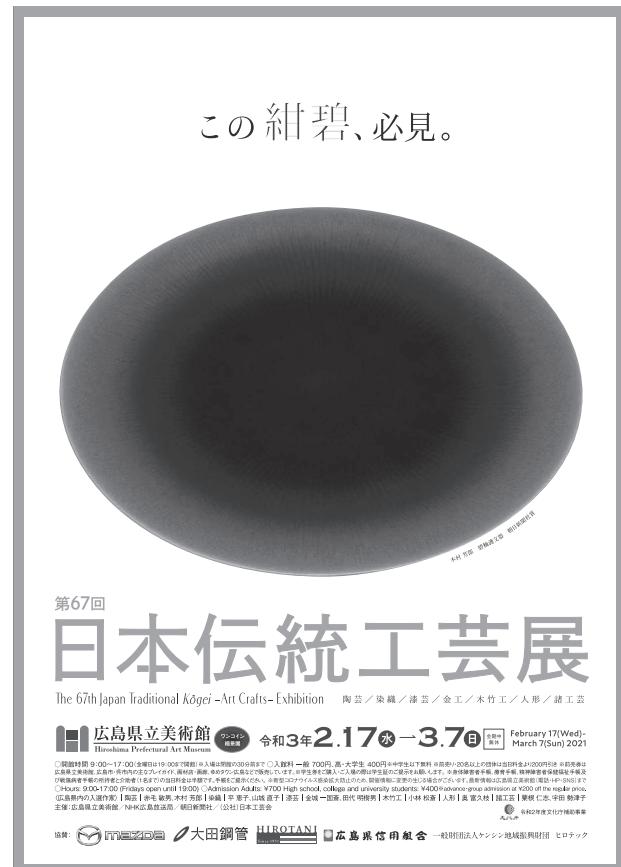
※入場は閉館の30分前まで

入 場 料：一般 700円→500円

高・大学生 400円→200円

※中学生以下無料

会 場：3階企画展示室



※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬より 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 10月 9日 薬剤師会認定基準薬局の令和2年度第2次認定について（依頼）
- 10月12日 令和2年版会員名簿及び2021年版管理記録簿の送付について（要回答）
- 10月12日 令和2年版会員名簿の合紙記載内容の確認について（要回答）
- 10月12日 令和2年版会員名簿及び2021年版管理記録簿の送付について（要回答）
- 10月14日 令和2・3年度薬事衛生指導員の推薦について（依頼）
- 10月16日 会員及び保険薬局部会員の調査について（依頼）
- 10月22日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.167」の提供について（通知）
- 11月 4日 第53回日本薬剤師会学術大会（於北海道）への参加助成について（通知）
- 11月 5日 第37回広島県薬事衛生大会及び令和2年度薬祖神大祭について（ご案内）

- 11月13日 令和3年薬事関係者新年互礼会の開催中止について
- 11月17日 手指消毒薬の配付について（通知）
- 11月19日 第53回日本薬剤師会学術大会（於北海道）への参加助成について
- 11月24日 応需薬局の年末年始休業期間調査について（依頼）
- 11月24日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.168」の提供について（通知）
- 12月 2日 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに係る検証調査の実施について（協力依頼）
- 12月 2日 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第23回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2019年年報」について（通知）
- 12月 3日 「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について
- 12月 8日 令和2年度「薬と健康の週間」における取組内容のご報告および健康イベントレポートのご提出について（依頼）
- 12月14日 「敷地内薬局」に関する情報提供のお願いについて

◆ 9月17日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和2年9月17日（木）午後7時～
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作成責任者：小林 啓二
 出席予定者：豊見会長、青野・谷川・豊見・平本・松尾各副会長、野村専務理事、荒川・井上・中川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事
 オンライン出席者：平本副会長、小林・二川各常務理事
 欠席者：有村・竹本各常務理事

会長あいさつ

やっと涼しくなり、過ごしやすくなってきました。先日の自民党総裁選挙では、広島県選出の岸田氏が2位を確保しました。広島の報告会に行ってきました。残念ながら2位でしたが、次の機会も頑張ると仰っていたので、期待をして待っていたいと思います。今日、厚生労働9月号別冊が配られていますが、9月号の本体に入っていたものを、抜粋して印刷し、日本薬剤師会が会誌の10月号に同封して、会員全員に配るという力のいれようです。昨年から薬剤師の仕事というものが一般の国民に認められていないと散々言われ続けてきました。テレビドラマのアンサングシンデレラが始まっています。テ

ラマを見て、越権行為だとか、あんな薬剤師はいないとかと言っている薬剤師がいるという批評がでました。私が感じていたのは、実際にこういう薬剤師はいるだろうと想像ができるし、こういうことはあると思います。実際に薬剤師がアンケートをとったところ、こういう薬剤師はまわりにいると60%以上の薬剤師は答えています。むしろ、こういう薬剤師は周りにはいないという薬剤師は、日頃何をしているのだろうという感想もありました。そういうものの一環として、こういうものが出て、パンフレットを見ていただき、薬剤師の仕事をみなさんに知っていたらのと同時に、こういう薬剤師はいないと思っている30%の薬剤師、自分の働き具合の問題だと思われますが、これを見て、薬剤師の仕事はこういうもんなんだと感じていただく意味で日本薬剤師会も配ったと思うので、身近な人にそういう薬剤師がいたら、冊子を見て勉強していただきたいと思います。これから研修会もどんどん始まります。いろいろ準備も大変だと思いますが、研鑽を重ねるよう努力をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料1）
 (豊見会長)

- 最近の取り組みについて説明があり、了承した。
色々新しいニュースが出てきているので、確認をよろしくお願ひしたいと要請をされた。
- (2) 県からのマスクの支援について（横山事務局長）
枚 数：2万枚 ※県としては備蓄を希望
県から提供のマスクは、前回のものを含めて計4万枚備蓄することを決定した。
- (3) 核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部（JPPNW）の役員について（豊見会長）
現 在 副支部長 豊見雅文 会長
理 事 青野拓郎 副会長とすることが承認した。
- (4) 10月17日（土）掲載新聞広告について（谷川副会長）
くすりと健康の週間として広告を掲載するので、何か案があれば提案していただきたいと要請され、谷川副会長へ各自提案することを決定した。
- (5) 監査会の開催日について（資料8）（野村専務理事）
日 時：5月13日（木）：～
場 所：広島県薬剤師会館
提案どおり決定した。
- (6) 令和3年度第1回理事会の開催日について（資料8）（野村専務理事）
日 時：5月15日（土）：～
場 所：広島県薬剤師会館
提案どおり決定した。
- (7) 第59回広島県薬剤師会定時総会の開催日について（資料8）（野村専務理事）
日 時：6月20日（日）：～
場 所：広島県薬剤師会館
(第97回日薬定時総会：6月26日（土）・27日（日）開催予定)
提案どおり決定した。
- (8) 常務理事会の開催日について（資料8）（野村専務理事）
提案どおり決定した。
- (9) 日薬中国ブロック会議への出席について（資料9）（豊見会長）
日 時：11月14日（土） 15:00～18:00
場 所：広島県薬剤師会館
豊見会長と参加可能な副会長が出席することを決定した。
- (10) 第40回広島県薬剤師会学術大会について（資料7）（谷川・松尾各副会長）
日 時：10月25日（日）
場 所：広島県薬剤師会館
当日のスケジュール、準備、分担について概要を説明され承認した。
講師の代わりにZOOMにつなぐコンピューターを持込み、ポケットWi-Fiを使って福山でつなぐだけでいいように準備することが報告された。
広島会場の参加申し込みが定員に達したが、これ以上は定員は増やさないことにした。
福山会場の参加について一斉同報をすることとした。受付後から始まるまでに神谷氏のプロフィールを流すこととした。
- (11) 後援、助成及び協力依頼等について
ア. 第26回日本在宅ケア学会学術集会の後援について（資料2）（野村専務理事）
日 時：令和3年8月28日（土）、29日（日）

場 所：広島国際会議場
参加人数：約800人
後援することを承認した。

2. 報告事項

(1) 8月20日定期常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
- イ. 会務報告（別紙3）
- ウ. 会員異動報告（別紙4）

(3) 委員会等報告

（谷川副会長）

9/5 令和2年度第1回認知症対応力向上研修
[広島県薬剤師会館]（薬事情報センター）

9/8 抗HIV薬服薬指導研修会委員会 [広島県薬剤師会館]（谷川・松尾各副会長）

3月7日に会館で開催することとした。

講師は広島大学の高田先生、広島南薬局大谷先生に依頼したことが報告された。

1月号で広報予定

9/11 第40回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
[広島県薬剤師会館]

（豊見副会長）

9/14 第1回ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）委員会 [広島県薬剤師会館]（資料6）

HMネットと電子お薬手帳が接続されているが、10月1日からサービス連携先がSTNetからドコモに変わるために、10月1日以降は新アプリへの切替を利用者に行わってもらわなければならない。HMネットの現状共有と切り替えについての薬局への広報の検討を行った。

県医師会藤川先生の挨拶の後、医師会事務局・STネットから経緯の説明などがあり、薬局への案内について検討を行った。薬局への案内ではdアカウントの取得についての説明も必要と思われる。アプリによる通知も引き続き行うが、薬局での案内も必要となると思われるため、薬局（約280件）へ案内を送付することとなった。

（平本副会長）

9/3 次世代指導薬剤師特別委員会 動画編集 [広島県薬剤師会館]

9/4 次世代指導薬剤師特別委員会 研修会予行演習 [広島県薬剤師会館]

ZOOMを使った研修と操作方法を教えるという研修をするためにシミュレーションしたことが報告された。

（野村専務理事）

9/3 令和2年度「薬草に親しむ会」開催運営委員会 [広島県薬剤師会館]

人員配置とのぼりの設置位置、モバイルファーマシーの出動について協議をした。

三次支部にお手伝いお願いしていることが報告された。

講師が8名なので、スタッフは10名程度の予定。

（吉田専務理事）

9/10 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

巻頭特集として、会長と本田あきこ氏がZOOMで対談していただくこととした。

(4) 関連団体報告

(豊見会長)

- 9/4 広島県医療審議会 [県庁]
 9/10 第863回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 [支払基金広島支部]
 9/13 第66回広島県女性薬剤師会総会 [広島県薬剤師会館]

(青野副会長)

- 9/15 地対協 災害医療体制検討特別委員会 (Web 参加) [広島県医師会館] (資料10)
 災害医療コーディネーター等の設置等については、医師を中心としたもので、薬剤師に関するものは入っていない。災害薬事コーディネーターはすでに県に設置されているが、災害医療コーディネーターの元で要請があった場合に薬剤師会として、県や地域で医薬品供給等で活躍するものであって、今回は書類にも、内容的にも、薬事コーディネーターは入っていない。活動マニュアルが5月を目途に改訂される予定。

(豊見日薬常務理事)

- 9/6 2020年度第3回地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会 (WEB開催)
 9/8 日薬アワー (ラジオ日経) ※改正医薬品医療機器等法の施行について
 9/8 第6回理事会 [東京日薬]
 9/9 厚生労働省「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業 (令和2年度)」第3回普及促進活動検証委員会 (WEB会議)
 9/11 全国薬剤師・在宅医療支援連絡会制度検討部会 (WEB会議)
 9/15 常務理事会 [東京日薬] (資料5)
 高度管理機器の継続研修がオンラインでの開催が認められているが、今後どうしていくかが議論された。市販薬の販売制度実態調査が公表され濫用の可能性があるものについては少し改善されてたが、まだまだ取り組みは必要である。

- 9/16 FIP開局部会運営委員会 (WEB会議)

(平本副会長)

- 9/16 広島県介護支援専門員協会 研修・出版部会自主勉強会 [広島県健康福祉センター]
 WEBでどのように運営するかについて協議したことが報告された。

(指導)

- 9/9 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎]
 (有村常務理事、中野理事)

9/17 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎]

(平本副会長、下田代理事)

新規の指導で、日程表をもってこなかったり、同日受付の処方箋が抜けていたり、期限4日以上の処方箋の原本がなかったケースがあったことが報告された。

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)

10月7日 (水) 午後7時~

(議事要旨作成責任者【予定】竹本 貴明)

10月22日 (水) 午後7時~

11月11日 (水) 午後7時~

11月26日 (木) 午後7時~

12月9日 (水) 午後7時~

- (2) 第53回日本薬剤師会学術大会の参加について (野村専務理事)

日 時: 10月10日 (土) 9:30~11日 (日) ~12:40
 場 所: 札幌市民交流プラザ、ロイトン札幌、札幌市教育文化会館

現地参加: 研修シール送付状、旅費・宿泊の領収

WEB参加: 研修シール送付状

本会支給: 2泊3日計算

提出期限: 11月20日 (金) までに、コピー・写メ・スキャンでデータ化したものを事務局へ提出ください。

現地参加の場合、研修シールコーナーにQRコードを持っていえばOKということが報告された。

- (3) 第22回薬害根絶フォーラムの協賛について (資料3・チラシ) (豊見会長)

日 時: 11月1日 (日) 13:30~16:45

場 所: 広島県薬剤師会館

豊見会長が当日対応することが報告され、参加の依頼があった。

- (4) モバイルファーマシーの動画について (青野副会長)
 ぼうさいこくたい特設サイト提出締切: 9月16日 (水)

在宅医療支援車両と映っているところを差し替えること、映像の最後に県薬のロゴを追加するとのことが報告された。動画完成後、先ず、ぼうさいこくたいのWEBサイトから、その後県薬のWEBサイトから視聴できるようにすることが報告された。

- (5) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料4) (野村専務理事)

日・祝日以外の処方箋枚数が今年最高となったと報告された。

◆ 10月22日定例常務理事会議事要旨

日 時: 令和2年10月22日 (水) 午後7時~8時40分

場 所: 広島県薬剤師会館

議事要旨作成責任者: 中川 潤子

出席予定者: 豊見会長、青野・谷川・豊見・平本・松尾各副会長、野村専務理事、荒川・有村・井上・竹本・中川・松村・宮本・柚木・吉田各常務理事

オンライン出席者: 小林・二川各常務理事

会長挨拶

いよいよ本会の学術大会の開催が近付いてきました。今年は、コロナ対策として密を防ぐため、福山市にサテライト会場を設け、ウェビナーで中継する等いろいろ準備をしているところでありますが、新しいシステムを使い慣れていないところもあるって、本日も福山会場と繋いで準備をしていたところです。一応、なんとか設定もできまして、恐らく不具合なく大丈夫だろうと思っています。いつもと違う状況ですから、中継でスクリーンを見ながらで全ての講演がスクリーン越し

になるわけで、見づらいこともあると思います。福山会場からの質問等はできるだけ受けて差し上げたいと思っています。谷川副会長が福山会場の責任者で現地に行っていただきますので、よろしくお願ひします。

福山会場からの質問の仕方や、考え方。広島会場と上手く共有できるようにやらなければなりませんので、スムーズにいくよう気を配っていきたいと思っています。コンピュータの操作を後方で専属でやってもらうスタッフが画面の切り替え操作も行いますので、そのタイミングも計らなければなりません。高度な技術を必要とすることですが、このコロナ禍において、今後も研修会等を開催していく際には重要なことです。皆さんの協力が必要ですので、よろしくお願ひします。

1. 審議事項

- (1) 薬剤師に対する行政処分に関する意見について（資料1・資料回収）（野村専務理事）

処分は妥当とし、処分の内容については、前例等に比し、適切な処分をお願いしたいという内容で回答することを承認した。
- (2) 「みんなで知ろう HPV プロジェクト」のポスター発送について（資料9）（豊見会長）

ポスターを各会員薬局に無償配布すること及びその諸費用を本会で負担することを承認した。
- (3) 後援、助成及び協力依頼等について
 - ア. 第37回広島県薬事衛生大会の共催及び協賛広告について（資料3）（野村専務理事）

日 時：11月19日（木）14:00～16:15
場 所：広島県薬剤師会館
主 催：第37回広島県薬事衛生大会実行委員会
広 告：昨年度 A4版縦サイズ ¥40,000-
(毎年：共催・広告承諾)
共催及び協賛広告を承認した。
 - (1) 9月17日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
 - (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（別紙3）
 - ウ. 会員異動報告（別紙4）
 - (3) 委員会等報告

（豊見会長）

10/21 正・副会長会 [Web 開催]
薬局と薬事情報センターの人員不足について、先ずは、薬局で薬剤師不在時のパートをお願いするよう交渉中であると報告があった。

（谷川副会長）

10/8 財務担当者会議 [広島県薬剤師会館]
Web 取引有料化に伴い、取扱い通帳の整理を行うことを検討したと報告があった。また、青野副会長から、会員薬局の棚卸の部分が仕入れに勘定されていたという指摘をしたと報告があった。

（豊見副会長）

10/19 令和2年度第4回 HM ネット運営会議 [広島県医師会館]
HM ネットと電子お薬手帳が接続できない不具合については、10/16から解消されたが、連携の際にはd アカウントの取得が必要となっていること、医師会の藤川担当役員より『いのちの宝箱』事業を推進していく説明があったことが報告された。『いのちの宝箱』事業は安佐地区を中心に進められていく予定。また、県が医療機関向けにはHM ネットを利

用したオンラインの研修会を開催していることが併せて報告された。

10/21 日本ジェネリック製薬協会来会 [広島県薬剤師会館]

（平本副会長）

10/13 広島リビング新聞社取材 [広島県薬剤師会館]

0410対応の件で取材を受けたと報告があった。

（吉田常務理事）

10/21 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

（4）関連団体報告

（豊見会長）

10/9 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会 [北海道札幌市]

会費の徴収についての三層構造の問題や、緊急避妊薬に対する報道についての話題が取り上げられていたと報告があった。

10/10 第53回日本薬剤師会学術大会 [北海道札幌市]

10/11 第53回日本薬剤師会学術大会 [北海道札幌市]

WEB システムも含む参加者が6000人であったと報告があった。

（青野副会長）

10/14 日本薬剤師会総会議事運営委員会 [WEB 開催]

次回の第96回臨時総会は薬剤師年金の取り扱いのみ議題として上程されると報告があった。

（谷川副会長、二川常務理事）

10/8 令和2年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会（オンライン開催）

（谷川副会長）

10/8 令和2年度薬事衛生大会開催打合会（県薬担当者のみ）[広島県薬剤師会館]

10/15 「薬事衛生大会」事前打合会 [広島県薬剤師会館]

（豊見日薬常務理事）

10/6 常務理事会 [東京 日薬]（資料2）

（10/7に資料が間に合わなかった10/6分についても併せて報告された。）

日薬では、オンライン服薬指導の方向性、一般用医薬品にスイッチされる品目に関する件等、薬剤師にとって大きな案件の議論を進めている。首相の交代もあり、進め方が変わってくる状況等がある。

また、薬剤師研修センターが新たな研修単位認定の仕組みについて検討を進めており、県薬・研修協議会でも対応が求められると報告があった。

10/9 第2回都道府県会長協議会 [札幌パークホテル]

10/13 薬価基準検討会 [東京 日薬]

10/17 四国ブロック会議 [ザクラウンパレス新阪急高知]

10/20 常務理事会 [東京 日薬]（資料10）

医薬品販売制度に関する自己点検について説明があった。また実態把握調査についても例年どおり11月から調査が実施される旨も併せて説明があった。

10/21 第2回医療扶助に関する検討会 [WEB 会議]

(平本副会長)

- 10/8 NPO 法人ピピオ子どもセンター「薬物乱用防止教室」[広島弁護士会館]
 10/14 広島県介護支援専門員協会 令和2年度第2回理事会 [広島市総合福祉センター]
 10/22 広島大学薬学部実務実習事前学習指導 [広島大学薬学部第1講義室]

(野村専務理事)

- 10/12 令和2年度第1回広島県アレルギー疾患医療連絡協議会 [広島県庁] (資料4)
 例年実施している研修会を2月12日(金)に実施予定であるが、場所は、未定であると報告があった。
 10/15 子育て応援団すこやか2020オンライン実行委員会 [広島県薬剤師会館]

(竹本常務理事)

- 10/20 広島県病院薬剤師会・第2回地域医療連携支援検討委員会 [ZOOM]
 トレーニングレポートについて議論をし、延期になっていた研修会を12月26日(土)に開催予定。広島、呉、東、北地区で研修会を行うが、広島地区は2月26日(金)にふたばホールで開催予定。今後は、事例集を作成する予定であると併せて報告があった。

(中川常務理事)

- 10/12 子育て応援団すこやか2020オンライン打合せ [ノムラ薬局牛田旭店]
 10/13 子育て応援団すこやか2020オンライン収録 [ノムラ薬局牛田旭店]
 今年度は、テレビ放送とYouTubeチャンネルでの配信で子育て応援団すこやか2020を行うと報告があった。

(指導)

- 10/14 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島ガーデンパレス] (有村・柚木各常務理事)
 10/22 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎] (中川・二川各常務理事)

(その他)

- 青野副会長
 緩和ケア薬剤師の研修が、今まで、県からの委託事業で開催されてたが、次年度より委託事業ではなく、本会単独事業として行うこととなる。委託事業費78万円と本会負担分12万以内の金額を目指に行いたいと報告があった。
- 10/22 広島大学薬学部実務実習事前学習指導 [広島大学薬学部第1講義室] (勝谷英夫氏)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)

11月11日(水) 午後7時～
 (議事要旨作成責任者【予定】二川 勝)
 11月26日(木) 午後7時～
 12月9日(水) 午後7時～
 12月24日(木) 午後7時～
 1月14日(木) 午後7時～
- (2) 令和2年リウマチ相談員養成研修会について (資料5) (野村専務理事)

日 時：12月6日(日) 13:10～16:30
 場 所：Web 開催
 受講料：無料
 申込開始：10月23日(金)～(定員次第締切)
- (3) 令和2年度広島県地域リハビリテーション専門職等基礎研修 (福山会場) について (資料6) (野村専務理事)

日 時：12月20日(日) 12:30～16:30
 場 所：まなびの館ローズコム
 受講料：無料
 申込締切：11月13日(金)
- (4) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料7) (野村専務理事)
- (5) 緑の募金への協力について (資料8) (回覧) (野村専務理事)

募金額：緑の羽根(シール) 1本・100円
- (6) 麻薬・覚醒剤乱用防止運動冊子について (冊子) (野村専務理事)
- (7) その他行事予定 (野村専務理事)

◆ 11月11日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和2年11月11日(水) 午後7時00分～午後8時30分
 場 所：広島県薬剤師会館 2F 在宅医療研修室
 議事要旨作成責任者：二川 勝
 出席者：豊見会長、谷川・平本各副会長、野村専務理事、荒川・有村・井上・竹本・中川・松村・宮本・吉田各常務理事
 オンライン出席者：青野・豊見・松尾各副会長、小林各常務理事
 欠席者：柚木常務理事

会長挨拶

学術大会が終了し初めての常務理事会です。福山会場ではウェビナーの映像が全画面になっていないという状態でしたが、これはこれで良かったという意見もありました。

今後、ウェビナーでの研修会が多く開催されますので、操作に慣れる必要があります。次には緊急避妊薬の研修が開催されます。普通の研修会とは違い、ウェビナーがメインとなるため、色々調整を行っています。緊急避妊薬の研修は研修シールの発行はありませんが、キーワードのことも含めて、修了証書を送ったり、後処理もたくさん出てくると思います。これからは、新型コロナ感染症の第3波の中、こういったことをきちんと行わないと研修会が開催できないということになってしまいます。皆さん、協力して何とか慣れていくいただきたいと思います。

冬の終わりとともに新型コロナ感染症も終わるとは言えない状況です。当分こうした状況が続いているのだと思います。今日も東京では300人以上の感染者が出ていますが、広島県内では何とか2～3人で推移していますので、広島で広がらないように気を付けていきたいと思います。

そろそろ、出張等で各地に行く機会も出てくると思いますが、ウイルスを持って帰らないようにしなくてはいけない。

会食はしないということを徹底し、出張の際は気を付けて帰ってきてください。

それでは本日もよろしくお願ひします、

1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について（資料1）
 (豊見会長)
 広島県薬務課から手指消毒用アルコール800ml入り2,000本が提供されること、各地区薬剤師会の保管方法を含め、いつ、どのような方法で配布するのかを検討することとした。
- (2) 令和3年薬事関係者新年互礼会の開催について（資料2）(野村専務理事)
 日 時：1月7日（木）15：00～18：00
 場 所：ホテルグランヴィア広島 4階「悠久」
 (100名)
 参加費：無料
 新型コロナウイルスの感染拡大の懸念により、本会の新年互礼会を中止することとした。
- (3) 2月第2回常務理事会の開催日の変更について（資料3）(豊見会長)
 開催予定日：2月25日（木）19：00～
 2月24日（水）に変更となった。また、1月第1回常務理事会の開催日についても、1月14日（木）から1月7日（木）に変更した。
- (4) 会館二葉の里薬局年末年始の開局について（資料4）(野村専務理事)
 近隣の医療機関の診療予定状況を考え、3人体制で前半と後半で、6人まで確保しておくことを承認した。
- (5) シルバーサービス振興会2021年度キャリアパス支援研修講師依頼について
 研修テーマ：介護職が知りたい薬の知識
 開 催 日 時：6月14日（月）13：30～16：30 福山会場
 6月24日（木）9：30～12：30 広島会場
 本年度講師：吉田亜賀子 常務理事
 本年度同様、吉田常務理事に講師を依頼することを承認した。
- (6) 2021年版管理記録簿について（資料5）(谷川副会長)
 3ページの「薬局における調剤過誤防止に向けた緊急対策」、「めざせ100点」を外し、「副作用情報、ヒヤリハット」を1ページ増やしてページ調整することとし、作成を承認した。
- (7) 後援、助成及び協力依頼等について
 ア. 「がん検診研修会」の共催について（資料6）(野村専務理事)
 日 時：12月18日（金）午後
 場 所：オンライン開催（広島県薬剤師会館）
 主 催：広島県、「がん検診へ行こうよ」推進会議（昨年度：共催）
 共催することを承認した。

2. 報告事項

- (1) 10月7日定例常務理事会議事要旨（別紙1）
- (2) 委員会等報告

（豊見会長）

10/25 第40回広島県薬剤師会学術大会 [広島県薬剤師会館]

11/11 遷保姫神社宮司、山田従磨先生来会 [広島県薬剤師会館]

（青野副会長）

10/27 広島県医療介護保険課来会（後発医薬品使用促進事業）[広島県薬剤師会館]

（平本副会長）

11/3 広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ [広島県薬剤師会館]

最初の登録の名前・アドレスと、キーワードを報告する際のアドレスが異なる、名前をハンドルネームから変えない等、突合が難しいケースが多くあり、次の緊急避妊薬の研修までにはこの問題点を洗い出し、後処理のやり方を整理して報告すると報告された。

11/10 地域包括ケア関連委員会（資料12）

（野村専務理事）

10/29 「第37回薬事衛生大会」実行委員会 [広島県薬剤師会館]

11/10 薬事衛生大会・薬祖神 司会者との打合せ [広島県薬剤師会館]

（中川常務理事）

11/2 広報委員会 [広島県薬剤師会館]

11/10 オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修会打合せ [広島県薬剤師会館]

豊見会長より、キーワードの回答方法、登録の際のフォーム（シールの送付先、薬剤師登録番号を加える等）について補足された。

（吉田常務理事）

10/26 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館]

4名の実地参加、3名のウェブ参加で高血圧についての研修が行われたことが報告された。

（3）関連団体報告

（豊見会長）

11/1 第22回薬害根絶フォーラム [広島県薬剤師会館]

（青野副会長）

10/27 第145回中国地方社会保険医療協議会広島部会 [中国四国厚生局]

（豊見日薬常務理事）

10/27 常務理事会 [東京 日薬]（資料7）

11/3 日本医療薬学会2020年度第4回地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会 [東京 日本医療薬学会]

11/3 日本医療薬学会2020年度第2回地域薬学ケア専門薬剤師研修小委員会 [東京 日本医療薬学会]

11/4 常務理事会 [東京 日薬]（資料8）

11/6 生涯学習委員会 [東京 日薬]

11/10 第7回理事会 [東京 日薬]

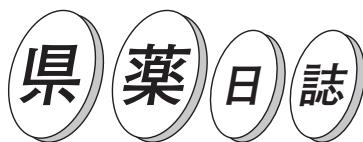
11/11 情報システム委員会 [ワイム貸会議室 四谷三丁目]

（平本副会長）

10/23 地対協 第1回在宅医療・介護連携推進専門委員会 [広島県医師会館]（資料13）

10/30 広島県介護支援専門員協会 研修・出版部会自主勉強会 [広島県健康福祉センター]

- 11/6 令和2年度第1回地域包括ケア強化推進検討委員会【広島県医師会館】(資料14)
- (松尾副会長)
- 10/26 地対協WG【広島県薬剤師会館】
- 11/9 地対協「医薬品の適正使用検討委員会」事前打合わせ会【広島県薬剤師会館】
「おくすり相談シート」について介護支援専門協会の全面協力のもと、居宅介護支援施設を中心に活用してもらい、その結果を集計し、効果を検討することが決定したこと、地域が決まり次第、薬局の先生方に対する説明会を開く予定であることが報告された。
- (野村専務理事)
- 11/1 子育て応援団すこやか2020オンライン
- (横山事務局長)
- 11/9 社会保険診療報酬支払基金広島支部来会(資料11)【広島県薬剤師会館】
- (指導)
- 10/28 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導【広島合同庁舎】(下田代・中野各理事)
- 11/5 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導【RCC文化センター】(宮本・柚木各常務理事)
- 11/11 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導【広島合同庁舎】(吉田常務理事・下田代理事)
- (その他)
- 10/30 医薬品情報委員会(D.I.Newsヒロシマ編集会議)【広島県薬剤師会館】(薬事情報センター)(水島薬事情報センター長)
- 11/5 広島大学薬学部実務実習事前学習指導【第1講義室】(中嶋都義氏)
- 12月9日(水)午後7時~
12月24日(木)午後7時~
1月14日(木)午後7時~→1月7日(木)午後7時~
1月27日(水)午後7時~
- (2) 令和2年度文部科学大臣表彰受賞者について(野村専務理事)
受賞者 長谷川 順一 氏(広島佐伯)
- (3) 令和2年度県知事表彰受賞者について(野村専務理事)
受賞者 谷川正之 氏(広島)
宗 文彦 氏(広島佐伯)
森川悦子 氏(広島)
- (4) 令和2年度地域依存症対策支援者スキルアップ研修について(資料9)(野村専務理事)
日 時: 12月9日(水) 9:30~16:30
場 所: コジマホールディングス 西区民文化センター 大広間
申込締切: 11月30日(月)
- (5) 第53回日本薬剤師会学術大会(於北海道)の研修シール送付状について(野村専務理事)
送付状発送: 現地参加→今週末、WEB参加→来週末
提出書類: 研修シール送付状、旅費・宿泊の領収の写し(メール等)
事務局提出: 11月30日(月)
- (6) 令和3年度広島県四師会役員連絡協議会の開催について(予定)(野村専務理事)
日 時: 令和3年8月26日(木) 18:30~
場 所: ANAクラウンプラザホテル広島
- (7) 令和2年度広島県地域リハビリテーション専門職等基礎研修(呉会場)について(資料10)(野村専務理事)
日 時: 1月19日(火) 19:00~21:00
場 所: 広まちづくりセンター
受講料: 無料
3. その他
- (1) 常務理事会の開催について(野村専務理事)
11月26日(木)午後7時~
(議事要旨作成責任者【予定】松村 智子)



日付		行事内容
10月20日	火	広島県病院薬剤師会・第2回地域医療連携支援検討委員会 (オンライン)
21日	水	・日本ジェネリック製薬協会来会 ・広報委員会 ・正・副会長会 (オンライン)
22日	木	・広島大学薬学部実務実習事前学習指導 (広島大学薬学部) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎) ・常務理事会
23日	金	・第40回広島県薬剤師会学術大会準備 ・地対協 第1回在宅医療・介護連携推進専門委員会 (広島県医師会館)
25日	日	第40回広島県薬剤師会学術大会
26日	月	・復職支援研修会 ・地対協WG
27日	火	・第145回中国地方社会保険医療協議会 広島部会 (中国四国厚生局) ・広島県医療介護保険課来会 (後発医薬品使用促進事業)
28日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎)
29日	木	「第37回薬事衛生大会」実行委員会
30日	金	・医薬品情報委員会 (D.I.Newsヒロシマ編集会議) ・広島県介護支援専門員協会 研修・出版部会 自主勉強会 (広島県健康福祉センター)
11月1日	日	・子育て応援団すこやか2020オンライン ・第22回薬害根絶フォーラム
2日	月	広報委員会
3日	火	・広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I ・広島県心不全患者在宅支援体制構築事業 令和2年度心臓いきいき在宅支援施設認定講習会 (オンライン)

日付	行事内容
5日 木	・令和2年度「広島県『みんなで減災』一斉地震防災訓練」 ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (RCC文化センター)
6日 金	令和2年度第1回地域包括ケア強化推進検討委員会 (広島県医師会館)
9日 月	・社会保険診療報酬支払基金広島支部来会 ・地対協「医薬品の適正使用検討委員会」事前打合わせ会 (広島県医師会館)
10日 火	・薬事衛生大会・薬祖神 司会者との打合せ ・オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修会打合せ会 ・地域包括ケア関連委員会 (オンライン)
11日 水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・邇保姫神社宮司、山田従麿先生来会 ・常務理事会
12日 木	・NTT西日本NTTビジネスソリューションズ来会 ・第865回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 ・令和2年度後発医薬品使用促進事業検討委員会 (第2回)
13日 金	・広島県シルバーサービス振興会2020年度下期キャリアパス支援研修 (広島県健康福祉センター) ・令和2年度県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護の人材育成・確保対策WG 第1回研修カリキュラム検討部会 (広島県医師会館)
14日 土	日本薬剤師会中国ブロック会議
15日 日	・次世代指導薬剤師特別委員会 尾道福山三次WEB研修事前準備 (オンライン) ・第73回広島医学会総会 (広島県医師会館)
16日 月	クオール(株)来会
17日 火	広島県病院薬剤師会地域医療連携支援検討委員会 (オンライン)

日付	行事内容
18日 水	<ul style="list-style-type: none"> HMネットについての打合せ (広島県医師会館) 広島県地域保健対策協議会 医療情報活用推進特別専門委員会 (広島県医師会館) 広島県介護支援専門員協会 第3回生涯学習部会・生涯学習制度研修単位認定審査委員会 (オンライン)
19日 木	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島県福山庁舎) 第37回広島県薬事衛生大会 令和2年度薬祖神大祭 令和2年度第2回広島県認知症地域支援体制推進会議 (広島県庁) 令和2年度第5回HMネット運営会議 (広島県医師会館)
20日 金	令和2年度都道府県薬剤師会アンチ・ドーピング活動担当者等研修会 (Web開催)
21日 土	広島県介護支援専門員協会 厚生労働省「介護支援専門員研修等オンライン化等普及事業」におけるオンライン環境での演習手法実証 (TKP広島本通駅前カンファレンスセンター)
22日 日	令和2年度第2回認知症対応力向上研修 (広島市)
23日 月	認定実務実習指導薬剤師養成講習会
25日 水	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) 安田女子大学薬学共用試験 (OSCE) 直前講習会 (安田女子大学) 令和2年度第2回リハビリテーション専門職等人材育成調整会議 (広島コンベンションホール)
26日 木	<ul style="list-style-type: none"> 第61回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～ (広島市西区民文化センター) 常務理事会 広島大学薬学部実務実習事前学習指導 (広島大学)
27日 金	<ul style="list-style-type: none"> 第146回中国地方社会保険医療協議会 広島部会 (中国四国厚生局) 倫理審査委員会・研修会
29日 日	<ul style="list-style-type: none"> オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会 安田女子大学薬学共用試験 (OSCE) 本試験 (安田女子大学)

日付	行事内容
30日 月	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 薬事情報センター委員会
12月3日 木	<ul style="list-style-type: none"> 中国新聞広告社来会 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)
4日 金	<ul style="list-style-type: none"> 中国新聞広告社来会 新基金等の事業打ち合わせ (退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会) (県庁)
6日 日	<ul style="list-style-type: none"> 福山大学薬学共用試験 (OSCE) 本試験 (福山大学) 広島大学薬学共用試験 (OSCE) 本試験 (広島大学薬学部)
7日 月	広島県病院薬剤師会・地域医療連携支援検討委員会との打合せ (退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会)
8日 火	<ul style="list-style-type: none"> 日本薬剤師会総会議事運営委員会 (東京 日薬) 日本薬剤師会第96回臨時総会 (東京 日薬) 財務打合会
9日 水	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) クオール(株)来会 小林化工・Meiji Seika ファルマ・薬務課との打ち合わせ 常務理事会 第1回在宅医療推進委員会
10日 木	<ul style="list-style-type: none"> 中国新聞広告社来会 薬務課との打合せ会 (県庁) 令和2年度広島県学校保健及び学校安全表彰選考専門委員会 (県庁) 第866回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) 薬草に親しむ会開催運営委員会
11日 金	在宅支援薬剤師専門研修委員会
12日 土	第538回薬事情報センター定例研修会
13日 日	認定実務実習指導薬剤師養成講習会 (福山大学社会連携推進センター)
14日 月	<ul style="list-style-type: none"> がん検診研修会ZOOM接続確認事前テスト 令和2年度在宅医療の人材 (訪問看護師) 確保のための推進事業に係る検討委員会 (第2回) (広島県看護協会) 研修シラバス検討委員会

日付		行事内容
15日	火	健康サポート薬局に係る研修会会場下見 (福山大学社会連携推進センター)
16日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・倫理審査委員会(迅速審査) ・退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会

日付		行事内容
17日	木	・高齢者施策総合推進会議(県庁) ・広島県介護支援専門員協会令和2年度第1回オンライン連絡会 (広島県健康福祉センター)
18日	金	・がん検診研修会 ・日本ジェネリック製薬協会来会 ・広報委員会

行事予定（令和3年1月）

- 1月9日(土) 第539回薬事情報センターワークショップ
- 1月10日(日) 第9回先端的がん薬物療法研究会(オンライン)
- 1月13日(水) 日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会(東京　日薬)
- 1月14日(木) 広島県環境審議会温泉部会(県庁)
 // 日本薬剤師会総会議事運営委員会(東京　日薬)
 // 第867回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 1月15日(金) 広島県地域保健対策協議会令和2年度第1回糖尿病対策専門委員会(オンライン)
- 1月16日(土) 令和2年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会(西部)
- 1月17日(日) 令和2年度広島県学校薬剤師研修会及び広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会(東部)
(福山商工会議所)
- 1月20日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 1月24日(日) 健康サポート薬局研修会(西部)
 // 広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
- 1月26日(火) 第148回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 1月27日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
 // 常務理事会
 // 第4回在宅医療推進委員会
- 1月28日(木) 健康ひろしま21推進協議会(広島県庁)
- 1月31日(日) 健康サポート薬局研修会(西部)

行事予定（令和3年2月～3月）

- 2月3日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 2月5日(金) 令和2年度文部科学大臣表彰「学校保健及び学校安全表彰」の表彰状授与式
(広島県庁内会議室)
- 2月6日(土) 令和2年度 薬剤師禁煙支援アドバイザー講習会
- //
2月7日(日) } 日薬代議員中国ブロック協議会(山口)
- // 健康サポート薬局研修会(東部)(福山大学社会連携推進センター)
- 2月8日(月) 令和2年度第2回広島県国民健康保険運営協議会(広島県庁)
- 2月10日(水) 第868回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- // 常務理事会
- // 第5回在宅医療推進委員会
- 2月11日(木) 令和2年度高度管理医療機器等に係る継続研修会
- 2月17日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 2月20日(土) 地域・職域会長協議会
- // 理事会
- 2月21日(日) 健康サポート薬局研修会(東部)(福山大学社会連携推進センター)
- 2月24日(水) 常務理事会
- // 第6回在宅医療推進委員会
- 2月26日(金) 第149回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 2月28日(日) 広島県在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
- 3月1日(月) 令和2年度自立支援多職種ネットワーク推進会議第1回ワーキング会議(広島県医師会館)
- 3月6日(土)
3月7日(日) } 日本薬剤師会第97回臨時総会(ホテルイースト21東京)
- // 抗HIV薬服薬指導研修会
- 3月10日(水) 常務理事会
- // 第7回在宅医療推進委員会



令和2年10月19日

一般社団法人広島県医師会会长様
一般社団法人広島県歯科医師会会长様
一般社団法人広島県病院協会会长様
一般社団法人広島県医療法人協会会长様
広島県保険医協会理事長様
公益社団法人広島県薬剤師会会长様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会长様
広島県医薬品卸協同組合長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 [医務課
薬務課]

医療機関及び薬局における「オンライン資格確認」の開始について（通知）

このことについて、令和2年9月30日付け保連発0930第1号で、厚生労働省保険局医療介護連携政策課長から別紙のとおり通知がありました。

については、当該通知の内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただくようお願いします。

担当 医務課医務グループ
 電話 082-513-3056 (ダイヤルイン)
 (担当者 安部)

担当 薬務課薬事グループ
 電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)
 (担当者 長谷川)

別紙

保連発0930第1号
 令和2年9月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
 (公 印 省 略)

医療機関及び薬局における「オンライン資格確認」の開始について

日頃より、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年5月22日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号。以下「改正法」という。)において、マイナンバーカードを健康保険証(国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。)として利用できるようになり、令和3年3月に「オンライン資格確認」が開始されることとなりました。また、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」(別添1)において、「2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の

読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する」とされたところです。

この「オンライン資格確認」の開始に向けては、医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金が創設され、医療機関・薬局に対する補助を行うこととしております。

今般、社会保険診療報酬支払基金が開設した「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/>)において、「オンライン資格確認」に用いる顔認証付きカードリーダーの申込受付を開始しておりますので、御了知の上、医療機関・薬局における「オンライン資格確認」の円滑な実施に向けて周知等御配慮をお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 オンライン資格確認について

令和元年5月22日に公布された改正法において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月に「オンライン資格確認」が開始されることとなりました。

「オンライン資格確認」を導入することにより、医療機関・薬局の窓口において、オンラインで直ちに医療保険資格の確認ができるようになり、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できます。また、顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、医療機関・薬局において診療時における被保険者の確実な本人確認が可能になり、また、転職などで保険者が変わっても新しい保険者が資格情報を登録することで、新たな健康保険証の発行を待たずに医療機関・薬局で受診等ができるようになります。

さらに、オンライン資格確認等システムを通じて、患者本人の同意の下、医療機関においては服薬履歴や特定健診情報の閲覧が、薬局においては服薬履歴の閲覧が可能となり、より多くの情報を基に診療や服薬管理が可能となります。

こうした「オンライン資格確認」の仕組みやメリットについて、当省では広報素材（別添2）を用意しておりますので活用いただきますようお願い申し上げます。

2 医療情報化支援基金について

改正法において、「オンライン資格確認」の開始に向けた医療機関・薬局の初期導入経費等を支援するため、医療情報化支援基金を創設することとなりました。「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号。）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」（別添3）において、オンライン資格確認の開始に向けた医療機関・薬局のシステム整備に係る費用の補助率や補助限度額等を定めています。

「オンライン資格確認」の開始に向けて、医療情報化支援基金を活用して、医療機関等のシステム整備等を検討いただくよう、周知方ご協力をお願い申し上げます。

3 顔認証付きカードリーダーの申込受付について

社会保険診療報酬支払基金が開設した「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portsite.jp/>)において、顔認証付きカードリーダーの申込受付を開始しております。顔認証付きカードリーダーは、オンライン資格確認においてマイナンバーカードを健康保険証として利用するために必要なカードリーダーであり、社会保険診療報酬支払基金が調達し、医療機関・薬局に無償提供します。

顔認証付きカードリーダーの申込等にあたっては、医療機関等向けポータルサイトにおいてアカウント登録が必要となります。アカウント登録して頂くと最新情報をメールでお届けしますので、まずはアカウント登録をお願いしております。

当該ポータルサイトでは、オンライン資格確認の利用申請及び医療情報化支援基金（オンライン資格確認関連補助金）の補助申請の受付を順次実施する予定ですので、併せて周知方ご協力をお願い申し上げます。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

別添1

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤スマート公共サービス

(i)マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事業の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、**2022年度におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する**。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

令和2年9月時点

ひら、くらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare令和3年3月スタート
(予定)

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

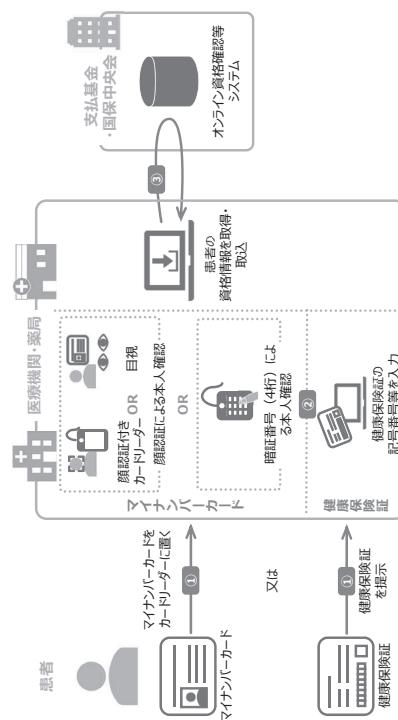
【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年9月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認とは　～ 資格確認は保険制度の基本～

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

令和3年3月からマイナンバーカードを持参し、保険資格の確認をする患者が増えてきます。
全ての患者が診療等を受けられるよう準備をお願いします。



1

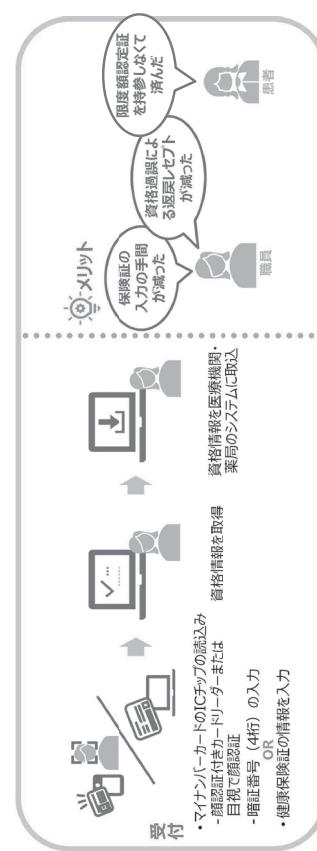
2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行なうことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来ます。

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することができます。また、窓口の入力の手間が減ります。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来ます。



※ 資格確認の対象となる証明は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証等の保険者ごとに複数枚あります。
※ 資格確認の対象となる証明は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証等の保険者ごとに複数枚あります。

2

3. メリット：保険証の入力の手間削減

今まででは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的にオンラインシステムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報	
シメイ	ヨリコワ タリ
性別	男
誕生日	令和元年1月1日
年齢	50歳
登録	
健康保険証は 最小限の情報を入力	
氏名	厚労 太郎
生年月日	昭和65年1月1日
年齢	50歳
保険者番号	12345
会員登録番号	5678910
郵便番号	12345
住所	東京都渋谷区XX-XX
電話番号	03-XXXX-XXXX
支払年月日	令和元年1月
支払年月日	令和元年2月
支払年月日	~
有効期間	
オンライン資格確認	12345
支払年月日	01/01/01
支払年月日	01/02/01
支払年月日	01/03/01
支払年月日	01/04/01
支払年月日	01/05/01
支払年月日	01/06/01
支払年月日	01/07/01
支払年月日	01/08/01
支払年月日	01/09/01
支払年月日	01/10/01
支払年月日	01/11/01
支払年月日	01/12/01
支払年月日	01/01/02
支払年月日	01/02/02
支払年月日	01/03/02
支払年月日	01/04/02
支払年月日	01/05/02
支払年月日	01/06/02
支払年月日	01/07/02
支払年月日	01/08/02
支払年月日	01/09/02
支払年月日	01/10/02
支払年月日	01/11/02
支払年月日	01/12/02
支払年月日	01/01/03
支払年月日	01/02/03
支払年月日	01/03/03
支払年月日	01/04/03
支払年月日	01/05/03
支払年月日	01/06/03
支払年月日	01/07/03
支払年月日	01/08/03
支払年月日	01/09/03
支払年月日	01/10/03
支払年月日	01/11/03
支払年月日	01/12/03
支払年月日	01/01/04
支払年月日	01/02/04
支払年月日	01/03/04
支払年月日	01/04/04
支払年月日	01/05/04
支払年月日	01/06/04
支払年月日	01/07/04
支払年月日	01/08/04
支払年月日	01/09/04
支払年月日	01/10/04
支払年月日	01/11/04
支払年月日	01/12/04
支払年月日	01/01/05
支払年月日	01/02/05
支払年月日	01/03/05
支払年月日	01/04/05
支払年月日	01/05/05
支払年月日	01/06/05
支払年月日	01/07/05
支払年月日	01/08/05
支払年月日	01/09/05
支払年月日	01/10/05
支払年月日	01/11/05
支払年月日	01/12/05
支払年月日	01/01/06
支払年月日	01/02/06
支払年月日	01/03/06
支払年月日	01/04/06
支払年月日	01/05/06
支払年月日	01/06/06
支払年月日	01/07/06
支払年月日	01/08/06
支払年月日	01/09/06
支払年月日	01/10/06
支払年月日	01/11/06
支払年月日	01/12/06
支払年月日	01/01/07
支払年月日	01/02/07
支払年月日	01/03/07
支払年月日	01/04/07
支払年月日	01/05/07
支払年月日	01/06/07
支払年月日	01/07/07
支払年月日	01/08/07
支払年月日	01/09/07
支払年月日	01/10/07
支払年月日	01/11/07
支払年月日	01/12/07
支払年月日	01/01/08
支払年月日	01/02/08
支払年月日	01/03/08
支払年月日	01/04/08
支払年月日	01/05/08
支払年月日	01/06/08
支払年月日	01/07/08
支払年月日	01/08/08
支払年月日	01/09/08
支払年月日	01/10/08
支払年月日	01/11/08
支払年月日	01/12/08
支払年月日	01/01/09
支払年月日	01/02/09
支払年月日	01/03/09
支払年月日	01/04/09
支払年月日	01/05/09
支払年月日	01/06/09
支払年月日	01/07/09
支払年月日	01/08/09
支払年月日	01/09/09
支払年月日	01/10/09
支払年月日	01/11/09
支払年月日	01/12/09
支払年月日	01/01/10
支払年月日	01/02/10
支払年月日	01/03/10
支払年月日	01/04/10
支払年月日	01/05/10
支払年月日	01/06/10
支払年月日	01/07/10
支払年月日	01/08/10
支払年月日	01/09/10
支払年月日	01/10/10
支払年月日	01/11/10
支払年月日	01/12/10
支払年月日	01/01/11
支払年月日	01/02/11
支払年月日	01/03/11
支払年月日	01/04/11
支払年月日	01/05/11
支払年月日	01/06/11
支払年月日	01/07/11
支払年月日	01/08/11
支払年月日	01/09/11
支払年月日	01/10/11
支払年月日	01/11/11
支払年月日	01/12/11
支払年月日	01/01/12
支払年月日	01/02/12
支払年月日	01/03/12
支払年月日	01/04/12
支払年月日	01/05/12
支払年月日	01/06/12
支払年月日	01/07/12
支払年月日	01/08/12
支払年月日	01/09/12
支払年月日	01/10/12
支払年月日	01/11/12
支払年月日	01/12/12
支払年月日	01/01/13
支払年月日	01/02/13
支払年月日	01/03/13
支払年月日	01/04/13
支払年月日	01/05/13
支払年月日	01/06/13
支払年月日	01/07/13
支払年月日	01/08/13
支払年月日	01/09/13
支払年月日	01/10/13
支払年月日	01/11/13
支払年月日	01/12/13
支払年月日	01/01/14
支払年月日	01/02/14
支払年月日	01/03/14
支払年月日	01/04/14
支払年月日	01/05/14
支払年月日	01/06/14
支払年月日	01/07/14
支払年月日	01/08/14
支払年月日	01/09/14
支払年月日	01/10/14
支払年月日	01/11/14
支払年月日	01/12/14
支払年月日	01/01/15
支払年月日	01/02/15
支払年月日	01/03/15
支払年月日	01/04/15
支払年月日	01/05/15
支払年月日	01/06/15
支払年月日	01/07/15
支払年月日	01/08/15
支払年月日	01/09/15
支払年月日	01/10/15
支払年月日	01/11/15
支払年月日	01/12/15
支払年月日	01/01/16
支払年月日	01/02/16
支払年月日	01/03/16
支払年月日	01/04/16
支払年月日	01/05/16
支払年月日	01/06/16
支払年月日	01/07/16
支払年月日	01/08/16
支払年月日	01/09/16
支払年月日	01/10/16
支払年月日	01/11/16
支払年月日	01/12/16
支払年月日	01/01/17
支払年月日	01/02/17
支払年月日	01/03/17
支払年月日	01/04/17
支払年月日	01/05/17
支払年月日	01/06/17
支払年月日	01/07/17
支払年月日	01/08/17
支払年月日	01/09/17
支払年月日	01/10/17
支払年月日	01/11/17
支払年月日	01/12/17
支払年月日	01/01/18
支払年月日	01/02/18
支払年月日	01/03/18
支払年月日	01/04/18
支払年月日	01/05/18
支払年月日	01/06/18
支払年月日	01/07/18
支払年月日	01/08/18
支払年月日	01/09/18
支払年月日	01/10/18
支払年月日	01/11/18
支払年月日	01/12/18
支払年月日	01/01/19
支払年月日	01/02/19
支払年月日	01/03/19
支払年月日	01/04/19
支払年月日	01/05/19
支払年月日	01/06/19
支払年月日	01/07/19
支払年月日	01/08/19
支払年月日	01/09/19
支払年月日	01/10/19
支払年月日	01/11/19
支払年月日	01/12/19
支払年月日	01/01/20
支払年月日	01/02/20
支払年月日	01/03/20
支払年月日	01/04/20
支払年月日	01/05/20
支払年月日	01/06/20
支払年月日	01/07/20
支払年月日	01/08/20
支払年月日	01/09/20
支払年月日	01/10/20
支払年月日	01/11/20
支払年月日	01/12/20
支払年月日	01/01/21
支払年月日	01/02/21
支払年月日	01/03/21
支払年月日	01/04/21
支払年月日	01/05/21
支払年月日	01/06/21
支払年月日	01/07/21
支払年月日	01/08/21
支払年月日	01/09/21
支払年月日	01/10/21
支払年月日	01/11/21
支払年月日	01/12/21
支払年月日	01/01/22
支払年月日	01/02/22
支払年月日	01/03/22
支払年月日	01/04/22
支払年月日	01/05/22
支払年月日	01/06/22
支払年月日	01/07/22
支払年月日	01/08/22
支払年月日	01/09/22
支払年月日	01/10/22
支払年月日	01/11/22
支払年月日	01/12/22
支払年月日	01/01/23
支払年月日	01/02/23
支払年月日	01/03/23
支払年月日	01/04/23
支払年月日	01/05/23
支払年月日	01/06/23
支払年月日	01/07/23
支払年月日	01/08/23
支払年月日	01/09/23
支払年月日	01/10/23
支払年月日	01/11/23
支払年月日	01/12/23
支払年月日	01/01/24
支払年月日	01/02/24
支払年月日	01/03/24
支払年月日	01/04/24
支払年月日	01/05/24
支払年月日	01/06/24
支払年月日	01/07/24
支払年月日	01/08/24
支払年月日	01/09/24
支払年月日	01/10/24
支払年月日	01/11/24
支払年月日	01/12/24
支払年月日	01/01/25
支払年月日	01/02/25
支払年月日	01/03/25
支払年月日	01/04/25
支払年月日	01/05/25
支払年月日	01/06/25
支払年月日	01/07/25
支払年月日	01/08/25
支払年月日	01/09/25
支払年月日	01/10/25
支払年月日	01/11/25
支払年月日	01/12/25
支払年月日	01/01/26
支払年月日	01/02/26
支払年月日	01/03/26
支払年月日	01/04/26
支払年月日	01/05/26
支払年月日	01/06/26
支払年月日	01/07/26
支払年月日	01/08/26
支払年月日	01/09/26
支払年月日	01/10/26
支払年月日	01/11/26
支払年月日	01/12/26
支払年月日	01/01/27
支払年月日	01/02/27
支払年月日	01/03/27
支払年月日	01/04/27
支払年月日	01/05/27
支払年月日	01/06/27
支払年月日	01/07/27
支払年月日	01/08/27
支払年月日	01/09/27
支払年月日	01/10/27
支払年月日	01/11/27
支払年月日	01/12/27
支払年月日	01/01/28
支払年月日	01/02/28
支払年月日	01/03/28
支払年月日	01/04/28
支払年月日	01/05/28
支払年月日	01/06/28
支払年月日	01/07/28
支払年月日	01/08/28
支払年月日	01/09/28
支払年月日	01/10/28
支払年月日	01/11/28
支払年月日	01/12/28
支払年月日	01/01/29
支払年月日	01/02/29
支払年月日	01/03/29
支払年月日	01/04/29
支払年月日	01/05/29
支払年月日	01/06/29
支払年	

3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっているかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行ふ必要があります。

<一括照会リストイメージ>

健康保険証の 記号番号等で照会	
患者氏名	記号番号
1 オン賀 二郎	0001 111111 01
2 厚労 太郎	0002 222222 01
3 番号 花子	0003 333333 01
...	...
99 資格 香子	0099 999999 02
100 厚生 夏美	0100 101010 01

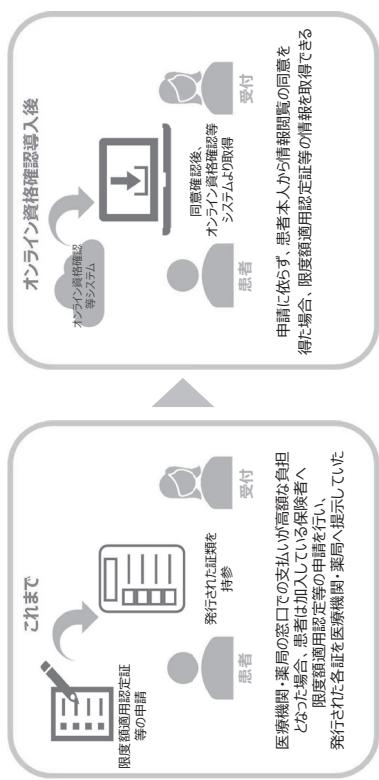
<一括照会結果イメージ>

#	患者氏名	個人番号/被保険者番号	記号番号	住所	資格確認結果
1	オン賀 二郎	0001 111111 01	東京都港区xx-x	有効	
2	厚労 太郎	0002 222222 01	東京都板橋区xx-x	有効	
3	番号 花子	0003 333333 01	東京都調布市xx-x	工ラーバー	
...	
99	資格 香子	0099 999999 02	東京都新宿区xx-x	有効	
100	厚生 夏美	0100 101010 01	東京都江東区xx-x	無効	

6

3. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となつた際に申請を行わなければ、発行されませんでした。
オンライン資格確認を導入したりければ、加入者（患者）から保険者への申請がなくなります。



7

3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、歯科医師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧します。

<閲覧イメージ>

薬剤情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
持参	なし

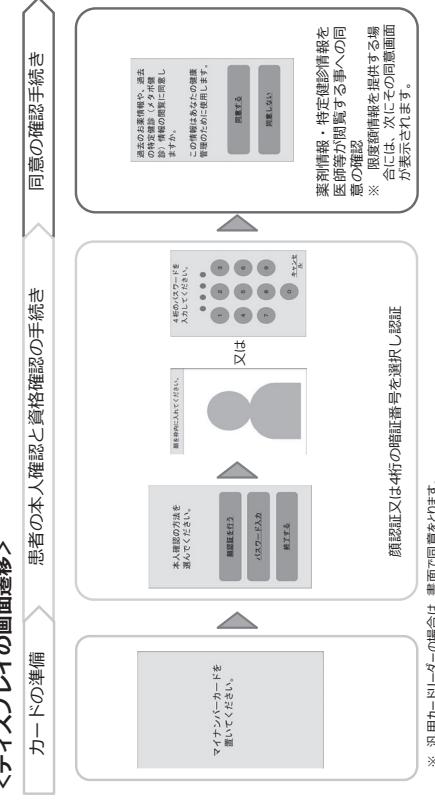
特定健診情報	
氏名	厚労太郎
性別	男
年齢	50歳
持参	なし

※ 特定健診情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能

3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

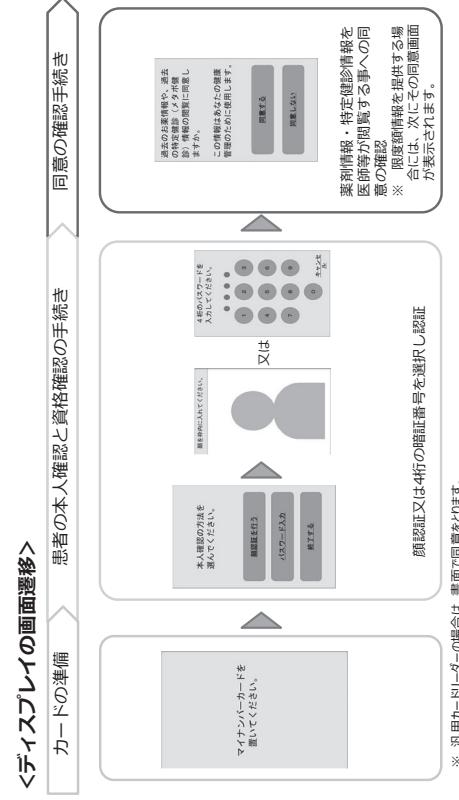
<ディスプレイの画面遷移>



※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をどうぞ。

3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧③

顔認証又は4桁の暗証番号を選択し認証

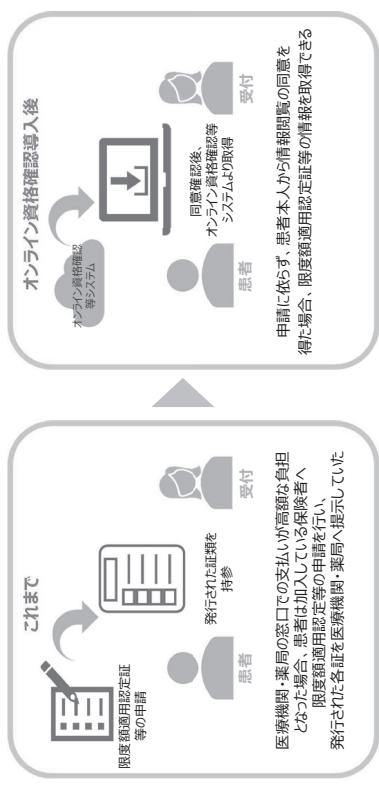


8

3. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となつた際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入したりければ、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



7

9

3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をじた上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする。

特定健診情報の閲覧ができます。



4. 医療機関・薬局への補助

○ 領収証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。

- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読み取り・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ・電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。（補助の対象となる事業）
 - ・オンライン賃貸契約の導入に必要な資格認証端末の購入・導入
 - ・レセプトコンピュータ・電子カルテシステム等の導入・導入料金の増強
 - ・オンライン賃貸契約の導入に必要なオフライン読み取り機の導入・電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格認証及び特定健診情報の判断のための改修を含みます。

病院	大型チエーン薬局 (グループで契約する場合 月4万回以上の導入)	診療所 薬局(大型チエーン 以外)
領収証付きカードリーダー 提供台数	3台まで無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内 容	1台導入する場合 2台導入する場合 3台導入する場合	1台無償提供 21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/3を補助

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上限の上限額は、消費税分を含む費用額です。

11

まずは、ポータルサイトにアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずは**ポータルサイトへの登録**をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、この**ポータルサイトで必要な手続きを行う**ことができます。

（※）画面に記載された方でも一括登録が可能です。必要な情報が受け取れるようになります！（二重申し込みがございません）

お問い合わせ先：<https://www.inohokenkyo-portalsite.jp/>
contact@inohokenkyo-portalsite.jp
☎ 0800-8007121 (通話無料)
平日 9:00～17:00

※ お電話でのお問い合わせは、混み合つございます。
メールでのお問い合わせを推奨します。

5. 利用開始に向けた準備

オンライン資格確認に参加いただくには、「**1 支払基金への申請手続き**」と「**2 システムベンダ等との相談・改修**」の2つの作業が必要です。

「**1 支払基金への申請手続き**」については、まずは**ポータルサイトへのアカウント登録**をお願いします。アカウント登録いただければ、その都度、必要な情報をお知らせします。

「**2 システムベンダ等の相談・改修**」については、まずは階段段階で話し合いのあるベンダの方等に相談いただき、見積りを取りたいなどよろしくお願いします。

利用開始に向けたご用意※

1 手帳式
スケジュール

2 帰入準備

運用チャート

補助金の申請※

顔認証付きカードリーダーの申込

オンライン資格確認用申請※

12

13

6 オンライン資格確認の今後

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。
顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。



14

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診情報のみですが、対象となる情報を拡大します。（令和4年夏を目処）
- 手術、移植、透析、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和4年夏を目処）
- オンライン資格確認等システムを基礎とし、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和4年夏を目処）
- 紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共通のリアルタイム化・重複投薬の回避）が可能となります。
- 閲覧・活用できる健診等を拡大します。（令和4年度早明）
- 現在対象になつていない生活保護受給者の医療券も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- モバイル端末でのオンライン資格確認も検討しています。（令和2年度研究事業）

15

7. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

A. 健康保険証でも受診できます。
オンライン資格確認では、マイナンバーカードが必要です。

< 1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

A. 資格の確認を行なうことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップ内の利用証明用電子証明書を利用します。

A. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局は患者のマイナンバーを持っていますが、マイナンバーカードを持っていない患者が受診した場合には、あらかじめ患者がマイナンバーカードを持つことなく、保険証を利用した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。

16

< 1. オンライン資格確認とは>

Question

Answer

A. 患者はマイナンバーカードを持つことはすぐに健康保険証として利用できるのですか？

Q. 患者はマイナンバーカードを持つことはすぐに健康保険証として利用できるのですか？

A. 患者はマイナンバーカードを持つことはすぐに健康保険証として利用できるのですか？

Q. 患者はマイナンバーカードを持つことはすぐに健康保険証として利用できるのですか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめオンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップ内の利用証明用電子証明書を利用します。

A. 支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

Q. 支払基金・国保中央会が、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みですか？

A. 支払基金・国保中央会が、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

17

7. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わること>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いに気をつけるべきことはありますか？

Answer

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。患者においては、顔認証付きカードの場合はカードリーダーに置いていただき、介用カードの場合にはカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

<3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

Answer

A. 支払基金が一元サイトから支払基金に利用の申込みをしていく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

19

7. Q&A

<3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に際して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

Answer

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行つていただくことになりますので、医療機関・薬局における導入作業後である**11月以降**となります。（事前申請ではなく、精算などあります。）

19

<3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Q. レセプトのオンライン請求を利用しているが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

Answer

A. オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることができます。オンライン資格確認を行つたために回線環境の導入を行った場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

19

<3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安>

Question

Q. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施していただけます。

Answer

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施していただけます。

18

<2. 医療機関・薬局で変わること>

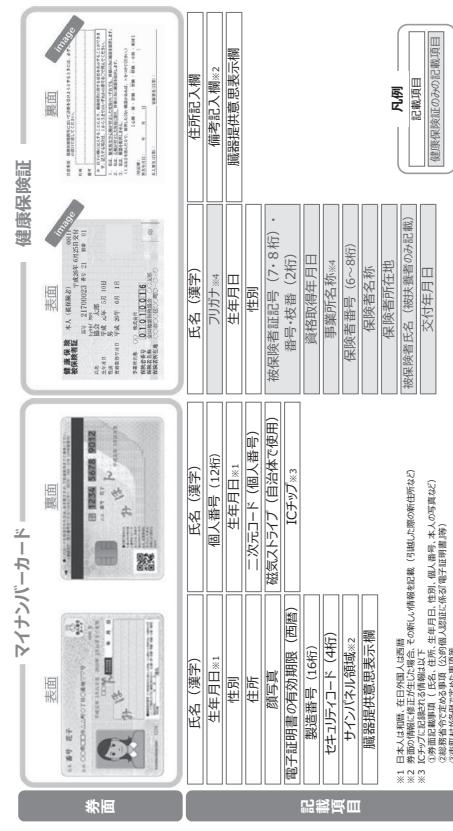
Question

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険として使ふることを、どのように患者さんに伝えたらいよいですか？

Answer

A. マイナンバーカードでマイナンバーカードが健康保険として使ふることを、どのように患者さんに伝えたらいよいですか？

参考：マイナンバーカードと健康保険証



20

別添 3

保連発0703第1号
令和2年7月3日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

医療提供体制設備整備交付金の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「医療提供体制設備整備交付金実施要領」（以下「実施要領」という。）を定め、令和2年6月12日から適用することとしたので、通知する。

なお、本通知の施行に伴い、令和2年3月3日保連発0303第2号「医療提供体制設備整備交付金の実施について」は廃止する。

また、実施要領中に規定する複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細については、追って定め、通知することとする。

別 紙

医療提供体制設備整備交付金実施要領

第1 趣旨

令和元年度医療提供体制設備整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）2の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、医療情報化支援基金管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）3の事業を行うために必要な手続等について、定めるものとする。

第2 交付対象事業

1 管理運営要領3（1）の交付対象事業は、次のとおりとする。

（1）オンライン資格確認の導入に必要となる顔認証付きカードリーダー（厚生労働省が示した仕様書の基準を満たす製品に限る。）等の導入に係る事業（保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）において、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末を購入する場合に限る。）

（2）保険医療機関等において、オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含み、レセプトのオンライン請求システムが未対応である保険医療機関等に限る。）、既存のオンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費及び電子カルテシステムの薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、（1）の顔認証付きカードリーダー（1台9.9万円以下のものに限る。）の購入並びにオンライン資格確認等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業（これらの事業に交付するのは、（1）の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。）

2 1（1）の顔認証付きカードリーダーについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）附則第1条の2の規定に基づき、保険医療機関等からの申出に応じて支払基金にて当該物品を調達し、及び提供するものとする。

なお、保険医療機関等に提供する顔認証付きカードリーダーの台数は、別表1－1から別表3のとおりとする。

3 管理運営要領3（2）の交付対象事業は、管理運営要領3（1）の実施に附帯する支払基金における事務費（報

酬、給与、職員手当等、社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。)、事務の簡素合理化を図るための電子情報処理組織の導入等に伴う費用及びこれらのシステム改善等に要する費用、その他厚生労働大臣が必要と認めるものとする。

第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表1-1から別表1-3のとおりとする。
- 2 健康保険法第63条第3項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。
- 3 健康保険法第63条第3項各号に掲げる診療所又は2に規定する大型チェーン薬局以外の薬局における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- 4 第2の1(2)の補助金額は、次の順で算定するものとする。
 - (1) 第2の1(2)に係る総事業費に、別表1-1から別表3の「2. 補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
 - (2) (1)の額と、別表1-1から別表3の「3. 補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)

第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の2の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1(8)の例によるものとする。

当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- (1) 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
- (2) 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- (3) 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、(2)の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

第5 事業を実施する場合の条件

- 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用する環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備しなければならないこと。
 - (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けないで、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
 - (3) 支払基金の理事長の承認を受けて(2)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付せざることがある。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (5) 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、

支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬこと。

(6) (1)～(5) の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納せざることある。

2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から支払基金に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることある。

3 支払基金が、この基金を財源の全部又は一部として、第2の3に係る事業を実施する場合には、支払基金に対し1(2)～(5)に規定する条件を付すものとする。この場合において、これらの規定中「支払基金の理事長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「支払基金」とあるのは「国」と読み替えて適用するものとする。

4 支払基金は、第2の2及び3に係る事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、別紙様式1により厚生労働大臣に報告しなければならぬ。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

第6 交付対象者の募集

支払基金は、第2の1又は2の事業に対して補助を実施又は提供する場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により、交付対象者の募集を行うものとする。

第7 申請手続き

第2の1及び2に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を、第14で定める申請期間に、原則として、電磁的方法（支払基金の使用に係る電子計算機と申請書等の提出を行う保険医療機関等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。）により支払基金に提出して行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。

第8 電子申請

1 保険医療機関等が第2の1(2)に係る第7の申請を行う場合は、第2の1の全ての事業の完了後に行うものとする。

2 取りまとめ者が複数の保険医療機関等の第7に係る申請を行う場合は、保険医療機関等ごとの申請書を取りまとめた上で、一括して申請を行うことができるものとする。

3 保険医療機関等は、2の申請を行う場合は、申請を行う複数の保険医療機関等に関する事項等を、あらかじめ、支払基金に届け出なければならない。

なお、複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細については、追って通知することとする。

4 支払基金は、原則として、第9の規定に基づく交付の決定及び通知、第10の規定に基づく決定の取消し、第11の規定に基づく顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還命令及び第12の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

第9 交付等の決定及び通知

支払基金は、第7の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式3により顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を通知するものとする。

第10 決定の取消し

支払基金は、保険医療機関等が顔認証付きカードリーダー及び補助金を他の目的に使用し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第11 顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還

支払基金は、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び補助金の返還を命ずるものとする。

第12 延滞金

- 1 支払基金は、第11に基づく補助金等の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、令和2年4月以降年3.0%（民法第404条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 1により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第13 備え付け帳簿等

支払基金は、補助金台帳を備え、保険医療機関等ごとに顔認証付きカードリーダーの配付台数、交付した補助金の額、交付期日その他必要な事項を記載するものとする。なお、当該補助金台帳は、電磁的記録により作成及び保存を行うものとする。

第14 補助事業の申請期間

第2の1（1）及び2の顔認証付きカードリーダーの提供申請は令和2年8月から、第2の1（2）の補助金交付申請は令和2年11月から申請を開始するものとし、支払基金から顔認証付きカードリーダーの提供を受けた上で、第2の交付対象事業を令和5年3月31日までに完了させ、令和5年6月30日までに申請するものとする。ただし、当該期間について、医療介護連携政策課長は、支払基金の理事長と協議して変更することができるものとする。

（別表1－1）病院（顔認証付きカードリーダーを1台の提供を受ける場合）

第2の1（1）の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1（2）の事業	補助率1/2	補助限度額は、105万円まで (210.1万円に左欄の補助率を乗じた額)

（別表1－2）病院（顔認証付きカードリーダーを2台の提供を受ける場合）

第2の1（1）の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを2台提供	
第2の1（2）の事業	補助率1/2	補助限度額は、100.1万円まで (200.2万円に左欄の補助率を乗じた額)

(別表1-3) 病院(顔認証付きカードリーダーを3台の提供を受ける場合)

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを3台提供	
第2の1(2)の事業	補助率1/2	補助限度額は、95.1万円まで (190.3万円に左欄の補助率を乗じた額)

(別表2) 大型チェーン薬局

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1(2)の事業	補助率1/2	補助限度額は、21.4万円まで (42.9万円に左欄の補助率を乗じた額)

(別表3) 診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

第2の1(1)の事業	1台あたり9.9万円までの顔認証付きカードリーダーを1台提供	
第2の1(2)の事業	補助率3/4	補助限度額は、32.1万円まで (42.9万円に左欄の補助率を乗じた額)

※別表の金額はいずれも税込み。

保連発0909第1号
令和2年9月9日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」(令和2年7月3日保連発0703第1号)の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般、複数の保険医療機関等による一括申請に係る取扱いの詳細について定め、別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」を改正したので、通知する。

別 紙

医療提供体制設備整備交付金実施要領

第8 電子申請

- 1 保険医療機関等が第2の1（2）に係る第7の申請を行う場合は、第2の1の全ての事業の完了後に行うものとする。
- 2 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織（以下「取りまとめ者」という。）は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第7に係る申請を、一括して行うことができるものとする。
 - (1) 申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、別紙一括申請様式1による申請書を支払基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受けなければならない。
 - (2) 2の申請は、別紙一括申請様式2による申請書を、電磁的方法により支払基金に提出して行うものとする。
 - (3) 別紙一括申請様式1及び2の詳細については、支払基金から取りまとめ者に提供する仕様書によるものとする。
- 3 支払基金は、原則として、第9の規定に基づく交付の決定及び通知、第10の規定に基づく決定の取消し、第11の規定に基づく顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還命令及び第12の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

保連発1130第1号
令和2年11月30日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公 印 省 略)

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」(令和2年7月3日保連発0703第1号)の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」により取り扱っているところであるが、今般、別添新旧对照表のとおり、一部改正し、令和2年6月12日から適用することとしたので、通知する。

写

社会保険診療報酬支払基金理事長

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」新旧対照表	
新	旧
別紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第1～第4（略） 第5 事業を実施する場合の条件 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。 (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用する環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。 (2)～(6)（略） 2～4（略） 第6～第14（略） 別表1～1～別表3（略）	別紙 医療提供体制設備整備交付金実施要領 第5 事業を実施する場合の条件 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する国からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。 (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用する環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備しなければならないこと。

1

新	旧
附則 第1 特例補助 令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2(1)、(2)又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等にあっては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。 1 第7の申請手続きにおいて、第2の1(2)に係る補助金については、別紙特例様式による申請書を支払基金に提出して行うことができるものとする。 2 1の補助金額は、第2の1(2)に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)	
病院	
顔認証付きカードリーダー1台の場合 補助限度額は、210.1万円まで	
顔認証付きカードリーダー2台の場合 補助限度額は、200.2万円まで	
顔認証付きカードリーダー3台の場合 補助限度額は、190.3万円まで	
大型チェーン薬局	
顔認証付きカードリーダー1台の場合 補助限度額は、42.9万円まで	
診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局	
顔認証付きカードリーダー1台の場合 補助限度額は、42.9万円まで	
※金額はいずれも税込み。	

2

別紙

医療提供体制設備整備交付金実施要領

第5 事業を実施する場合の条件

- 1 支払基金が、第2の1及び2に係る事業に対する匡からの交付金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、額認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。
- (1) 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備し、実際にオンライン資格確認を継続して実施すること。

- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けないで、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、交換し、又は賃貸してはならないこと。

- (3) 支払基金の理事長の承認を受けて（2）に定めた財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意もって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (5) 事業に係る収入、支出及び額認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出及び額認証付きカードリーダーの受領台数等について証跡書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証跡書類を事業完了の日（事業の中止又は終了の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか早い日まで保管しておかなければならないこと。

- (6) (1)～(5)の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納せざることがある。
- 2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から支払基金に納付があった場合には、

その納付額の全部又は一部を匡庫に納付させことがある。

3 支払基金が、この基金を財源の全部又は一部として、第2の3に係る事業を実施する場合には、支払基金に対し1（2）～（5）に規定する条件を付すものとする。この場合において、これらの規定中「支払基金の理事長」とあるのは「厚生労働大臣」と、「支払基金」とあるのは「国」と読み替えて適用するものとする。

4 支払基金は、第2の2及び3に係る事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、別紙様式1により厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を匡庫に返還しなければならない。

附則	第1 特例補助 合和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーの提供に係る別紙様式2(1)、(2)又は別紙一括申請様式2を支払基金に提出した保険医療機関等にあっては、特例として第3の規定に代わり、次の補助限度額を適用することができるものとする。 1 第7の申請手数料において、第2の1(2)に係る補助金に提出して行うことができるものとする。 2 1の補助金額は、第2の1(2)に係る総事業費と、次の表に定める補助限度額を比較して少ない額を交付額とする。(1,000円未満切り捨て)
----	--

病院	顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、210.1万円まで
	顔認証付きカードリーダー2台の場合	補助限度額は、200.2万円まで
	顔認証付きカードリーダー3台の場合	補助限度額は、190.3万円まで
大型チェーン薬局	顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、42.9万円まで
	診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局	
	顔認証付きカードリーダー1台の場合	補助限度額は、42.9万円まで

※金額はいずれも税込み。

令和2年10月13日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様
 広島県保険医協会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 一般社団法人日本チェンドラッグストア協会広島県支部長

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第23回報告書」及び 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2019年 年報」 の周知について（通知）

このことについて、令和2年10月7日付け薬生総発1007第1号及び薬生安発1007第2号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、当該報告は公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています（<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>）。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 秋山）

別紙

薬生総発1007第1号
薬生安発1007第2号
令和2年10月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公印省略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第23回報告書」及び 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2019年 年報」 の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、令和2年1月から令和2年3月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第23回報告書」及び平成31年1月から令和元年12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例の収集・分析の内容をとりまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2019年 年報」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>)。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

1. 現在、本事業への参加登録等の手続きや診療報酬における取扱いに関する薬局からの問合せが集中しているとの報告を機構から受けています。このため、本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方お願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000604242.pdf>

2. 本事業で令和2年1月1日から令和2年3月16日までに報告された件数は23,575件となり、そのうち、「調剤」の事例は5,520件、「疑義照会」の事例は18,018件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス (PMDA メディナビ)
<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

令和2年11月2日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様
 広島県富山配置薬業協議会会長様
 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会広島県支部長様
 広島県製薬協会会長様

広島県健康福祉局薬務課長
 (〒730-8511 広島市中区基町10-52)

セルフメディケーション税制対象医薬品の 厚生労働省への届出等について（通知）

このことについて、令和2年10月27日付け厚生労働省医政局経済課から別紙のとおり事務連絡がありました。
 については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
 （担当者 秋山）

別紙1

事務連絡
 令和2年10月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象医薬品の 厚生労働省への届出等について

平成29年1月1日から開始しているセルフメディケーション税制について、複数のドラッグストア店舗にて本税制の対象医薬品に関するレシートの表示誤りがあったことが判明いたしました。

このため、「セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和2年10月27日付厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別紙）を関係団体宛に送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願ひいたします。

別紙2

事務連絡
令和2年10月27日

日本製薬団体連合会
(公社)日本薬剤師会
日本チェーンドラッグストア協会
(一社)日本医薬品卸売業連合会
(一社)全国家庭常備薬特品連合会
(一社)日本保険薬局協会
日本一般用医薬品連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

セルフメディケーション税制対象医薬品の 厚生労働省への届出等について

平素よりセルフメディケーション税制の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

本税制の適用に係る証明書類（レシート等）の記載事項については、「セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項について」（平成28年10月4日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別添1）によって周知しております。税制対象医薬品を取り扱う各小売業者等において、その対応にご協力いただいているところです。

令和元年10月以後、複数のドラッグストア店舗にて本税制の対象医薬品に関するレシートの表示誤りがあったとして、日本チェーンドラッグストア協会からご報告がありました。これを踏まえ、納税者の皆様が確定申告を適切に実施できるよう、下記のとおり再発防止のための対応を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

貴会におかれましては、傘下企業様等あて周知いただくとともに、本税制の円滑な運用に向けて今後とも御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 製造販売業者の皆様へのお願い

(1) 既存の税制対象医薬品に係るJANコードの届出について

厚生労働省が公表する「対象品目一覧（※）」に「JANコード」を付記し公表することにより、医薬品小売業者の皆様がキャッシュレスレジスターのシステム上、税制対象商品を網羅的に把握できることとしました。つきましては、各税制対象医薬品の「JANコード」等の情報を新たに収集いたしますので、既存のセルフメディケーション税制対象医薬品すべて（以下「税制対象医薬品」という。）について、「スイッチOTC医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【厚生労働省（switchotc@mhlw.go.jp）宛て】に【12月4日まで】にご提出ください。

（※）「対象品目一覧」については、以下厚労省HPに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(2) 新規・変更・中止税制対象医薬品に係る届出様式の変更について

これまでに引き続き、①新たな税制対象医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに「スイッチOTC医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【厚生労働省（switchotc@mhlw.go.jp）宛て】にご提出いただきますようお願いいたします。特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者が情報把握できるよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「削除」等、提出内容がわかるように記載してください。

なお、新様式（別添2）においては、上記のとおり、「JANコード」等の記載欄を設けていますので、今後の届出にあたっては、新様式をご使用いただきますようお願い申し上げます。

承認後未販売の商品についてはご提出不要ですが、製造又は販売を中止していても、市場にある商品が品質保証期限内である場合はご提出が必要となりますので、ご留意ください。

- (3) 医薬品小売業者又は医薬品卸売業者に税制対象医薬品を納入する際は、商品案内書に税制対象医薬品である旨を明記いただき、医薬品小売業者への正確な情報提供に努めていただきますようお願い申し上げます。

2. 医薬品小売業者の皆様へのお願い

上記のとおり税制対象医薬品の一覧に「JANコード」を付記した一覧を作成し、追って送付いたしますので、医薬品小売業者におかれでは、引き続き、別添1の事務連絡を遵守いただき、証明書類（レシート等）には、①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象医薬品である旨、④販売店名、⑤購入日が明記されるよう、御協力お願い申し上げます。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 辰巳、池澤
TEL 03(5253)1111 内線4117
FAX 03(3507)9041

令和2年11月10日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
公益社団法人広島県薬剤師会会長様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
広島県医薬品卸協同組合理事長様
広島県製薬協会会長様
広島県医薬品配置協議会会長様
一般社団法人広島県配置医薬品連合会理事長様
広島県富山配置薬業協議会会長様
一般社団法人チェーンドラッグストア協会広島支部長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について及び 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について（通知）

このことについて、令和2年11月6日付け薬生安発1106第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長から別紙1のとおり、同日付け薬生監麻発1106第1号により同局監視指導・麻薬対策課長から別紙2のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 白石、秋山)

別紙1

薬生安発1106第1号
令和2年11月6日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公) 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第5項第3号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記1. の医薬品については、令和2年11月8日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第7条の2第1項第2号に定める期間を満了し、同年11月9日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第354号。以下「改正告示」という。）が令和2年11月6日に告示されます。

当該医薬品が要指導医薬品から第一類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願ひします。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和2年11月9日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成26年厚生労働省告示第255号）第1号中から「フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）」を削除する。

別紙2

薬生監麻発1106第1号
令和2年11月6日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第355号。以下「経過措置告示」という。）が令和2年11月6日に告示され、同年11月9日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和2年11月9日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について（令和2年11月6日薬生安発1106第1号）

令和2年12月3日

一般社団法人広島県医師会会長様
 一般社団法人広島県病院協会会長様
 一般社団法人広島県歯科医師会会長様
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様
 一般社団法人広島県病院薬剤師会会長様
 広島県医薬品卸協同組合理事長様
 広島県製薬協会会長様
 広島県医薬品配置協議会会長様
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会长様
 広島県富山配置薬業協議会会長様
 一般社団法人チェーンドラッグストア協会広島支部長様

広島県健康福祉局長
 〒730-8511 広島市中区基町10-52
 薬務課

要指導医薬品として指定された医薬品について（通知）

このことについて、令和2年11月30日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

なお、別紙の医薬品に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>)

担当 製薬振興グループ、薬事グループ
 電話 082-513-3223、3222（ダイヤルイン）
 （担当者 白石、秋山）

別紙

事務連絡
令和2年11月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第373号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html>）において掲載することとしております。

(別表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）	販売開始日
セイヨウトチノキ種子エキス	ベルフェミン	ゼリア新薬工業株式会社	令和2年11月30日	再審査期間（4年）	－

行政だより 参考サイト一覧

タイトル	別紙	URL
01 医療機関及び薬局における「オンライン資格確認」の開始について	別紙 令和2年9月30日付け保連発0930第1号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知 別添1 経済財政運営と改革の基本方針2019 別添2 医療機関・薬局向けオンライン資格確認導入の手引き 別添3 医療提供体制設備整備交付金の実施について	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
02 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第23回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2019年 年報」の周知について	令和2年10月7日付け薬生総発1007第1号及び薬生安発1007第2号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長通知（報告書及び年報はURL参照）	http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/
03 セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について	別紙 令和2年10月27日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html
04 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について及び医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について	別紙1 令和2年11月6日付け薬生安発1106第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知 別紙2 令和2年11月6日付け薬生監麻発1106第1号により同局監視指導・麻薬対策課長通	https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/pdf/201106_1.pdf
05 要指導医薬品として指定された医薬品について	令和2年11月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡	http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/newyoushidou.html

地域薬剤師会だより

廿日市市薬剤師会



<廿日市市薬剤師会>

学校薬剤師の活動について

廿日市市薬剤師会 大田 博子

廿日市支部でも薬剤師がそれぞれの学校において各1人学校薬剤師に任命され、薬事衛生を司っています。もちろん専任ではなく、学校医や学校歯科医との連携や学校保険部会への参加などで、学校だけでなく関係するいろいろな方々と協力して初めて担える仕事だと感じます。廿日市市では五師士会という医療関係者の会があり、他職種と協力しやすい環境にあるのは何よりです。今回は廿日市支部での私の小学校の経験を紹介しましょう。

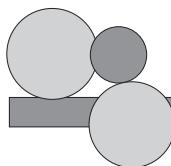
どこの学校でも行っているのは環境衛生についての検査でしょう。廿日市市地区でも1年を通して教室等の環境（採光及び照明、騒音、温度、湿度、換気など）、水質（飲料水、水泳プールなど）及び施設・設備（ダニ検査など）を検査し、問題がある場合は指導や助言を行います。保健室のベッドや和室などのダニ検査は、当初廿日市市薬剤師会の負担で検査キットを購入していましたが、今では廿日市市から提供されるようになりました。ダニ強陽性で布団の取り扱いについて養護教諭と話し合い、新規購入にもこぎつけました。しかし今年は、COVID-19の騒動による突然の休校や不急の登校自粛要請などのため、従来行われていた検査すらも一部延期になったのは残念なことでした。廿日市市では今年やっと全校エアコン導入になったにもかかわらず、三密を避けるため窓は開けたままで授業を行っています。教室の環境検査だけでなく、今後冬の寒さと感染状況の推移が気になるところです。

水質検査では作業としては採水のみです。しかし今年も鳥インフルエンザが話題になりましたが、プールに鳥

の死骸が発見されて緊急に対処方法を指導がありました。今年はプールも使用禁止となった学校がほとんどで、検査活動もできませんでした。しかし長期休校の影響かどうかわかりませんが、今年は春に水道水の塩素不足が疑われた学校があり、私も再検査や追加指導をいたしました。このように採水をただ行うだけでなく、それを通じて学校から相談を受ける関係は薬剤師冥利に尽きます。

児童生徒等の健康教育に関する協力もします。最近夏になると話題になるヒアリが当校庭で発見された夏には、対処方法だけでなく校庭での草取りなどの指導もしました。また、市内の病院でノロウイルスが流行した時には、手洗い指導やトイレ掃除の指導なども行いました。

医薬品の適正使用に関する啓発活動、薬物乱用防止活動、飲酒や喫煙の影響に関する啓発活動、薬害を学ぶための指導などの関しては、毎年講義する時間をいただいている。特に廿日市市はタバコの害に関する啓発が盛んで、小学5年生には市内の総合病院の呼吸器外科専門医が毎年講演しています。それを受け、卒業前の6年生に薬剤師が再度タバコの害について話します。禁煙だけでなく飲酒の話や、覚せい剤などの薬物乱用の話等広範囲に薬にまつわる話をします。1型糖尿病患者など学校で薬剤を使用しなければならない児童への配慮ある見守りができるよう、薬物療法の必要性についても話します。講義ではありますが、薬に興味と関心を持ってもらうことが狙いです。以前は児童だけでしたが、最近は保護者も聴講に来てくれるようになりました。その後感想文や質問状が届くので、それに対する回答や励ましの手紙を書き、卒業時のプレゼントとしています。卒業後街で出会った時声をかけてくれることがあり、薬剤師が身近な存在になっているのもうれしい限りです。



諸団体だより

広島県青年薬剤師会



会長 石本 新

11月25日（水）、青年薬剤師会知っピン月イチ勉強会を開催することが出来ました。

ソーシャルディスタンス確保の為限られた人数になりますが、たくさんの方に申し込みを頂き大変うれしく思っております。



『エビデンスのある感染対策～標準予防策を中心に～』という演題でファーマシィ薬局 広島タワービル 池龜芳野さんに講師をして頂きました。

そもそも感染とは何か？感染の基礎知識はもちろん感染対策の基礎知識まで大変わかりやすい内容でした。普段から私たちがるべき予防策や接触感染、飛沫感染などの感染経路別の予防策まで詳しく教えて頂きました。今現在、新型コロナウイルスの影響もあり、各々でできる感染対策の方法を再認識できたのではないか？と思います。

また、感染対策という観点からワクチンの必要性、注意点なども教えて頂き、とても充実した講演でした。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる！」と思っていただけるような勉強会やイベントを企画します。青薬入会の有無や年齢は問わざどなたでも参加していただけますが、青薬会員になると勉強会費は500円！正会員（40歳未満の会員）のみではなく、準会員（40歳以上の会員）も500円となりますので断然お得に参加できます！会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook分室等からお問い合わせください！

広島県青年薬剤師会 勉強会のお知らせ

1月に開催予定がありました
知っピン月イチ勉強会は
新型コロナウイルスの感染拡大のため
【延期】とさせて頂きます。

次回は3月を予定しておりますが
詳細は再度ご案内させて頂きます。

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

新年おめでとうございます。無事に新年を迎えることができました。今年こそはと深呼吸をしたところです。皆さんにおかれましても、さわやかな新年を迎えられたことと思います。

昨年は何か大きなものに自由を奪われたような年でした。2月の第46回研修会を終えてから、会としての動きを制限せざると得ない状況でした。すずめ勉強会や役員会は断念しました。迷いに迷って、7月18日、第47回研修会に踏み切りました。講師の先生から「コロナで自粛モードになっていても、病気は待ってくれない。患者さんは薬剤師としての自分が必要としてくれている」と背中を押されて開催に踏み切りました。座席のディスタンス、消毒など徹底しました。スタッフ含め、また参加して下さった皆さんも緊張の中で開催しました。たくさんの方に申し込みをしていただきましたが、このような事情でたくさんの方に断りの連絡をしました。お断りした方には申し訳なかったです。

9月13日第66回総会、10月31日（土）第48回研修会においても、コロナ終息は見られずに、参加者を制限させていただきました。期待を込めて企画したものですから、たくさんの方に聴講していただきたかったと残念に思います。

薬剤師としての研鑽をみなさんと一緒に工夫して行うことを毎年年頭にお伝えしています。いずこもそうですが、平常になされている様々な企画、そこにはたくさん留意していることがあり、たくさんの方のご協力とご尽力があります。あらためてそれらに気づかされました。

女性薬剤師会は手話講習会をしています。私の薬局にも耳の不自由な方が来られますが、できる挨拶だけは手話を使おうと思っています。投薬の時は手話だけではできませんので筆談としています。見やすさは横書き、瞬間の理解のために漢字を使ってほしいと言われ気づかされました。自分では一生懸命相手のことを考えているというつもりであっても本当に役に立っているだろうか。私の主観はどうしても私サイドの考えだなと思いました。講師の先生の工夫でとても楽しい手話講習会です。興味ある方はウエルカムですのでご連絡下さい。

予定しておりました
「すずめ勉強会」「第49回研修会」は、
新型コロナウイルス完成拡大のため
延期させていただきます。

詳細はまた追ってご連絡します。
本年もよろしくお願いします。



広島漢方研究会

日本漢方交流会熊本大会及び 広島漢方研究会月例会報告

理事長 鉄村 努



新年明けましておめでとうございます。
昨年はコロナ感染のため大変な年となりました。

今年は感染が終息して元の生活に戻れることを祈っております。本年もどうぞよろしくお願ひします。

広島漢方研究会の所属する一般社団法人 日本漢方交流会が毎年開催しています全国学術総会が、令和2年11月22日（日）に「水と病」をテーマにして、くまもと県民交流館パレアにおいて開催されました。コロナ感染拡大に伴い本年度は中止を覚悟していましたが、主幹である熊本漢方研究会の先生方の熱意により、会場およびWEB併用で無事に開催することが出来ました。

地方での開催でしたが参加者は360名（会場100名・WEB参加260名）と多数の参加がありました。会員発表はじめ特別講演3題と内容的にも充実した大会となりました。

また、本年度より広島漢方研究会会長の山崎正寿先生（漢方京口門診療所所長）が、日本漢方交流会の会長に就任されました。

広島漢方研究会では、令和2年9月の総会より薬剤師会館にて毎月の月例会を再開しています。

10月月例会では、1時限目に私が「耳鳴りの症例報告」として、肝・腎に有効な漢方薬を用いて耳鳴りが改善し



日本漢方交流会会長 山崎正寿先生



10月広漢月例会



吉本悟先生

た7症例を処方解説とともに報告しました。2時限目は吉本悟先生（薬王堂漢方薬局）が、江戸時代の名医 吉益東洞先生が記した薬草の解説書「葉微」より「半夏」について紹介されま



カラスビシャク 半夏

した。「半夏」はサトイモ科の多年草カラスビシャクの根茎で、当

日は実際の薬草を持参

して頂きました。

11月月例会では、1時限目に木原敦司先生（観葉堂漢方医学研究所）が「上焦に現れる症状の病理」と題して、頭痛について講義されました。東洋医学的にみると頭痛の原因も様々で、肝虚・脾虚・肺虚・腎虚などで発生した熱の上昇によって発症することを説明、一口に頭痛といつても人によって有効な漢方薬が違うことを解説されました。2時限目は、中島正光先生（広島国際大学薬学部生薬漢方診療学部教授）に「薬能を考えた漢方治療」と題して講義して頂きました。尋常性乾癥などの患者に荊芥連翹湯・温清飲・四物湯などを用いて有効であった症例、また多量の寝汗と全身の筋肉痛を訴える患者を水滯（水毒）と考えて苓桂朮甘湯が有効であった症例を紹介されました。今後の月例会につきましては感染状況にもよりますが、当面は広島漢方研究会会員のみ、時間を短縮（二時限制・9:30~12:30）して可能な限り薬剤師会館にて開催したいと思います。入会希望の方は事務局までご連絡ください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

【新年シンポジウム】

1月10日（日）9:30~12:30

テーマ：「風邪と漢方」

コーディネーター：勝谷英夫先生

シンポジスト：木原敦司先生、中島正光先生

吉本悟先生、山崎正寿先生

広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>

ティーエスアルフレッサ株式会社
東広島支店 管理薬剤師 有馬 明彦

私が勤務している東広島支店は、新幹線東広島駅から東方約500m離れた所にあり、西条の街中に比べれば比較的静かな環境の中になります。管轄内の東広島市中心部はもちろんですが南部の東広島市安芸津町、黒瀬町及び竹原市内を回るのには便利な場所に立地していると思います。

当支店の人員は23名で規模的にはそれほど大きくはないと思いますが、新型コロナウイルスの感染予防に留意しつつMSさんをはじめ皆さんエネルギーに業務に取り組んでおられコロナ禍ではありますが支店長の指揮のもと支店内は明るく活気があると感じています。

私はこの会社に入社して3年目ですが、広島県職員を定年退職後に再就職したためもう63歳を過ぎたおじさんです。そのため若い頃に比べて吸収力や記憶力が低下しており医薬品の名称や各種業務のスキルがすぐには覚えられず入社当初はいろいろ苦労しましたが、薬事情報部や他支店の管理薬剤師の方々の温かいご支援のおかげでこの頃やっと業務に慣れてきたかなと感じているところです。

さて、皆さんは東広島市（西条）と聞くと何を思い浮かべられるでしょうか。当市はこれといった観光名所も少ないため、やはり思い浮かぶのは10月初旬に開催される酒まつりではないでしょうか。西条は酒都西条とも呼ばれ、京都伏見、兵庫灘と並んで日本三大酒処の一つとして有名です。また、日本で唯一の「酒類総合研究所」があり、酒類の各種研究や全国の新酒鑑評会が開催されています。

この酒まつりは私が若い頃は今と違ってそんなに大きなまつりではなかったように記憶していますが、最近では2日間で20万人を超える人出でにぎわうお酒の祭典となっています。

本誌読者の中にも毎年楽しみにされている方は多いのではないでしょうか。

しかし昨年はコロナウイルス感染症拡大防止のためリアルな酒まつりに代えてオンライン酒まつりの形で開催されました。

オンライン酒まつりに参加された方もいらっしゃると思いますが、いかがでしたでしょうか。

まつりの実行委員会の皆さんには企画等大変だったと思いますが、私個人的にはオンラインでは楽しみ方や伝わってくるものにやはり限界があるなと感じており、少しでも早く例年のようなリアルでにぎやかな酒まつりが開催できる世の中になってほしいと願っています。

この酒まつり同様、新型コロナウイルスの影響でこれまでの業務のやり方や生活様式が大きく変わり、社内会議やメーカーの朝礼などもオンラインになりました。確かにオンラインで時間的また経済的には効率化された部分はあるとは思いますが、古い人間の私としては現場において生の話が聞けなかったり、他支店の管理薬剤師の先生との情報交換や懇親会ができなくなったことには少し物足りなさを感じているところです。

話は変わりますが、昨年は医薬品卸業界にとってコンプライアンスやモラルが問われた年でもありました。現在は関係法令のコンプライアンスやモラルの一層の向上を図り、医療関係者をはじめ国民からの信頼を回復するため業界全体で努力しているところです。

私も支店の一管理薬剤師としてその一翼を担えるよう、適正な販売のための的確な情報提供や麻薬等特別管理医薬品の管理等に第二の定年まで短い期間ではありますが真摯に取り組んでいきたいと思います。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
令和2年9月末日現在 2,824名 (内更新2,164名)

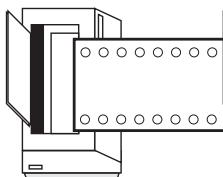
開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
1月9日(土) 15:00~17:00 広島県薬剤師会館より配信 第539回薬事情報センター定例研修会 <オンライン視聴のみ> Zoom会議システムを使用、ご自身のPCまたはスマートフォンで参加となります。 1) 薬事情報センターだより：薬事情報センター・肺動脈性肺高血圧症治療剤 ウプトラビ錠 日本新薬株式会社 2) 特別講演：『肺動脈性肺高血圧症の病態と治療～薬剤師の皆さんに知ってほしいこと～』 吳共済病院 臨床研究科部長 循環器内科医長 土肥由裕先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055		受講料：無料 申込期間：12月1日～12月28日 ※先着順に受付。定員に達し次第、受付終了とさせていただきます。ご了承下さい。 ※申込方法そのほか詳細については、当センターサイトをご確認ください。 ※取得可能単位（申請中） ※感染動向により、延期・中止させていただくことがあります。ご了承下さい。

第105回薬剤師国家試験問題 (令和2年2月22日～2月23日実施)

問170 薬物の生体内分布に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1 腎臓や小腸粘膜の毛細血管は有窓内皮であるため、低分子薬物は窓構造に存在する小孔を介して毛細血管を透過できる。
- 2 皮下に投与された分子量5,000以下の薬物は、毛細血管よりも毛細リンパ管に移行しやすい。
- 3 アルブミンは血漿中に約4g/dL存在し、プロプラノロールやイミプラミンのような塩基性薬物と強く結合する。
- 4 プラバスタチンは肝細胞の血液側細胞膜に発現する有機アニオントransporter OATP1B1を介して細胞内に取り込まれる。
- 5 血漿タンパク結合率が高い弱酸性薬物は、乳汁中への移行性が高い。

正答は105ページ



薬事情報センターのページ



薬事情報センター長
水島 美代子

“新しく”、“正しい”医薬品等情報の入手と提供（第8回） ～「このかぜ薬 ドーピング 大丈夫？」と、尋ねられたら～



2021年1月1日に、世界アンチ・ドーピング規定が改訂されました。
必ず最新の規定にて、ご対応願います。

【2021年アンチ・ドーピング規定・国際基準】

<https://www.playtruejapan.org/code/provision/2021codeis.html>



薬事情報センターWeb
サイトは、スマートフォン
でも閲覧可能です。



今年は1年越しのオリンピック・パラリンピック各種予選等、スポーツ大会が感染に注意しながらも活発になることと存じます。実際、昨秋から、徐々にスポーツ大会も再開し、新型コロナウイルス感染症に気をつけながら国際大会や選考レースも始まりました。薬事情報センターでお受けしている「アンチ・ドーピングホットライン」にも、昨秋から、お問い合わせが戻ってきております。

さて、右のまんが場面の様に、アスリートから「このかぜ薬 飲んでいいの？」と尋ねられた経験はありませんか。今回は、うっかりドーピングを防ぐ等、薬剤師としてアスリートを応援する枠組みをご紹介します。

■そもそも、『ドーピング』とは¹⁾

「スポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけが優位に立ち、勝利を得ようとする行為」。禁止物質の使用に限らず、意図的かどうかに関わらず、競技能力を高める「方法」や「隠すこと」も含まれます。そして、ドーピングは、スポーツ競技における重大なルール違反であるだけでなく、選手の生命自体にも影響を及ぼす可能性のある危険な行為です。

たとえ意図的でなく、まんがのように、不注意でうっかりと禁止物質を服用した場合でも、アンチ・ドーピング規則違反と判断され、その結果、重い制裁が科せられてしまうことがあります。市販の風邪薬や胃腸薬等には禁止物質を含むものが少なくなく、「風邪気味だから」と安易な使用は、アスリートの選手生命にかかることがあります。

■問合せされた医薬品が、ドーピング禁止物質かどうかを確認するには、

日本薬剤師会が、毎年6月頃に改定している「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック〇〇年版²⁾」のフロー（図1）を参考に確認してみましょう。

まず、問合せ医薬品について、上記冊子で、「使用可能薬リスト掲載医薬品一覧表（50音順）」にある／ないを確認します。一覧にあれば、使用可能です。但し、年に1回以上、この基準が変わりますので、最新情報の確認が必要です。そして、使用可能リストにない場合、薬・成分検索システムである「禁止表 国際基準にもとづいた検索サイト」＝『グローバル DRO』³⁾（図2）を使って、確認します。だれが（ユーザータイプ）、どんなスポーツで（競技）、どこの国で（購入国）、どんな成分（検索）等を入力し、検索します。

冊子やグローバル DRO で検索してもよくわからない場合は、スポーツファーマシスト認定者に問合せができます。「スポーツファーマシスト検索」サイト⁴⁾に、条件を入れて、最寄りの或いは対応いただける方を検索できます。或いは、広島県薬剤師会 アンチ・ドーピングホットラインに、FAX または E メールでお問合せ下さい⁵⁾。

お薬まんが 「うっかりドーピング」編



続き↓
<http://hiroyaku.jp/di/cartoon/626/>

図1 問合せ対応手順 「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック2020年版」より引用²⁾図2 薬・成分検索システムである「禁止表 国際基準」にもとづいた検索サイト=『グローバル DRO』³⁾

■ ドーピング禁止物質を使用し制裁措置をうけた事例⁶⁾（※制裁措置は、事例発生時の規定に基づく）

事例1：うっかり総合感冒薬を服用：競技者が、競技会直前に感冒治療のため、総合感冒薬を使用。総合感冒薬に、禁止表国際基準で興奮薬として禁止されているメチルエフェドリンが含有されていた。メチルエフェドリンの使用は、競技力向上を目的としていないことを競技者が証明し、制裁措置が軽減され、3か月の資格停止。

事例2：気をつけたいサプリメント：競技会検査において、興奮薬として競技会（時）に禁止されているメチルヘキサンアミンが検出された。競技者がビタミン摂取を目的としWebサイトでサプリメントを購入し、日常的に服用。本サプリメントからメチルヘキサンアミンが検出されたが、表示はされていなかった。特定物質による違反であり、意図的である旨の立証はないので、2年間の資格停止。

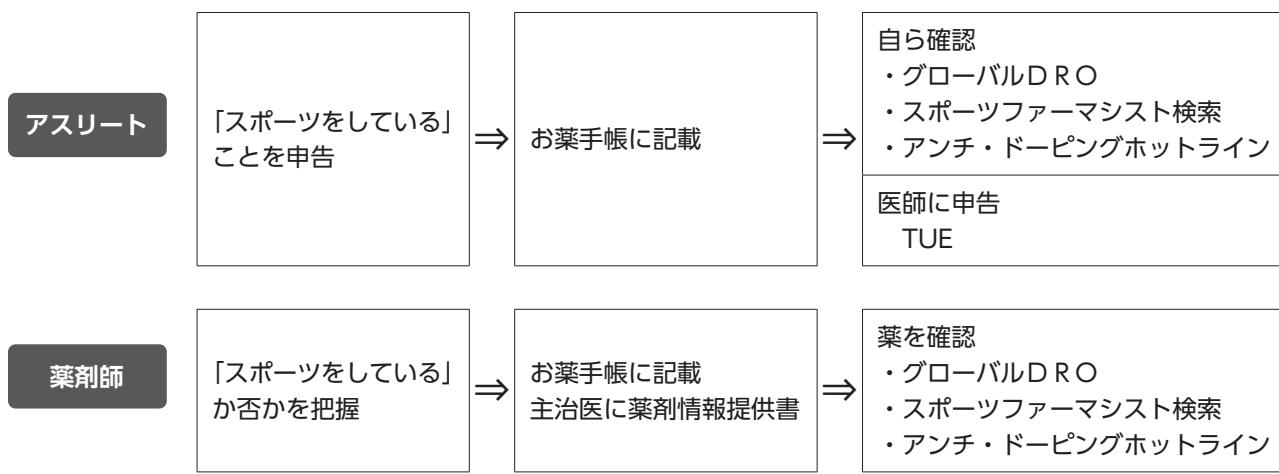
その他、国内のアンチ・ドーピング規則違反決定について、JADAが公開⁷⁾しています。

■ アスリートに対する服薬指導について⁸⁾

アスリートの背景はさまざまです。大会に出るようなエリートアスリートだけでなく、レクリエーションの一環としてスポーツを楽しむ市民もいます。また、糖尿病や喘息等の有病者がスポーツを行っていたり、アスリートが突然的な事故や疾病で薬物治療を受けることもあります。いずれも、適切に薬物治療ができるよう薬剤師による支援が求められています。

支援の第一歩として、まず、「アスリート」か否かを把握するために、問診票等に「スポーツをしている」項目を追加いただければと思います。そして、単に薬の説明だけでなく、患者（アスリート）に寄り添い、自らが能動的に問題意識を持ち、行動変容できるよう教育啓発し、情報収集・提供することが重要です（図3）。

図3 アスリートへ薬物治療に対する行動変容を促す



■ TUE（治療使用特例）とは

治療のために禁止物質・禁止方法がどうしても必要な場合、アスリートが正当な治療を受ける権利として、申請し許可を得た場合、それらを使用することが認められています。このことを治療使用特例（TUE）といいます。TUEのルールは、世界統一の国際基準によって、規定されています。また、原則、事前に申請して許可を得なければいけません。

申請方法、詳細は、「患者さんがもし…アスリートだったら？」（JADA）⁹⁾をご参考下さい。

■ サプリメントとアンチ・ドーピング^{8) 10)}

サプリメントとは、本来食事で不足した栄養素を補う目的で摂取される「食品」に分類されます。「食品」は、医薬品と異なり、商品の成分表にすべての原材料を表示する義務がありません。つまり、パッケージ等に表示のない物質が含まれている可能性があり、それらが禁止物質の場合、先に示した制裁事例の様になることもあります。従って、サプリメントを摂取する場合は、そのようなリスクを十分に理解したうえで、本当に必要かどうかをアスリート自身が判断することが求められています。

■漢方薬とアンチ・ドーピング⁶⁾

禁止表において、禁止物質は物質名で決められています。一方、漢方薬に用いる天然物由来の動植物等は、全ての物質が明らかにはなっていませんので、サプリメントと同様に、禁止物質が完全に入っていないことは保証できません。OTC 薬の中には、生薬成分が含まれているものもありますので、注意が必要です。

■スポーツファーマシストになるには¹¹⁾

スポーツファーマシストとは、最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師のことです。JADA が定める所定の過程（アンチ・ドーピングに関する内容）修了後に認定されます。アスリートは、自身の薬の使用に関しては、最終的には自分自身で判断し服用するかどうかを決定します。スポーツファーマシストは、その判断ができるように情報提供や助言、教育を行なったり、各種スポーツ大会での情報提供、啓発活動を実施しています。

毎年、3月頃に新規受講者が募集されますので、ご興味のある方は、サイトを確認しお申込み下さい。

■今後の学び

まずは、アスリートやアスリートの卵を応援する薬剤師としてアンチ・ドーピングについて興味を持っていただければと存じます。そして、JADA ホームページを時に閲覧したり、禁止表で薬の成分を検索する等トレーニングをし、「このかぜ薬、ドーピング大丈夫？」に備えてください。

困ったときは、アンチ・ドーピングホットラインやスポーツファーマシスト検索で、ご確認ください。

参考資料

まずは、こちらのサイトをご参考下さい。

(Web サイトは、2020.12.2 確認)

薬事情報センター アンチ・ドーピングホットライン (広島県薬剤師会)
<http://hiroyaku.jp/di/hotline/>



薬剤師向けのアンチ・ドーピングに関する資料、子供向けのアンチ・ドーピングに関する資料、
「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック」の使い方に関する資料 (日本薬剤師会)
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/anti-doping/material.html>



1	アンチ・ドーピングとは (JADA : 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構) https://www.playtruejapan.org/about/	
2	「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック○●年版」(日本薬剤師会) https://www.nichiyaku.or.jp/activities/anti-doping/index.html ※毎年、改定版が発行されるが、WADA (世界アンチ・ドーピング機構) は、少なくとも毎年1月1日に規定を変更するため(隨時変更もあるので要注意)、○●年版の年号を確認し参考とすること。最新版になっていない場合、WADA 最新版での確認が必要。	
3	禁止表国際基準にもとづいた検索サイト=『グローバルD R O』(薬・成分検索システム) https://www.globaldro.com/JP/search	
4	スポーツファーマシスト検索 https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php	
5	薬事情報センター アンチ・ドーピングホットライン (広島県薬剤師会) http://hiroyaku.jp/di/hotline/	
6	【書籍】「公認スポーツファーマシスト認定プログラム」 スポーツファーマシスト委員会編 日本アンチ・ドーピング機構 2019年	

7	国内のアンチ・ドーピング規則違反決定 (JADA) https://www.playtruejapan.org/code/violation/decision.html	
8	【書籍】「アンチ・ドーピング徹底解説 スポーツ医薬 服薬指導とその根拠」 鈴木秀典他編 中山書店 2020年	
9	「患者さんがもし…アスリートだったら？」 (JADA) https://www.playtruejapan.org/medical-staff/tue_top.html	
10	アンチ・ドーピングとサプリメント (JADA) https://www.playtruejapan.org/code/rule/supplement.html	
11	スポーツファーマシスト (JADA) https://www.sp.playtruejapan.org	

◆ 広島県薬剤師会 アンチ・ドーピング活動推進委員会からのお知らせ ◆

国体等の全国大会に出場する選手等の「うっかりドーピング」を未然に防ぐためには、地域で医薬品の提供に関わっている薬剤師によるアンチ・ドーピング活動が、今後ますます必要不可欠となります。そこで、薬の専門家である薬剤師がアスリートに対し、アンチ・ドーピング情報の提供ができる仕組みが必要と考え、「アンチ・ドーピング メールマガジン」の配信を2019年より開始しております。ご興味のある方は、この機会に是非ご登録下さい。

◆ メールマガジンの概要

提供情報	アンチ・ドーピングに関する情報等をタイムリーに提供 ・違反事例、禁止物質混入情報等 ・QA事例等 ・研修会、講習会等情報
提供方法	Eメール（月1、2回程度）
登録対象者	広島県薬剤師会会員で、アンチ・ドーピングに興味のある方 ※スポーツファーマシストでなくても登録可能です。

◆ メールマガジンの登録方法

次の項目（8項目）を確認し、Eメールにてご登録ください。

Eメール件名	「アンチ・ドーピング メールマガジン登録」		
Eメール送付先	anti-doping@hiroyaku.or.jp		
記載事項	①氏名およびふりがな	⑥興味のあるスポーツ	
	②登録用 Eメールアドレス	⑦スポーツファーマシスト認定取得 はい／いいえ	
	③勤務先、ご所属	⑧備考（スポーツファーマシストとしての活動実績等）	
	④連絡先 電話番号		
	⑤所属地域薬剤師会名		

【本件に関する問合せ先】

広島県薬剤師会 薬事情報センター 「アンチ・ドーピングホットライン」
電話：082-567-6055 Web サイト⇒ <http://hiroyaku.jp/di/hotline/>

お薬相談電話 事例集 No.127



薬事情報センター

Q. 授乳中です。腰痛がひどく、カロナールが出されて飲んだけど効かないで、以前飲んで効いたロキソプロフェンナトリウムを飲みたいが、飲んでも良いですか？

A. 書籍「妊娠と授乳」でも、国立成育医療研究センターの妊娠と薬情報センターサイト内に掲載されている「授乳中に安全に使用できると考えられる薬」でも、ロキソプロフェンは比較的安全に使用できる薬とされていますが、現状としてロキソプロフェンを飲んでいいかどうかについては、念のためカロナールを処方された医師にご相談いただければと思います。

◆解説

- ・妊娠中の胎児への薬の影響と、授乳中の乳児への薬の影響は、考え方が全く異なる。妊娠期は、催奇形性や胎児毒性が問題となるが、授乳期は、母乳への移行性で判断されることが多い。
- ・母乳育児には多くのメリットがあることを踏まえておく。(乳児の免疫機能アップ、スキンシップによる良好な母子関係の形成、母体のがん発症リスク低下等)
- ・授乳婦が服薬するベネフィットと、薬による乳児への影響といったリスクを十分に考慮する。
- ・薬剤の母乳への移行性について
母親が服用した薬が母親の循環血液中に移行
 - 母親の循環血液中の薬が、乳腺の腺房の上皮細胞を通過して母乳に移行
 - 母乳中の薬が乳児の消化管から吸収され乳児の循環血液中に移行
 という過程を経ることとなり、こういった多くの過程を経るごとに、移行する薬の量は減少していくことになる。
- ・授乳婦の薬物療法については、添付文書には一般的に「授乳中の婦人に投与することを避け、やむをえず投与する場合には授乳を中止させること。」のような記載がされていることが多い。これは、母乳中へ分泌される薬の量がごく微量でも、検出されれば添付文書に記載されることが多かったり、薬の発売時点では、授乳婦への投与に関するデータが十分になく、安全性が確認されていなかったりするため。

◆授乳婦に関する情報提供時に参考となるサイト、書籍

当センターでは、以下のサイトや書籍等複数の情報源を活用し、情報提供の参考としています。

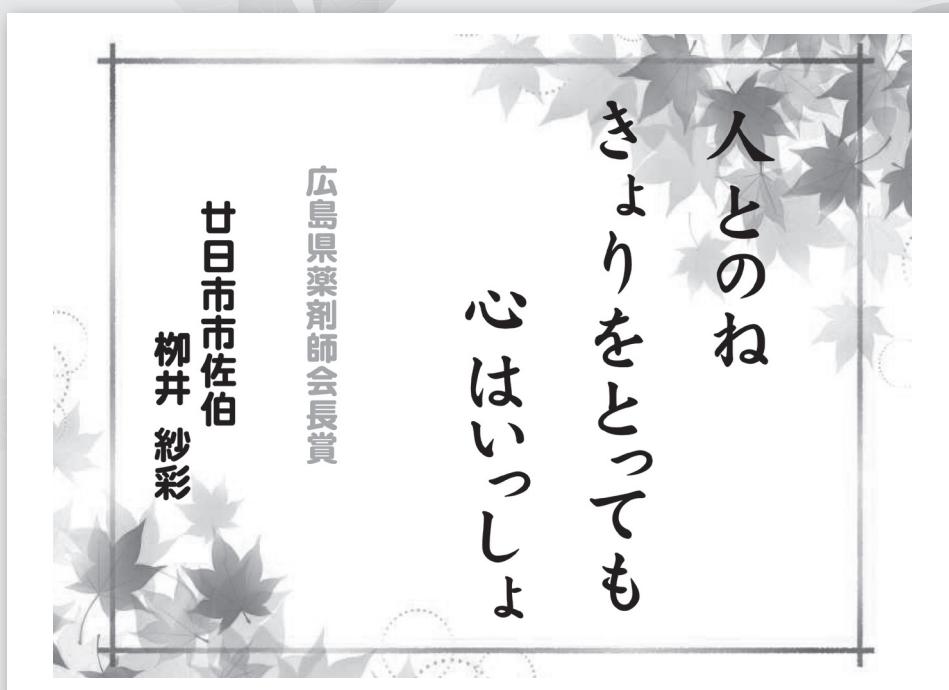
サイト名	QRコード	
●妊娠と薬情報センター https://www.ncchd.go.jp/kusuri/		
授乳中のお薬 Q&A https://www.ncchd.go.jp/kusuri/lactation/qa_junyu.html		
授乳中に安全に使用できると考えられる薬 https://www.ncchd.go.jp/kusuri/lactation/druglist.html		
授乳中の使用には適さないと考えられる薬 https://www.ncchd.go.jp/kusuri/lactation/druglist_unfit.html		
●愛知県薬剤師会（医療関係者向） https://www.apha.jp/medical/		
妊娠・授乳と薬 対応基本手引き（改訂第2版） https://www.apha.jp/archives/002/ninpu/tebiki.pdf		
●RAD-AR くすりの適正使用協議会 https://www.rad-ar.or.jp/		
妊娠・授乳とくすり https://www.rad-ar.or.jp/use/maternity/index.html		
書籍名	発行日	出版社
薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版	2020.8.1	南山堂
よくある不安や疑問に応える 妊娠・授乳と薬のガイドブック	2019.5.31	じほう

広島県環境保健協会 令和2年 環境と健康のポスター・標語コンクール

広島県薬剤師会長賞は下記のとおり決定いたしました。



呉市 的場 結月さん



廿日市市佐伯 柳井 紗彩さん

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

ひーちゃんのうしたさんぽ (2) 千羽堂 義知 (せんばどう のりとも)

ひーちゃん

「たこ焼きください！」って言うと

「たこのつつみ焼きですね」って返事が返ってきます。

『つつみ焼き』って呼ぶのは、包み込むように、何度も何度も生地を何層も重ねて焼くからだそうです。

メニューは、「たこのつつみ焼き」「マヨネーズとたこのつつみ焼」「マヨネーズとむき海老のつつみ焼き」があります。

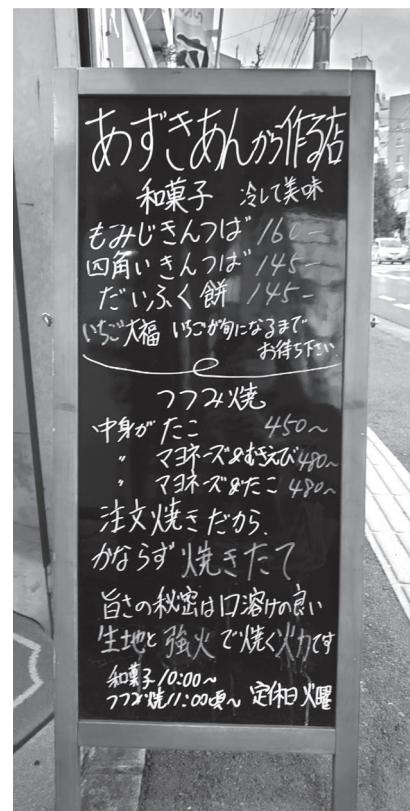
何度もつつむので1個が大きくて、中の生地はとろっとろっ！！

作り置きをしないので、いつも熱々のつつみ焼きを食べることが出来ます。これから寒い時期は身体だけでなく、心も温まるような気がします。

美味しいですよ。

でも、本当は和菓子がメインだそうです。小豆から餡を手作りし、きんづばやだいふく餅を作っています。甘さ控え目の餡ですよ。

お近くに来られたら、是非！！寄ってみてくださいね。



食工房千羽堂義知

広島市東区牛田旭1-12-14

営業時間 10:00~18:00 曜日 営業

定休日 火曜日

<https://www.facebook.com/senbadou/>

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

フランメンコライブ

踊る薬剤師 M

「こことここ、フランメンコ繋がりなんですよ～」「え～、そうなの？見てみたいわあ」「出来たら面白いよね！やってみる？」

“新型コロナウイルス”という言葉を時折耳にする様になったものの、まだ遠い対岸の出来事の様にしか感じていなかった、2020年1月某日、市内某所、広島県女性薬剤師会の新年会での他愛ない会話から、プロジェクトは始まった。

フランメンコ仲間であり、薬剤師仲間でもある面々でのライブ。そして、女性薬剤師会の活動を通じて知り合った方々をお客様にお迎えする。見る側も見せる（魅せる？）側も仲間同士の「温かい空間」そんなイメージが、浮かんだ。

フランメンコとは、言うまでもなくスペイン南部はアンダルシア地方の芸能だ。流浪の民「ロマ」（旧称ジプシー。スペインではヒターノと呼ぶ）がインド北部から移動を開始したのが紀元6、7世紀頃、そして各地を転々とし、14、15世紀頃ヨーロッパへ到着、17世紀頃にはスペインのアンダルシア地方で定住を始めたとされる（諸説あり）。彼等は迫害の歴史、生活の苦しみ、嘆きを歌った。やがてその歌に呼応して、手拍子や踊りが生まれた。そこへ楽器の伴奏が加わって、フランメンコの原型となった。その音楽は彼等が経由してきた土地の様々な文化の影響を受け、土着のスペイン民謡と融合し、現在のフランメンコへと受け継がれた。

派手な衣装で情熱的に舞う「踊り」にばかり目が行きがちだが、フランメンコの魅力は歌（カンテ）、ギター、踊り（バイレ）が「三位一体」となり「コンパス」と呼ばれるリズムを共通言語として調和し、展開するところにある。しかし三位一体とは言え昨今では、カンテソロ（歌のソロ。ギター伴奏を伴うことが多い）やギターソロでない場合、踊り先導、つまり踊り手が適切に合図を出して場を開けなければならない。熟練者であれば、初対面同士でも、簡単な打ち合わせだけでステージが成立するが、この合図、手や目くばせで送るのではなく「それらしい雰囲気を出して踊ることに尽くる。雰囲気と言っても合図でもある訳で、「行くよ行くよ～～今！」というその一瞬が、歌い手、ギタリストに伝わらなければならない。これがなかなか難しく、筆者はこの1月で丸20年を迎えたが、その域はまだまだ遠いな、と感じるばかりである。

3月くらいから毎月集まって合同練習をすれば、11月くらいには実現出来るかも、と思っていた矢先のコロナ禍。初めて集まって練習したのは6月の終わりだった。7月、8月と合同練習を重ねながら、コロナ第2波が起り、糸余曲折しつつ段々とライブの構成が固まってきた。ギターはプロフランメンコギタリストのKさんに、歌は踊りの師匠であるA先生にお願いして、もう1人の「踊る薬剤師」Bちゃんと2人で踊ることにした。9月、10月はほぼ毎週2人で練習し、勿論ソロパートは個別に自主練を積んだ。そして迎えた11月某日、西区某所のフランメンコスタジオに、ソーシャルディスタンスを考慮して13人のお客様にお越し頂いた。いつでも、始まってしまえば本番はあっという間で、お客様の温かい眼差しに包まれ、2人で5曲を踊り切った。コロナ禍の中、様々な制約を迫られる中で、ひと時でも楽しんで頂けた様でとても嬉しかった。自分達にとっても、とてもいい経験になつたので、これを糧にこれからも続けていこうと思った。

（尚、文中に女性薬剤師会の名称がありますが、会の行事とは無関係であることを付け加えておきます。）



エレガントで力強い「ファルーカ」。



美しく、威厳がある「ティエント」。
“手さぐり”という意味を持つ。



明るく、躍動感に溢れる「アレグリ・アス」。“喜び”を意味する。

シリーズ 薬局紹介 76

ファースト薬局宮島口店

廿日市市宮島口1-4-13



ファースト薬局宮島口店は、JR 宮島口駅の近く、国道 2 号線沿いにある薬局です。令和 2 年 4 月 1 日に開局しました。祖父母がかつて釣具店を経営していた店を、父が半年かけて改裝してくれました。宮島に訪れる際はぜひお寄りくださいませ。

ひとり薬剤師の個人事業主で、クリニックに併設しない面分業の薬局なので、開局前から波乱含みでした。

在宅医療の仕事がしたくて独立を考え、開局 1 年前から保健所に相談し、3 ヶ月前から申請していたのですが、保健所と厚生局から「在宅訪問で出かける時間帯は開局時間と認めない」と言われなかなか開局許可が得られず、むりやり閉局時間を設けることで 3 月 9 日にやっと、許可がありました。開局時間がとても変則的なのはそのためですが、閉局時間中でもふつうに開局しております？！（これ、お客様に理解してもらいにくくていまも悩んでいます）

コロナ禍において、ファースト薬局宮島口店を、どうやって認知してもらうか？という点が最も重要です。

開局前 2 ヶ月は、地域の医療機関や介護支援事業所、訪問看護ステーションなどをまわって、薬剤師の在宅訪問を知っていただく営業活動をおこなうつもりでいましたが、前述したとおりやっと開局の許可が得られたころには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で自粛が求められるようになりました。

研修会や懇親会がどんどん減り、人と会う機会が減ってゆきます。

まだ新型コロナウイルス感染症にどのように対策したらよいか共通解がなく皆が手探り状況の中で、営業は自身にも相手にもリスクの高い行動であり、方針を変更しました。その後は、ブログや SNS の更新をこまめにおこなったり、開局のお知らせ等のお手紙を送付したり、こつこつと活動しています。

お客様のなかには、病院に

行きたくないし、介護の世話にもなりたくない、という方がいらっしゃいます。忙しくて病院にいく時間がない、放っておいてもさほど問題ない、という方も。けれど頭痛だけなんとかしたい。湿布を貼って腰痛をやわらげたい。元気になれるサプリメントを飲みたい。保険調剤の仕事ばかりだった頃は、接することもなかった人々です。市販の頭痛薬はどれがいいのか、湿布はどのメーカーが使いやすいか、サプリは何を選ぶかなど、本気で調べて情報をとりにゆくようになりました。こういった方たちの手助けができる嬉しいのと同時に、いざという時は適切に受診を勧めてあげられるように準備しておきたいと思います。

私は、いつでもどんなお客様に対しても、最善の仕事ができるように準備をしておきたいと思っています。個人薬局では難しいこともあります、他の医療機関と協力してできるだけのことをやりたいです。いまは、自宅でも PCA ポンプを利用して緩和医療が受けられるような体制をととのえたいと考え、準備を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療の在り方が大きく変わろうとしています。何が最善かを決めるることはとても難しく、答えはひとつではありません。たくさんの知識や考え方を学び、それぞれに納得いただける提案をしたいと思います。地域のみなさま、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。



次回は、尾道薬剤師会 さつき薬局さんです。

書籍等の紹介

「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 1」

著者：木村 健
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、292頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,970円
送料：1部 550円

「設問式 疾患別薬学管理の基礎知識 2」

著者：木村 健
発行：株式会社 じほう
判型：A5判、292頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,970円
送料：1部 550円

「治療薬ハンドブック 2021」

編著：高久史磨／監
堀 正二、菅野健太郎、門脇 孝、
乾 賢一、林 昌洋／編
発行：株式会社 じほう
判型：B6変型判、1,566頁
価格：定価 4,840円
会員価格 4,360円
送料：1部 550円

「薬局実務実習に行く前に知っておきたい法律知識」

著者：白神 誠
発行：株式会社 薬事日報社
判型：A5判、203頁
価格：定価 2,200円
会員価格 2,000円
送料：1部 550円

「今日の治療薬2021」

編集：浦部晶夫、島田和幸、川合真一、伊豆津宏二
発行：株式会社 南江堂
判型：B6判、1,450頁
価格：定価 5,060円
会員価格 4,550円
送料：1部 660円

「治療薬マニュアル2021」

編著：高久史磨、矢崎義雄／監修
北原光夫、上野文昭、越前宏俊／編集
発行：株式会社 医学書院
判型：B6判、2,850頁
価格：定価 5,500円
会員価格 5,100円
送料：1部 660円

「Pocket Drugs 2021」

編著：福井次矢／監修
小松康宏、渡邊裕司／編集
発行：株式会社 医学書院
判型：A6判、1,150頁
価格：定価 4,620円
会員価格 4,290円
送料：1部 660円

「オンライン資格確認 Q&A 令和2年10月版」

集：株式会社 社会保険研究所
発行：株式会社 社会保険研究所
判型：B5判、308頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,800円
送料：1部 550円

「薬局スタッフのための改正薬機法ガイド 令和2年9月版」

集：株式会社 社会保険研究所
発行：株式会社 社会保険研究所
判型：B5判、448頁
価格：定価 3,300円
会員価格 2,800円
送料：1部 550円

※価格はすべて税込みです。



斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルできません。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2020年8月1日午後4時から2021年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型、保険期間1年、てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間^{*1}を超えた場合に補償します。^{*2}

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し動けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」
サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としで便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

告 知 板

第58回広島県薬剤師会臨時総会開催通知（予告）

標記の会議を次のとおり開催いたします。

日 時：令和3年3月21日（日）午後1時

場 所：広島県薬剤師会館

令和2年度版会員名簿を送付

令和2年度版会員名簿（令和2年11月16日現在）を送付しました（隔年毎に作成）。

2021年版管理記録簿を薬局・ 店舗販売業等へ配布（無料）

正会員A及び賛助会員Aの方々に送付しました。また、これと同時に県薬会員証も送付しました。管理記録簿には所要事項をご記入の上ご使用ください。



— 謹んでお悔やみ申し上げます —



小田原 晃氏 逝去

ご逝去されました。

薬剤師国家試験

正答・解説



20頁 問21

解説

2016(平成28)年における死因別死亡率の順位は、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患、5位が老衰となっている。しかし、2018(平成30)年は、3位と5位が入れかわり、1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が老衰、4位が脳血管疾患、5位が肺炎となっている。これは2019(平成29)年1月からICD-10(2013年版)による原因死選択ルールの明確化がなされたためと考えられる。

Ans. 4

27頁 問28

解説

腎臓の傍系球体細胞にはアドレナリン β_1 受容体が分布しており、 β_1 受容体が刺激されるとレニン分泌が促進される。よって、 β_1 受容体の遮断はレニン分泌抑制を引き起こす。

なお、内在性リガンドが存在しない(β_1 受容体刺激がない)状態で、 β_1 受容体を遮断してもレニン分泌は起こらないので、「内因性リガンドが働いている」という前提での出題と思われる。

Ans. 5

35頁 問36

解説

男性ホルモンの有する男性化作用を弱め、タンパク同化作用を強めたステロイド(タンパク同化ステロイド)には、メテノロン等がある。メテノロンはアンドロゲン受容体を刺激することによりタンパク同化作用を発揮する。

アロマターゼを阻害する薬物には、アナストロゾール等がある。エストロゲン受容体を刺激する薬物にはエチニルエストラジオール等がある。甲状腺のペルオキシダーゼを阻害することにより、チロシンのヨウ素化を阻止し、甲状腺ホルモン生成を抑制する薬物には、チアマゾール等がある。腎集合管のバソプレシンV₂受容体を刺激して、水の再吸収を促進する薬物には、デスマプレシンがある。

Ans. 5

90頁 問170

解説

- 1 ○ 有窓内皮は40～60 nmの円形の窓(フェネストラ)で、低分子物質は透過するが、高分子物質の透過は悪い。
- 2 × 皮下や筋肉に投与された薬物のうち、分子量が5,000以下の薬物は毛細リンパ管よりも毛細血管に移行しやすい。
- 3 × アルブミンは主に弱酸性薬物と強く結合する。弱塩基性薬物は α_1 -酸性糖タンパク質と強く結合する。 α_1 -酸性糖タンパク質の血漿中での存在量は50～100 mg/dLである。
- 4 ○ 記述の通り。
- 5 × 血漿のpHは7.4程度のアルカリ性である。そのため血漿中の弱酸性薬物はイオン形としての存在割合が多い。また、血漿タンパク結合率が高いので非結合形の存在割合も少ないため、血漿に比べて酸性側(pH 6.4～7.2)の乳汁中には移行しにくい。

Ans. 1, 4



明けましておめでとうございます！

コロナ禍の年末年始はステイホームされていましたか？

私の仕事納めは30日、そして今年は1月1日から仕事しました。

オーバーシュート、ロックダウン、クラスター、ソーシャル・ディスタンス、サーベイランス、トリアージなどコロナ関連用語が飛び交う毎日ですが、ちいさな希望や喜びを探しながら、前向きに2021年を送っていこうと思っています。

<もい鳥>

あけましておめでとうございます。

昨年は新型コロナ感染症に振り回された1年でした。私自身としても「エタノール不足に対する酒造メーカーとの交渉」「次亜塩素酸水をはじめとした消毒薬への対応」「SNS上でのデマ拡散への対応」などいろいろなことがございました。

本年もコロナ対策に追われる1年になると思いますが、薬剤師の職能を活かすチャンスも多くあるものと考えています。

ピンチはチャンス！！今年はきっとよい方向に向かうと思います。

がんばって乗り越えていきましょう。

<ときたま>

新年あけましておめでとうございます。

皆様、お健やかに新年をお迎えのことと思います。

集合研修やイベントなどが普通に行える平穏な日常が早く訪れるよう願っています。

春を待つようにコロナ明けを待ちわびる日々です。

<二葉 里子>

おけまして、おめでとうございます。

コアラ王国では、昨年収穫した、金柑・文旦・柚子・檸檬など柑橘類に囲まれて、お正月を迎えています。特に柚子の収穫では、トゲとの格闘です。

怪我をしないように収穫するのも、大変です。

コアラの手も傷だらけ・・・

今年も、よろしくお願ひします。

<コアラChanズ>

2020年11月1日発行のNo.290において誤植がございました。
深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P.22 「令和2年度 薬草に親しむ会」

左側上から4行目：【誤】藤本枝理先生

【正】藤本枝里先生

編集委員

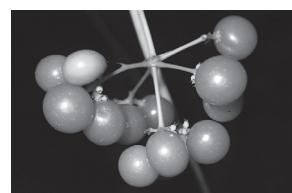
谷川 正之	中川 潤子	有村 典謙	豊見 敦
荒川 隆之	宮本 一彦	安保 圭介	下田代幹太
森広 亜紀	松井 聰政	三浦 常代	

表紙写真

ハスノハカズラ(実)(ツヅラフジ科)

ハスノハカズラには微毒のあるアルカロイドが含まれることから自生する宮島では鹿が食べません。近縁のシマハスノハカズラの茎を中国では漢防己・粉防己として薬用にします。消炎・鎮痛作用があると報告されています。日本ではツヅラフジを漢防己としています。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会）撮影場所：安芸郡府中町



保険薬局ニュース

令和 3 年 1 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.29 No. 1 (No.157)

令和 3 年度 保険薬局部会負担金について

令和 3 年度の広島県薬剤師会保険薬局部会負担金につきまして、本年度と同額といたしますが、報告期間については、令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月までとし、広島県に報告義務のある、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net）の調査期間と同様といたします。

この期間の社保・国保の総受付枚数、営業月数を次の様式にて、各地域薬剤師会にご申告くださいますよう、お願ひいたします。

なお、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく報告義務（薬局機能情報提供制度 救急医療 Net HIROSHIMA）<http://www.qq.pref.hiroshima.jp/qq34/qqport/kenmintop/> の項目に、「処方せんを応需した数（患者数）前年に処方せんを応需した延べ人数」があり、この数字とほぼ差異は無いものと考えますので、大きな齟齬の無いよう、ご報告くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

提出方法・提出期限につきまして、ご不明な点がある場合は、所属の地域薬剤師会にお問い合わせください。

(参考)

ランク	1 月あたり 枚 数	1 月あたりの 算定基準額	年間算定基準額	年間負担金
A	0～ 100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～ 200	665	7,980	3,990
C	201～ 300	1,520	18,240	9,120
D	301～ 400	2,565	30,780	15,390
E	401～ 500	3,800	45,600	22,800
F	501～ 600	5,225	62,700	31,350
G	601～ 700	6,840	82,080	41,040
H	701～ 800	8,645	103,740	51,870
I	801～ 900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

-----切り取り線-----

保 険 薬 局	コード番号	
	名 称	
	開 設 者	
	所 在 地	

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
受付枚数							

月	8月	9月	10月	11月	12月	総 計	月平均受付枚数
受付枚数							

※ 歯科・眼科・耳鼻科の受付枚数は 1 と数えます（2 / 3 にはなりません）。

※ 生保・公費単独は含みません。

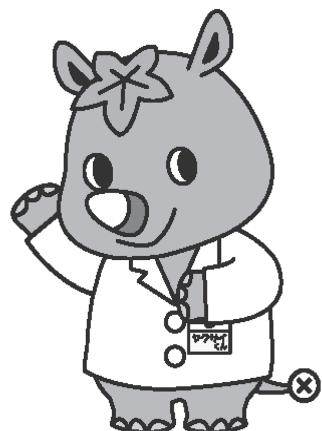
営業月数

年末年始の保険調剤について

12月29日から1月3日は、国民の休日として扱うとされているため、この間に調剤した場合には、夜間・休日等加算を算定することができます。

しかし、12月29日～12月31日の間を休日として扱うことは、広く知られているとは言えないため、この間に加算を算定する場合には、店内にその旨を掲示し、休日扱いであることを告知してください。

開局した状態での調剤で、休日加算を算定できるのは、12月29日～1月3日までの期間、本来、当該薬局の休業日と届け出ている日に、支部運営による輪番制で開局している薬局であり、支部担当者が県薬剤師会ホームページに休日当番薬局として掲載している薬局です（その他の薬局は、夜間・休日等加算の対象です）。



新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）

このことについて、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会を通じて連絡がありましたので、お知らせいたします。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、小児の外来診療においては特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、保険薬局において6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で必要な薬学的管理及び指導を行い「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、薬剤服用歴管理指導料等に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数（12点）をさらに算定できることとされました。

本取扱いは、本事務連絡の発出から令和3年2月調剤分までの措置とされております。

通知全文については、本会Webサイトの「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報」<https://sites.google.com/view/hpa-covid19/>に掲載しております。

（厚生労働省保険局医療課通知関係部分抜粋）

1. 小児の外来における対応について

新型コロナウイルスの感染が拡大している間、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療等を実施した場合、以下の取扱いとする。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。

（3） 保険薬局において、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「薬剤服用歴管理指導料」※注8に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数（12点）をさらに算定できることとすること。

問1 1について、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

（答）※「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

(院内感染防止等に留意した対応の例)

- COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徵候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70~95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

※「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版

（小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ）」はこちらに掲載されております。

公益社団法人日本小児科学会 http://www.jpeds.or.jp/modules/activity/index.php?content_id=356

問2 1について、小児の外来診療において特に必要な感染予防策を講じて診療等を行う保険医療機関等において、6歳未満の乳幼児に対して、「新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）及び「歯科診療における新型コロナウイルスの感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合、どのような取扱いとなるか。

（答） 1については、小児の外来における診療等については、特に手厚い感染症対策を要することを勘案し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で実施された診療等を評価するものであるため、電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合は、算定できない。

※注8 「乳幼児服薬指導加算」は、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。

今回の取扱においては、乳幼児服薬指導加算とは別に小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じていれば、すべての患者に対してさらに12点を算定できます。（中国四国厚生局確認済）

国会レポート

第203回臨時国会



自由民主党政務調査会会长代理
参議院議員・薬剤師・情報監視審査会会長
藤井 もとゆき

第203回臨時国会は10月26日に召集され、12月5日までの41日間の会期となりました。

菅新総理は所信表明演説において、新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防止し、国民の命と健康を守り抜き、その上で社会経済活動を再開し、経済を回復させるとの強い意思を示しました。そして、ワクチンについて、安全性と有効性を最優先に、来年前半までに全ての国民に提供できる数量を確保することを表明しました。一日も早いワクチン、治療薬の開発に期待したいと思います。

また、各省庁の縦割りを打破し行政のデジタル化を進める等、大胆な規制改革を実現し、ウィズコロナ、ポストコロナの新しい社会を築くとしています。社会保障に関しては、不妊治療への保険適用を早急に実現すること。各制度の非効率や不公平を正し、毎年薬価改定の実現に取り組むとともに、オンライン診療の恒久化を推進するとしています。薬価等の具体的な事項については、中医協等の適切な機関において、適正な判断がなされるものと思います。

私は今国会で参議院情報監視審査会の会長に任命されました。情報監視審査会は8名の委員で構成され、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定・解除及び適正評価の実施状況を調査し、議院等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査することを任務としています。

情報監視審査会において取り扱う情報は、特定秘密保護法に規定する防衛、外交等、日本の安全保障に関する事項のうち特に秘匿を要することから、審査会委員は知り得た特定秘密等を漏らさないとの宣誓を行います。審査会長として、適正な国会運営に尽力して参ります。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

本田あきこ オレンジ日記



女性の健康と活躍推進

自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師・自由民主党厚生労働部会副部長
本田 順子

自民党の組織の中に、女性局（局長：吉川ゆうみ参議院議員）という組織があり、私は菅新総裁のもとで引き続き女性局次長を務めることとなりました。女性局は、女性ならではの視点で政治や政策を考え、その実現のために行動する組織です。全国各地で女性向けの勉強会や対話集会を行い、女性の皆さんのご意見を頂戴し議論を重ねる活動をしています。11月2日には九州ブロック会議が熊本で開催され私も参加し、活発な議論が展開されました。

女性局の活動の一つが、女性の健康支援のための法的基盤を築くことです。平成26年及び平成28年の2度にわたって「女性の健康の包括的支援に関する法律案」を国会に提出しましたが、成立には至りませんでした。その後、法案の充実について検討を行い、「健康活力社会の形成の促進のための女性の健康の包括的支援に関する法律骨子案」をまとめ、これを踏まえ、政府において速やかに法案を立案し国会に提出するよう関係方面に要望をしています。骨子案によると、女性の健康の包括支援に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明確にし、3月3日から9日までを期間とする「女性の健康週間」の設定、支援のための具体的な施策等を規定することとしています。具体的な施策には、女性の心身の特性に応じた医療の確保、健康増進情報の提供体制・相談体制の整備、関係団体との連携強化が含まれています。

また、自民党の政策調査会のもとに女性活躍推進特別委員会が設けられ、私は事務局次長を拝命しています。この特別委員会に「女性の健康・子育てWG」が設けられ、私もメンバーに加わっています。

女性局と女性活躍推進特別委員会での活動を通じて、上記の法律の制定に向け努力できればと思っています。



本田あきこ



メルマガ登録

フェイスブック
本田あきこの部屋 @89314honda

ツイッター

まさ ゆき
政幸だより



はじめまして！神谷まさゆきです

日本薬剤師連盟 副会長
神谷 まさゆき

日本薬剤師連盟副会長の神谷まさゆきです。3月25日の定時評議員会において、藤井基之先生の後継者として組織内統一候補に選任いただき、翌26日に日本薬剤師連盟の副会長を拝命してから7か月以上経過しました。今月から日頃の活動を中心に皆様に近況をお伝えさせていただく「**まさゆき**」を皆様のお手元にお届けさせていただくことといたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

組織内統一候補に決定後、直ちに都道府県への訪問活動を計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため思うにまかせない状況が続きました。5月25日になって緊急事態宣言と移動制限が解除されてようやく活動できるようになり、直接訪問またはオンラインを通じて、都道府県の会合や集会に参加させていただいております。オンラインでの訪問では、私の思いや考えを皆様にお伝えするには十分とは言えませんが、皆様に温かく迎えていただいておりますことに心より感謝申し上げます。また、日本薬剤師連盟の機関紙「POWER！」には、訪問活動の報告とともに私のことを少しでも知っていただければと「神谷まさゆき物語」を連載しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

私は、薬局経営者として、製薬会社の医薬情報担当者としての経験、薬剤師会や学会の活動を通じて、薬剤師業務と政治とのかかわりの重要さを身に染みて感じ、政治を志す決意を固めました。訪問させていただく先々で、国民が健康で安心して暮らせる社会の実現を目指して、薬剤師が職能を十分に発揮できるよう政治の場で活動していくことが、私に課せられた役割であることを皆様にご理解いただけるようお話しさせていただいている。

年内に全都道府県を直接訪問することを目標に、現在精一杯活動しております。できるだけ多くの皆さんに直接お目にかかりご意見を伺い、それを糧に頑張って参りたいと思います。

どうぞ、神谷まさゆきに対する暖かいご支援をお願い申し上げます。

1. Facebook ページ『薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌』を開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡



3. 神谷まさゆきメールマガジンを開始しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡



2. 神谷まさゆきのホームページを開設しました。
右のコードから閲覧してください ➡



4. 神谷まさゆきのLINEアカウントを開設しました。
右のコードから登録をお願いいたします ➡



神谷まさゆき君を応援しよう！！

ホームページ

神谷まさゆき君の政治信条やプロフィール、活動の様子等をご覧いただけます



LINE公式アカウント



L I N E 公式 I D : @804mflcd

薬剤師「神谷まさゆき」の活動日誌 (Facebookページ)

神谷まさゆき君の活動の様子をタイムリーに写真や動画とともにご覧いただけます



メールマガジン

神谷まさゆき君からコラム、トピック等を月1回お届けします



パソコンからのEmail受信拒否設定などをされている場合は、下記アドレスからのEmailを受け取れるように設定してください。
info@kamiya-masayuki.com

安芸高田市議会議員選挙について

令和2年11月15日執行されました安芸高田市議会議員選挙において、本連盟が推薦いたしました山根温子氏（広島県薬剤師会会員）においては、当選されましたことをご報告いたします。

医師・歯科医師・薬剤師の届出のお願い

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、2年に一度、各法に規定する事項の届出が義務付けられており、本年がその実施年に当たります。この届出は、今後の厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする「医師・歯科医師・薬剤師統計」の客体となるものであり、届出について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《医師・歯科医師・薬剤師の届出について》

① 届出の根拠

医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項及び薬剤師法第9条により、2年に一度の届出が義務付けられています。

② 届出の方法等

(1) 届出票（様式）について

○届出票の様式は、住所地を管轄する保健所から配布されます。（病院等に従事されている方については、当該施設から配布される場合もあります。）

○上記のほか、厚生労働省のホームページからダウンロードすることもできます。

[\[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/sanshi_todokede.html\]](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/sanshi_todokede.html)

(2) 届出の方法

○令和2年12月31日現在の住所、氏名、登録番号、登録年月日、従事先等、届出票に記載されている事項に記入の上、住所地を管轄する保健所へ提出してください。

（病院等に従事されている方については、住所地にかかわらず当該施設で取りまとめて提出される場合もあります。）

○複数の施設に従事している場合には、主な従業先のもの1枚だけを提出してください（重複提出は行わないでください）。ただし、複数の免許を保有している場合は、それぞれの届出票を提出する必要があります。

○12月31日現在で就労していない方も、届出票を提出する必要がありますので、届出漏れのないようにしてください。

③ 調査の期日

令和2年12月31日現在（届出票に記載していただく基準日）

④ 届出期限

令和3年1月15日(金)

○届出期限までに住所地を管轄する保健所へ提出してください。

（従事先で取りまとめられる場合は、当該施設が定める期限までに提出してください。）

⑤ 問合せ先

広島県健康福祉局健康福祉総務課（広島市中区基町10-52 TEL082-513-3030（ダイヤルイン））

又は最寄りの保健所まで

保健所名	住 所	電話番号	管轄区域
西部保健所	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181（代）	大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
西部東保健所	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911（代）	竹原市、東広島市、大崎上島町
東部保健所	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011（代）	三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町
北部保健所	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181（代）	三次市、庄原市
広島市保健所	広島市中区富士見町11-27	082-241-7417（ダイヤルイン）	広島市中区
東区分室	広島市東区東蟹屋町9-38	082-568-7752（ダイヤルイン）	広島市東区
南区分室	広島市南区皆実町1-5-44	082-250-4136（ダイヤルイン）	広島市南区
西区分室	広島市西区福島町2-2-1	082-532-1017（ダイヤルイン）	広島市西区
安佐南区分室	広島市安佐南区古市1-33-14	082-831-4563（ダイヤルイン）	広島市安佐南区
安佐北区分室	広島市安佐北区可部4-13-13	082-819-3956（ダイヤルイン）	広島市安佐北区
安芸区分室	広島市安芸区船越南3-4-36	082-821-2829（ダイヤルイン）	広島市安芸区
佐伯区分室	広島市佐伯区海老園2-5-28	082-943-9762（ダイヤルイン）	広島市佐伯区
福山市保健所	福山市三吉町南2-11-22	084-928-1164（ダイヤルイン）	福山市
呉市保健所	呉市和庄1-2-13	0823-25-3534（ダイヤルイン）	呉市

発 行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号

電話(082) 262-8931(代) FAX(082) 567-6066

ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。